

**生活困窮者自立支援制度に係る
自治体事務マニュアル
(令和7年5月14日 第15版)**

目 次

用語の定義	5
第1 生活困窮者自立支援制度の趣旨及び概要等	7
1 制度の趣旨	7
2 制度の基本理念	7
3 制度の対象者	8
4 制度の概要	9
第2 生活困窮者自立支援制度における自治体の主な役割	12
1 事業の実施	13
2 アウトリーチ	17
3 周知啓発	17
4 庁内体制の構築	18
5 地域ネットワークの構築（関係機関との連携、協議の場の設定）	18
6 都道府県による市町村支援	20
第3 各事業等の概要	21
1 共通事項	21
2 特定被保護者による事業利用の流れ	21
3 自立相談支援事業	24
4 住居確保給付金	28
5 就労準備支援事業	29
6 居住支援事業	34
7 家計改善支援事業	39
8 都道府県による市町村支援事業	41
9 福祉事務所未設置町村による相談の実施	42
第4 支援調整会議	44

1	支援調整会議の意義	44
2	自治体等の参画	44
第5	支援会議	45
1	支援会議とは	45
2	支援会議の設置主体等	45
3	支援会議で取り扱う事例	45
4	支援会議の構成員	45
5	守秘義務	46
6	その他	46
第6	支援決定	47
1	支援決定	47
2	支援決定の実施主体	47
3	相談受付から支援決定までの流れ	47
4	利用要件等の確認	55
5	緊急的な支援が必要な場合	55
6	支援決定の効果	56
7	法に基づく事業等の再利用等	56
8	法に基づく事業の利用者が被保護者となった場合の取扱いについて	56
第7	住居確保給付金の支給	57
1	住居確保給付金の概要	57
2	家賃補助	60
2-1	支給要件	60
2-2	支給額	67
2-3	支給期間等	67
2-4	支給方法	68
2-5	支給決定までのプロセス等（図表 7-1、図表 7-2 を参照）	68
2-6	支給額等の変更	74
2-7	支給の中断及び再開	75

2-8	支給の中止	76
2-9	支給期間の延長等	77
2-10	再支給	78
2-11	不適正受給への対応	78
2-13	行政不服申立	80
3	転居費用補助	85
3-1	支給要件	85
3-2	対象経費・支給額	89
3-3	支給方法	89
3-4	支給決定までのプロセス等（図表 7-4 を参照）	90
3-5	再支給	96
3-6	不適正受給への対応	96
3-7	関係機関との連携等	97
3-8	行政不服申立	97
第8	就労訓練事業の認定等	100
1	就労訓練事業の意義・概要	100
2	認定制度の趣旨・概要	100
3	認定基準の内容	102
4	認定事務の流れ	105
5	認定事務の詳細	106
6	事業開始後の手続	109
7	報告徴収に関する留意事項	110
8	認定取消に関する留意事項	111
9	認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大	112
第9	他機関、他制度との連携等	113
1	総論	113
2	福祉事務所	113
3	ハローワーク	113

4	生活福祉資金貸付制度	113
5	地域若者サポートステーション	114
第 10	生活困窮者支援を通じた地域づくり	115
1	他機関との連携を通じた地域づくり	115
2	既存の社会資源の把握と活用	115
3	社会資源の開発	115
4	住民への理解促進	116
第 11	その他	117
1	事業の評価及びその活用	117
2	個人情報の取扱等	117
3	人材養成	118
4	調査（データ収集）等	119

用語の定義

以後、特に断りがない限り、以下のとおりとする。

(1)「法」

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）をいう。

(2)「平成 30 年改正法」

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）をいう。

(3)「令和 6 年改正法」

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）をいう。

(4)「則」

生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）をいう。

(5)「福祉事務所設置自治体」

法第 3 条第 3 項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）、福祉事務所を設置する町村）をいう。単に自治体と表記する場合も、基本的に福祉事務所設置自治体をいう。

(6)「法に基づく事業」

「生活困窮者自立相談支援事業」、「生活困窮者住居確保給付金（の支給）」、「生活困窮者就労準備支援事業」、「生活困窮者居住支援事業」、「生活困窮者家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」を総称している。

(7)「法に基づく事業等」

「法に基づく事業」のほか、「都道府県の市等の職員に対する研修等事業」、「福祉事務所を設置していない町村による相談等」及び「生活困窮者認定就労訓練事業」を総称している。

(8)「任意事業」

「生活困窮者就労準備支援事業」、「生活困窮者居住支援事業」、「生活困窮者家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」、「都道府県の市等の職員に対する研修等事業」及び「福祉事務所を設置していない町村による相談等」をいう。

(9)「基準額」

則第 4 条第 1 号イに規定する「基準額」をいう。

(10)「住宅扶助基準に基づく額」

則第4条第1号イに規定する「住宅扶助基準に基づく額」をいう。

(11) 略称の使用等

法に基づく事業等の名称の表記において、「都道府県の市等の職員に対する研修等事業」を「都道府県による市町村支援事業」、「福祉事務所を設置していない町村による相談等」を「福祉事務所未設置町村による相談の実施」とする。

法に基づく事業については、「生活困窮者」を事業名から省略することとする。

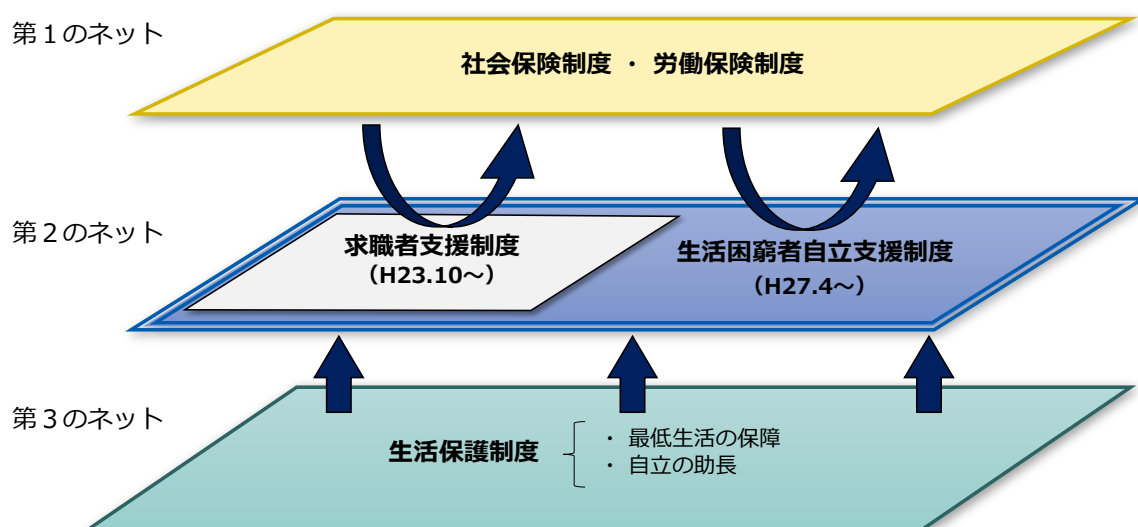
第1 生活困窮者自立支援制度の趣旨及び概要等

1 制度の趣旨

本制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行うものである。本制度は、第1のセーフティネットである社会保険制度や労働保険制度、第3のセーフティネットである生活保護制度の間にある、第2のセーフティネットと呼ばれている。

図表 1-1 生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット



生活困窮者自立支援制度における「自立」とは、単に就労を目指すことだけではなく、①日常生活自立（健康や日常生活をよりよく保つこと）、②社会生活自立（社会的なつながりを回復・維持すること）、③経済的自立（経済状況をよりよく安定させること）の3つの概念があり、個々の対象者の状態や希望に応じた自立を目指す制度である。

生活困窮者支援の具体的な特徴は、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援である。

2 制度の基本理念

新規相談者の抱える課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題など多岐にわたり、かつこうした課題を複数抱える者が存在するなど、生活困窮者の有する課題は複雑かつ多様化している。

そのため、生活困窮者に対する支援は、生活困窮者自立支援制度に位置づけられている支援だけで完結するものではなく、様々な関係機関、NPOなどの民間団体、地域住民などとの緊密な連携と協働のもとで展開することが重要であり、

法においては、生活困窮者自立支援制度の基本理念として、

- ①生活困窮者の尊厳の保持（法第2条第1項）
- ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者個人の状況に応じた、包括的・早期的な支援（法第2条第1項）
- ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）（法第2条第2項）

を明記している。

①の尊厳の保持のためには、行政や支援機関側の論理や都合で支援を組み立てるのではなく、生活困窮者本人の願いや希望を中心に据えて、本人中心の支援を行っていくことが求められる。そのためには、本人と信頼関係を構築し、生活困窮者本人の自己決定・自己選択を支えることが必要である。

②の包括的・早期的な支援のためには、後述する関係機関との連携の構築や、地域のネットワークを通じた生活困窮者の把握、アウトリーチの姿勢などが有効である。これは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）において市町村の努力義務となっている包括的支援体制の整備にも繋がるものであり、生活困窮者自立支援制度が制度の狭間を作らない制度として創設された経緯を踏まえ、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の実施を検討する前に、本制度を包括的支援体制の基盤としてできる限り使いこなすことが重要である。

③の地域づくりは、生活困窮者の支援を通して、様々な分野の社会資源の連携を促進・活性化していくことを指す。これにより、生活困窮者の早期把握や見守りに資するだけではなく、居場所や地域とのつながりの形成により、本人の自己肯定感や自尊感情の回復といった自立に向けた重要な一歩を踏み出すことになる。地域づくりに当たっては、地域課題の解決という視点から、福祉の枠組みを超えた就労や社会参画の機会を創出することも大切である。地域づくりは、必ずしも新しい事業を立ち上げる必要はなく、インフォーマルなものや地域住民等が主体となった互助的な取組など地域の資源等を把握・活用することが極めて重要である。こうしたプロセスなしに、生活困窮者を効果的に支援する仕掛けはできない。最終的には、支援する側・される側という関係をを超えて、生活困窮者も地域社会の一員として積極的な役割を果たす地域共生社会の実現に繋げていくことを目指して取り組むべきである。各自治体においては、これらの基本理念を、折に触れて、生活困窮者自立制度所管部局内のみならず、生活困窮者に対する自立支援に携わる関係部局・関係機関とも共有を行い、支援を進めていただきたい。

3 制度の対象者

法第3条第1項において、法の対象となる生活困窮者は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されている。経済的困窮に至る背景には様々な事情があることから、生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、相談を幅広く受け

止めた上で、生活困窮に至る背景事情を踏まえた適切かつ効果的な支援の展開が求められる。

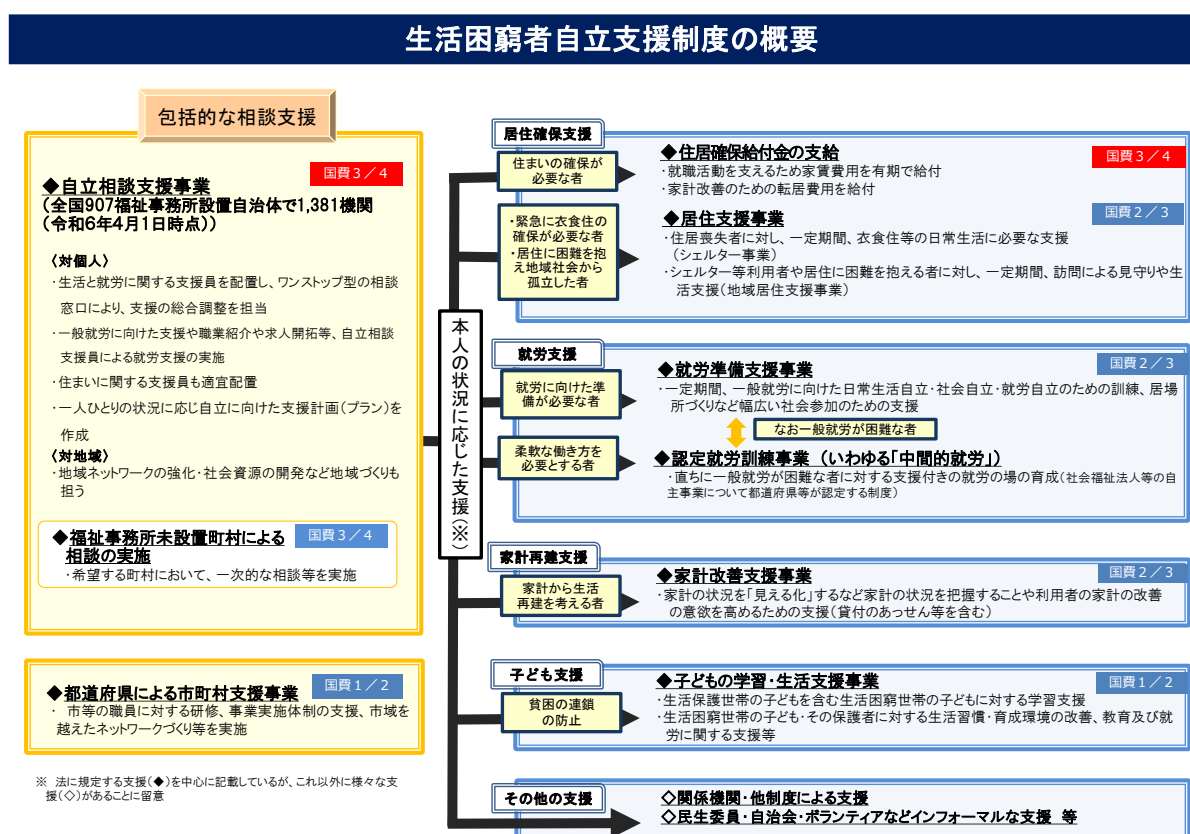
上記対象者の考え方を踏まえ、早期的・予防的な観点を含めた支援を実現するために、福祉事務所設置自治体において各種調査や統計の分析等を行い、自治体内の生活困窮者の概数を把握することが必要である。

また、従来、法の対象に被保護者は含まれなかった（子どもの学習・生活支援事業を除く。）が、令和6年改正法により、生活保護制度と本制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保する等のため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める場合には、被保護者が生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を利用できるとされた。

4 制度の概要

生活困窮者自立支援制度においては、基本的に自立相談支援事業を入口として、法に基づく事業や他法・他制度に基づく事業、その他インフォーマルな取組を含めた必要な支援につながるものとされている。

図表 1-2 制度の概要（全体像）



図表 1-3 各事業等の概要

事業等名	概 要
自立相談支援事業	- 生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる - 関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行う - 認定就労訓練事業の利用のあっせんを行う - 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組む
住居確保給付金	- 離職ややむを得ない休業等により住居を失った又はそのおそれがある生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給 - 同一の世帯に属する者の死亡や離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を失った又はそのおそれがある者で、家計の改善のために新たな住居の確保を必要とする者に対して、転居費用相当分を支給
就労準備支援事業	- 長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、1年間を基本として支援を実施 - 生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活自立に関する支援）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会生活自立に関する支援）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（経済的自立に関する支援）を計画的かつ一貫して行う
就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」を行う事業）	- 本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者に対して、社会福祉法人、消費生活協同組合、NPO法人、株式会社等の自主事業として実施。就労支援プログラムに基づき利用者の状況に応じた就労の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施 - 実施事業者は、都道府県知事等による認定を受けることで、税制優遇や優先発注の対象となる（国及び自治体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るように努めるものとされている（法第16条第4項））
家計改善支援事業	- 家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画の作成や、以下の①～④の支援を含めた家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す ① 家計管理に関する支援 ② 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援 ③ 債務整理に関する支援 ④ 貸付けのあっせん など
居住支援事業	- 住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間（原則3月）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与、自立相談支援事業との連携による就労支援等を実施（以下「シェルター事業」という） - 自立支援センター等の退所者や、現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立した状態にある者や、終夜営業の飲食店や知人宅など、屋根のある場所と路上を行き来する不安定な居住状態にある者に対し、訪問による必要な情報の提供や助言のほか、現在の住居において日常生活を営むのに必要な支援を実施（以下「地域居住支援事業」という）
子どもの学習・生活支援事業	- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に以下の①～③の支援を実施 ①学習支援 ②生活習慣・育成環境の改善に関する助言

	③進路選択（教育、就労等）に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整 ・各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）
その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業	・地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進のための取組（就労訓練事業の立ち上げ支援や人材養成等）を実施
福祉事務所未設置町村による相談の実施	・福祉事務所未設置町村が都道府県と連携しながら生活困窮者からの相談に応じる
都道府県による市町村支援事業	・都道府県が市町村に対して必要な助言、情報提供等の援助を行う ・例えば、自立相談支援事業に従事する者等に対する人材養成研修や、関係機関等を対象としたシンポジウム・勉強会の実施、単独で任意事業を実施するのが困難な市町村への共同実施の働きかけ、支援が困難な事例等について市域を越えて経験豊富な相談員へ支援手法の相談を行う場の構築などの取組を実施

第2 生活困窮者自立支援制度における自治体の主な役割

本制度における福祉事務所設置自治体等の主な役割としては以下のようなものがある。
これらのうち、特に制度全体に関わる重要な役割について詳しく後述する。

図表 2-1 生活困窮者自立支援制度における自治体の主な役割

＜福祉事務所設置自治体＞

- 関係部局や関係機関との連携体制（地域ネットワーク）の構築
- 就労体験・就労訓練の場などの社会資源の開発
- 対象者の把握・アウトリーチ
- 支援調整会議への参画・調整
- 支援決定
- 支援会議の実施
- 住居確保給付金の支給に係る審査、決定及び支給
- 法に基づく事業等（就労訓練事業及び福祉事務所未設置町村による相談の実施を除く。）の実施主体として自ら事業を実施（事業を委託により実施する場合は、委託事業者の選定、委託契約の締結などを行う。ただし、委託の場合であっても、地域ネットワークの構築や社会資源の開発等に自治体も主体的に関わること。）
- 相談支援員等の人材養成
- 法に基づく事業等の評価・検証、事業のPDCAサイクルの実施
- 統計データの収集、分析、活用
- 制度の周知広報活動

＜都道府県・指定都市・中核市＞

- 就労訓練事業の認定（一般市等においては、就労訓練事業の認定申請の経由事務を実施。）

＜都道府県＞

- 管内福祉事務所設置自治体の職員に対する研修の実施
- 管内福祉事務所設置自治体のニーズに合わせた事業実施に向けた体制整備支援（広域実施のための管内自治体間の調整や委託先事業者のコーディネートなど）
- 困難事例の共有など圏域を超えた支援員間のネットワーク作り・スーパーバイズ環境整備
- 管内福祉事務所設置自治体に対する必要な助言、情報の提供等の支援

＜福祉事務所を設置していない町村＞

- 一次的な相談窓口の事業を実施（任意）

1 事業の実施

(1) 事業の実施主体

法に基づく事業等（就労訓練事業及び福祉事務所未設置町村による相談の実施を除く。）の実施主体は福祉事務所設置自治体であり、住居確保給付金の支給を除き、事業の全部又は一部を委託して実施することができる（法第5条第2項、第7条第3項及び第10条第2項）。

(2) 任意事業の実施

自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給については必須事業とされている一方で、その他の各種法定事業等については、支援対象者や社会資源の状況が地域によって様々であることから、地域の実情に応じて実施できるよう、任意事業とされている。

もっとも、複雑かつ多様な課題を有する生活困窮者への支援に当たっては、就労、家計、住まいなど様々な面から自立に向けた包括的な支援を提供することが重要であるため、地域の実情に応じた必要な任意事業を実施することが求められる。このため、法第7条第1項において、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施を努力義務としている。さらに、令和6年改正法では、居住支援事業のうち、地域の実情に応じて必要と認められるものを実施するよう努めるものとされた。

就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住支援事業の実施に当たっては、法第7条第6項に基づき厚生労働大臣が定める「生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針」（令和7年厚生労働省告示第133号。以下「指針」という。）を参考とされたい。

(3) 事業委託の方法

ア 委託先の要件

法に基づき委託が可能な事業は、則第9条に規定する者（社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、消費生活協同組合、特定非営利活動法人、労働者協同組合、住宅確保要配慮者居住支援法人その他都道府県等が適当と認めるもの）に委託することとされており、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、原則的には法人格を有するものが委託先の要件となる。

なお、支援決定に係る事務及び住居確保給付金の支給事務については、福祉事務所設置自治体が自ら行うべき事務であって委託することはできない。

委託の方法としては、①単独の事業者に委託、②複数の事業者に委託、③複数の事業者で構成された運営主体に委託するといった方法がある。③の場合、運営主体が法人格を有しない、いわゆる任意団体であっても、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、福祉事務所設置自治体が適当と認める者であれば委託することが可能である。

イ 委託先の選定に当たっての考え方

委託先の選定に当たっては、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を

有する職員を配置し、法の理念に即した支援を展開できることのほか、守秘義務や個人情報保護に必要な措置を講じること、記録を適切に管理すること、職員に対する指導・育成等を行う体制を整えることなどについて適切に実施できる事業者を選定することが必要となる。なお、自治体は、委託先事業者と適切に役割分担を行い、必要な連絡調整等を行うことが重要である。

具体的な委託方法としては、以下の①～④の方法が考えられる。

① 生活困窮者に対して既に何らかの支援を行っている事業者委託する

地域によっては、既に生活困窮者等の複合的な課題に対応する相談支援を実施している事業者もあり、そうした実績を持つ事業者委託する。

② 類似の事業を行っている事業者委託する

〈自立相談支援事業を委託する場合〉

地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域若者サポートステーションの受託事業者や、社会福祉協議会等の相談支援事業を実施している事業者委託し、生活困窮者の相談支援体制を整える。窓口の設置場所については、分野を超えた連携が円滑に進むよう、既存の相談支援機能を活かし統合して設置し、効果的・効率的な体制とすることも考えられる。

〈家計改善支援事業を委託する場合〉

自立相談支援事業と同一の事業者が受託することで、相談受付・アセスメントの段階から連携して一体的な支援が実施できる。また、両機関における情報共有が円滑になり、相談者にとって面談等に関する負担が軽減されることにもつながる。

貸付機関と同一の法人が受託する場合、貸付を受けられることがインセンティブとなって、家計改善支援事業の利用を受け入れやすくなるとともに、円滑な償還が期待される。ただし、この場合、貸付けに当たっては、返済の可能性を客観的に判断する必要があることから、家計改善支援事業を実施する立場と貸付けの可否を判断する立場とで利益相反を起こさないため、家計改善支援員と貸付けの担当者は別の者にするなどの事業運営上の工夫が必要である。

③ 類似の事業を行っている複数の事業者から構成される任意団体に委託する

〈自立相談支援事業を委託する場合〉

複数の事業者が、それぞれの専門性（相談支援、就労支援等）に応じて、役割分担・補完しあうことができるよう任意団体を構成し、この任意団体に委託することも考えられる。この場合、原則として構成する各事業者が法人格を有することのほか、協定等の文書において事業実施に関する役割分担・責任の所在を明確にすること等が要件となる。

④ 受託事業者が事業の一部を別の事業者委託する

受託事業者が事業の一部を別の事業者委託することも可能である。再委託をする場合、自治体は、再委託する意義（必要性）があるか、再委託により事業実施が非効率とならないか、再委託により利用者が事業を利用しにくくならないか、当初の委託先と再委託先できちんと連携が取れているか等を確認する必要がある。

なお、交付された補助金により他の事業者にも再委託する場合は、委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満でなければならない。

ウ 委託先の選定に当たっての留意点

令和 5 年度に実施した自治体へのアンケート調査やヒアリングの結果等を踏まえて取りまとめた「自立相談支援事業の委託先選定ガイドライン」（令和 6 年 6 月 24 日付け社援地発 0624 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）や指針において、委託先選定の視点や方法、留意事項等をお示ししている。自立相談支援事業に限らず、法に基づく各事業の委託先の選定方法や仕様書の検討に当たって本ガイドラインを参照いただきたい。

当該ガイドラインも踏まえて、委託先の選定に当たっての主な留意点は以下のとおりである。

○ 委託先選定の基本的な考え方

- ・ 事業内容や支援実績等を踏まえた企画提案等による評価プロセスを経て選定することが望ましく、価格のみの評価を行うことは支援の質の確保の観点から必ずしも適切ではない。
- ・ 随意契約を行う場合、企画提案等の評価プロセスを経ることや、第三者が事業評価を行う、住民に公表するなど、公平性・競争性・透明性を確保する必要がある。
- ・ 契約期間については、人材の確保や事業の継続性を確保する観点から、複数年度契約を行うことも有効である。（複数年度契約の具体的な期間については、法の改正の時期等に併せて 3 年又は 5 年を選択している自治体が多い。）

○ 委託先選定に当たっての評価の留意点

- ・ 継続して同じ事業者にも委託する場合は、これまでの事業の評価結果を踏まえること。
- ・ 相談者がアクセスしやすい工夫（相談窓口の立地や開設曜日・時間帯、オンラインによる相談の実施等）があるかなど、利用者の視点も踏まえること。
- ・ 事業の質や継続性の観点から、支援実績や相談支援の質を向上させる取組、支援員の処遇改善の仕組み、多機関との協働や他制度・インフォーマルサービスとの連携など地域とのつながりの視点を盛り込むこと。
- ・ 地域にノウハウや資源を還元する等、地域の社会資源を育てる観点を評価すること。
- ・ 多様な事業者が参加して公平性・透明性・競争性を確保できるよう、日頃から委託先候補となる事業者を開拓し、制度や当該事業への理解促進に努めること。

○ 委託先選定に当たっての評価の視点

- ・ 制度の趣旨、支援対象者の特性、地域の実情をよく理解しているか
- ・ 専門的知識や実務経験を有する職員が適切に配置されているか
- ・ 支援員の安定的確保・質の向上につながる工夫があるか（例：支援員の処遇改善、研修の充実等）
- ・ インフォーマルサービスとの連携、他制度のネットワークや多機関との協働、社

会資源の開拓を図る能力や工夫があるか

○ 委託先選定時の評価の体制

- ・ 委託先選定時の評価は、専門的知見を有する第三者（大学教員、職能団体、NPO法人等の外部有識者）も参加する選定委員会を設置するなど、適切な評価を行う体制の構築が重要である。

エ 事業の適切な評価等

事業の全部を委託した場合も、実施主体は自治体であり、いわゆる「丸投げ」とならないように自治体は主導的に事業の推進に関わることが必要である。そして、委託先の事業者が、効果的に事業の成果を上げていくためには、自治体と委託先が協働関係を構築し、自治体としての適切なバックアップやガバナンス、事業のモニタリングが不可欠である。

事業がより効果的に運営されるよう、自治体は、適切かつ客観的な事業評価を行うことが求められるため、第11の1や各事業の手引きも参照して評価を行う。

※ 事業を委託する場合の法人税・消費税の取扱い

法に基づく事業を委託する場合、一般的に法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号の収益事業に当たり課税対象となるが、これを公益法人等に委託する場合は、実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないこと）により行われる事業と認められる場合については、収益事業として取り扱わないこととされている。

また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされているが、認定就労訓練事業を除く法に基づく事業は社会福祉事業には該当しないため、消費税の課税対象である。よって、自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があることに留意する。認定就労訓練事業については、定員が10名に満たない場合を除き、社会福祉法に基づく届出を行うことにより第二種社会福祉事業となり、消費税は非課税となる。

（4）複数の福祉事務所設置自治体により広域的に事業を実施する方法

地域に社会資源が少ない場合や多くの利用者が見込まれない場合は、複数の自治体が共同して広域的に事業を実施することで、事業の効率的な実施が可能となる場合がある。

広域的な実施の具体的な方法としては、

- ① 複数の自治体が協定を結び、共同で事業を委託する
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき組合を設け、共同執行することなどが考えられる。

こうした場合、人口規模や前年度の利用実績等に応じて自治体間で事業費を按分するなど、関係自治体間での協議の下、費用負担を合理的なものとするのが考えられる。

（５）福祉事務所を設置していない町村の役割等

ア 福祉事務所を設置していない町村の役割

福祉事務所未設置町村は、住民に最も身近な行政機関として、生活困窮者の早期発見・把握、自立相談支援事業等へのつなぎ、町村における独自施策による支援、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて、都道府県と連携し積極的に役割を果たす必要がある。

このため、福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施する事業を実施することを可能としている。（補助率３／４）

（参考）「「生活困窮者自立支援法の施行に係る町村への協力依頼について」の一部改正について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援発 0329 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知）

イ 福祉事務所を設置していない町村が法に基づく事業等を実施する方法

地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定に基づき、都道府県が条例を定めることにより、福祉事務所を設置していない町村が、当該町村域に係る都道府県の事務を処理すること考えられる（この場合、当該市町村の長が事務を管理し執行する。）。

２ アウトリーチ

生活困窮者の中には、失敗体験の積み重なりによる気力の減退、自尊感情や自己肯定感の低下、地域社会からの孤立に伴う情報の遮断、行政機関への心理的な抵抗感等により、自ら自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）の窓口に出向き、相談や申請行為を行うことが困難な者も少なくない。そのため、福祉事務所設置自治体が主導的な役割を担い、外部の関係機関との連携体制の構築により、地域ネットワークを通じて支援対象者に関する情報を把握できるようにし、相談窓口で相談を待つのではなく、必要に応じて支援を届ける取組（アウトリーチ）を行うことが重要である。

これらを踏まえて、法第 8 条第 2 項においては、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等¹の関係部局において、生活困窮者を把握した場合に、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行う努力義務を規定している。

令和 6 年改正法においては、関係機関や民間団体との緊密な連携を図りつつ、支援会議の開催や、地域住民の交流拠点（いわゆる地域の「居場所」等）との連携や家庭等への訪問等により、生活困窮者の状況を把握することを自治体の努力義務とした（法第 8 条第 1 項）。

また、生活に困窮していると考えられる者の情報を早期に把握するため、電気・ガス・水道などのライフライン関係機関との連携を進めていくことも大切である。

３ 周知啓発

生活困窮者自立支援制度に基づく支援が、支援を必要とする者に周知されるよう、法第 4 条第 4 項において、国や地方公共団体において制度の広報や周知を行うことが努力義務とされている。

¹ 「福祉、就労、教育、税務、住宅等」の「等」に該当するものとしては、列挙されている部署以外で困窮の端緒を知り得る部署として、水道、社会保険（年金、医療、介護）などが想定される。

各福祉事務所設置自治体や支援機関においては、庁内におけるチラシやパンフレットの配布、ポスターの掲示、自治体の広報誌やホームページへの相談窓口の情報の掲載などを行うことが考えられる。

※ 厚生労働省においても、各福祉事務所設置自治体が加工して利用できるチラシを作成し、提供しているところである。

4 庁内体制の構築

生活困窮者自立支援制度主管部局は、まず、部局を越えた連携体制の構築に向け、庁内の調整・コーディネートを行う。

具体的には、庁内の関係部署間における生活困窮者に関する情報共有や支援へのつながりについてのルールを定めるほか、定期的な会議の開催等を行い、部局横断的な支援体制を構築することが必要である。福祉事務所はもとより、生活支援と一体的に就労支援を実施するため、雇用・経済分野の主管部局との連携や、滞納や家計に係る相談支援という視点からは、消費者行政担当部局や多重債務者相談窓口、税・保険・年金の主管部局との連携についても強化する必要がある。居住支援の観点からは、住宅部局との連携が求められる。各部局等との具体的な連携方法については、これまで連携先（例：介護保険制度、公共職業安定所、税務担当部局、居住支援法人等）ごとに通知等によりお示ししているため参照されたい。（「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」（令和7年4月1日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡））

5 地域ネットワークの構築（関係機関との連携、協議の場の設定）

生活困窮者を早期に把握し、地域全体で包括的な支援体制を確保するためには、自治体による主導の下、地域の社会資源の開拓や活性化を行いながら、連携体制を構築することが必要である。

福祉事務所設置自治体においては、図表 2-2 も参考に連携先機関の名簿を作成し、具体的な協働の仕組みを構築する必要がある。連携先としては庁内の他部署のほか、他の支援機関や民間団体、ライフライン事業者など、福祉分野に限らず幅広い関係者とネットワークを構築することが望ましい。

連携体制の構築に当たっては、まず関係機関との間で、それぞれの制度・事業の内容や有する機能を十分に理解することが必要である。その際、それぞれの制度の担当者や支援員等に向けた研修等の実施も考えられる。その上で、担当者の連絡先の交換や、定期的な協議の場の設定、協定の締結等の方法により、連携を図っていくことが考えられる。

定期的な協議の場の設定については、法第9条第1項に基づく「支援会議」を活用することが考えられる。（支援会議の運営方法については別途「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」（令和7年4月1日付け社援地発0401第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「支援会議ガイドライン」という。）を確認のこと。）また、既に地域に存在している組織・協議会等を活用することも効果的であり、例えば、社会福祉法に基づく支援会議、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策地域協議会、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域ケア

会議、消費者安全法（平成 21 年法律第 150 号）に基づく消費者安全確保地域協議会など他の法律に基づく類似の会議体を活用することも考えられる。

図表 2-2 連携する関係機関等の例

分 野	関係機関等	具体的な支援メニュー等（例）
福祉	自治体本庁	各種福祉制度等の相談、年金、障害者手帳取得等の各種申請等
	福祉事務所	生活保護制度の相談
	社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）を含む）	生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業、ボランティア活動等
仕事・就労	公共職業安定所（ハローワーク）、地域若者サポートステーション、職業訓練機関、就労支援を実施している団体	求人情報提供、職業相談・職業紹介、求職者支援制度、職業訓練や就労の場の提供等
家計	日本司法支援センター（法テラス）、弁護士（会）、消費生活センター（多重債務相談窓口）等	多重債務等の問題の解決の支援等
経済	商店街・商工会議所、農業者・農業団体、一般企業等	就労の場や職業体験・インターンシップの機会の提供等
医療・健康	保健所、保健センター、病院、診療所、無料低額診療事業を実施する医療機関	健康課題の把握・解決等
高齢	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等	高齢者の相談支援等
障害	基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等	障害者の生活及び就労等に関する相談支援、障害福祉サービスの提供等
子育て・教育	家庭児童相談室（福祉事務所）、児童家庭支援センター、児童相談所、地域子育て支援センター、その他子育て支援機関、学校、教育機関、ひきこもり地域支援センター、フリースクール、学習支援団体等	児童虐待・DV等の相談支援、子育て支援、ニート・ひきこもり状態にある者の相談支援、学習支援、居場所の提供等
刑余者等	更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター等	刑余者や非行のある少年等に対する自立更生のための相談支援（生活基盤確保、社会復帰・自立支援）等
地域	民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、地域住民、町内会・自治会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、警察、日常生活に関わる事業者（郵便・宅配事業者、新聞販売所、コンビニエンスストア、電気・水道・ガス等のライフライン事業者）等	対象者の把握・アウトリーチ、見守り活動、社会参加支援、居場所の提供、ピアサポート等
住宅（住まい）	居住支援協議会、居住支援法人、不動産関係団体等	住まい（物件）確保、家賃債務保証、入居後の見守り、入居者の死亡時の残置物処理や死後事務委任等

6 都道府県による市町村支援

各福祉事務所設置自治体において、法に基づく事業を効果的かつ効率的に実施するためには、都道府県による管内自治体に対する広域的な支援が重要である。

都道府県の責務として、法第4条第2項において、管内自治体に対し、法に基づく事業の実施のための必要な助言、情報提供その他の援助を行うことされており、一部の都道府県において都道府県主導の下、任意事業が広域的に実施されている。また、法第10条第1項により、都道府県は、管内自治体の職員の資質を向上させるための研修や、法に基づく事業や住居確保給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する情報提供、助言等を行うよう努めるものとされている。

各都道府県においては、これらの法律上の規定も踏まえ、管内自治体に対して積極的な支援を実施することが求められる。

第3 各事業等の概要

1 共通事項

(1) 業務の兼務

法に基づく事業の実施に当たっては、必要な支援が提供できる人員体制を確保することが必要である。規模が小さい自治体など、人員の確保・配置が難しい場合もあることから、事業の実施に支障がない場合に限り、兼務は妨げないこととする。

(2) 守秘義務

法に基づく事業を委託する場合、受託者並びにその役員及び職員並びに過去に役員や職員であった者に守秘義務が生じる（法第5条第3項、第7条第3項）。

(3) 事故等の情報提供

自治体は、各事業において、生命に関わる事件・事故、金品の不正受給、個人情報の漏洩などにより、刑事事件又は報道、議会等で問題になることが予想される等の事案があった場合は、その概要、対応方針等について速やかに都道府県を経由して厚生労働省へ情報提供を行う（様式は任意）。

2 特定被保護者による事業利用の流れ

令和6年改正法では、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業（以下「特定被保護者対象事業」という。）について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとした。これにより、被保護者向けにこれらの事業を実施していない自治体においても、被保護者が必要な支援を受けることが可能となるほか、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を行き来する支援対象者に対する一貫した支援の提供が可能となる。

「特定被保護者」とは、被保護者であって、①～③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 被保護者の状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者
- ② 福祉事務所が被保護者向けの事業を実施していない場合において、特定被保護者対象事業の利用が必要と認める者
- ③ 福祉事務所が被保護者向けの事業を実施している場合であって、特段の事情があり、特定被保護者対象事業の利用が必要と認める者

このように、特定被保護者対象事業の利用が適当と認められる被保護者に対しては、制度上は、広く特定被保護者対象事業により支援することが可能である。

その上で、各自治体においては、地域の実情（対象者数、対象者層等）や特定被保護者対象事業の実施方針・目標等を踏まえ、あらかじめ特定被保護者の選定に係る考え方（例えば、①に記載の「相当程度見込まれる者」、②及び③に記載の「利用が必要と認める者」、③に記載の「特段の事情」に関する考え方など）を設定しておくことも考えられる。

※ 「特段の事情」とは、例えば、被保護者向け事業の支援内容が本人の状態やニーズに

合わない場合などが想定される。

標準的な利用手続きの例を以下の通り示すが（図表 2-3 も参照）、詳細は、両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、特定被保護者対象事業の実施者等の間で、あらかじめ調整し、地域の被保護者・生活困窮者の状況や、両制度における各事業の実施状況等に応じた実施方法によることが重要。

なお、詳細は、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（令和 7 年 4 月 1 日社援保発第 0401 第 1 号、社援地発第 0401 第 8 号厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）を参照されたい。

<標準的な利用手続きの例>

① 支援に至る手続

ア) 福祉事務所において、被保護者の意向を確認した上で、当該被保護者に対して特定被保護者対象事業による支援を実施することが適切か否かを検討し、特定被保護者候補者（以下「候補者」という。）として整理する。

イ) 福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、アの候補者の支援可否について事前調整を行う。事前調整に際しては、アで検討した支援に対する候補者の意向や希望、特定被保護者対象事業による支援を必要とする理由、事業の利用見込み期間その他の必要な情報を生活困窮者自立支援制度主管部局に提供する。

生活困窮者自立支援制度主管部局は、福祉事務所からの情報を特定被保護者対象事業の実施者に共有し、当該候補者の状況、特定被保護者対象事業において提供する支援が当該候補者にとって適切と見込まれるか、特定被保護者対象事業の実施者における受入体制等の観点から、候補者への支援可否を支援実施主体と検討する。その際には、特定被保護者対象事業の実施者は、必要に応じて本人との面談、福祉事務所を加えた面談等を実施する。検討の結果は、生活困窮者自立支援制度主管部局から福祉事務所に回答する。

なお、候補者の受け入れに当たっては、両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、特定被保護者対象事業の実施者の間で協議の上、特定被保護者対象事業の実施者における受入可能人数をあらかじめ設定することも差し支えない。

ウ) イの結果、候補者に対して特定被保護者対象事業の実施者による支援を実施することとなった場合、福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、特定被保護者に関する氏名その他必要な事項について通知する（法第 55 条の 11 第 1 項）。通知内容は、氏名のほか、特定被保護者対象事業を利用することについての本人同意、性別、住所、生年月日、担当ケースワーカーの連絡先等が考えられるが、各自治体の状況や被保護者が抱える事情等に応じて、内容を整理して差し支えない。なお、当該通知をもって、特定被保護者対象事業の利用申込みとする。

また、福祉事務所は、通知をする際、必要に応じて当該特定被保護者に関する資料を併せて送付する。

エ) 福祉事務所は、ウの通知を行った場合、その旨を当該特定被保護者に対し速やかに通知する（法第 55 条の 11 第 2 項）。

② 支援中の対応

ア) 支援実施主体は、特定被保護者に対する支援の開始後速やかに、当該特定被保護者に対しアセスメントを行い、家計再生プラン、就労準備支援プログラム計画書、又はそれに準ずるもの（以下「支援プラン」という。）を作成するとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局を通じて福祉事務所に提出する。ただし、地域居住支援事業にあっては、支援プランの作成までは必要ないが、あらかじめ、支援内容を福祉事務所と協議の上、決定すること。

イ) 特定被保護者対象事業の実施者は、支援プランに沿って支援を進める過程において、支援の継続が適当でないと考えられる場合や、支援の継続が困難となった場合には、速やかに福祉事務所に対し、その旨報告する。

また、特定被保護者対象事業の実施者は、当該特定被保護者の支援に当たっての課題を把握した際には、速やかに福祉事務所に連絡するなど、福祉事務所と緊密に連携するよう努める。その際、福祉事務所は、特定被保護者と面談し、必要な助言を行うなど、状況に応じた対応を行うこと。

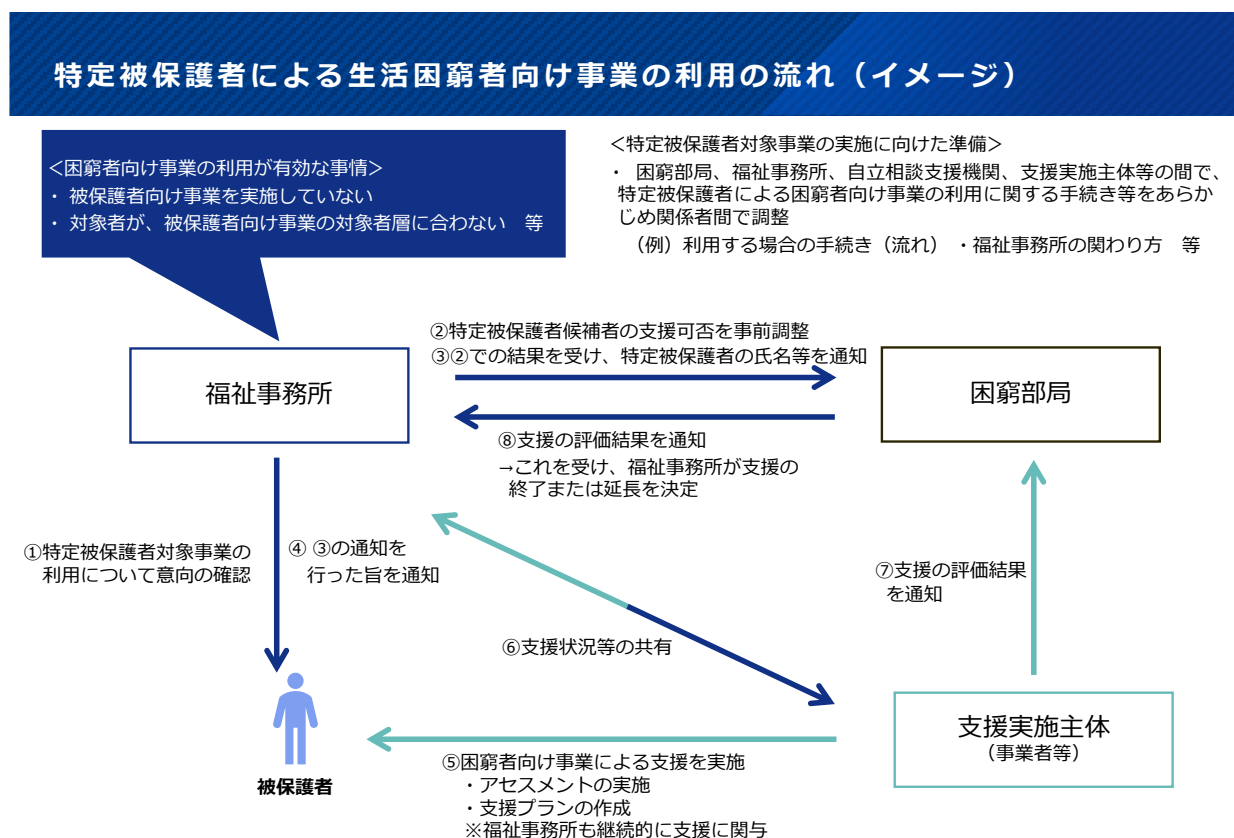
ウ) 福祉事務所は、特定被保護者の事業の利用状況の把握のため、定期的に、特定被保護者対象事業の実施者への訪問や電話等により、特定被保護者の支援の進捗状況や様子等について確認する。また、福祉事務所は、当該特定被保護者との面談等を通じて、相談に応じるとともに、必要な助言を行う（法第 55 条の 11 第 3 項）。

③ 支援終了時の対応

ア) 特定被保護者対象事業の実施者は、支援期間が終了するまでの間に、②アで作成した支援プランに沿って評価を行い、その評価結果について、生活困窮者自立支援制度主管部局を通じて福祉事務所に通知する。

イ) 福祉事務所は、アで通知された評価結果を踏まえ、当該特定被保護者に対する特定被保護者対象事業による支援の終了又は延長を決定することとする。家計改善支援事業による支援を延長することが適切と判断される場合は、改めて①の手続を行う。

図表 2-3 特定被保護者による生活困窮者向け事業の利用の流れ（イメージ）



3 自立相談支援事業

（１）事業の概要

自立相談支援事業は、以下を行う事業をいう（法第３条第２項）。

ア 相談支援

就労・居住の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

イ 認定就労訓練事業の利用についてのあつせん

生活困窮者に対し、法第 16 条第 3 項に規定する認定就労訓練事業の利用についてのあつせんを行う事業

ウ プランに基づく支援

生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画（「自立支援計画」。以下「プラン」という。）の作成等の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるもの（（３）のウの①から⑤まで）を行う事業

エ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

関係機関とのネットワークを構築し、地域資源を開拓・活用し、生活困窮者の社会参加や就労の場を確保する。

（２）実施体制

福祉事務所設置自治体は、自立相談支援機関を一つ以上常設する必要がある。

ア 自立相談支援機関の設置

① 基本的な考え方

自立相談支援機関は、自治体の人口規模を基に、福祉事務所の設置状況も勘案して設置する。加えて、自治体において支援決定を行う部署と連絡・調整を円滑に行う必要がある。

複数の自立相談支援機関を設置する場合、それぞれの自立相談支援機関が管轄する対象区域を設定する。その場合、同一の区域を複数の自立相談支援機関の対象区域としても差し支えない。

② 複数の自治体を対象区域として設置する場合の考え方

人口規模が小さい福祉事務所設置自治体（都道府県にあっては、例えば、一つの福祉事務所の管轄人口が小さい場合）については、効率的な事業を展開するために、生活圏域や社会資源の状況に応じて、近隣の福祉事務所設置自治体と共同して、自立相談支援機関を設置することも可能である。

このように複数の自治体を対象区域として実施する場合は、地方自治法に基づく共同実施や同一法人に自立相談支援事業を委託することなどが考えられる。

イ 人員

自立相談支援機関において、支援に従事する者として、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の３職種を配置する（小規模な自治体において配置できる人数が３に満たない場合等は兼務も可能である）。

また、３職種に加えて、住まいの課題に対応する者として、住まい相談支援員を配置することが望ましい。住まい相談支援員は、自治体の人口規模、人員等の状況により、他の支援員と兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な配置が可能である。

主任相談支援員については、一定の資格又は実務経験を有する人材が適任である。主任相談支援員、相談支援員、就労支援員については、職種に応じた自立相談支援事業従事者の養成研修の修了を必要とする（ただし、研修修了を必要とすることに関しては、当分の間の経過措置が置かれているが、自立相談支援事業等の支援に従事する中で当該養成研修を受講し修了することが望ましい。）。住まい相談支援員についても同様に、当分の間、養成研修の修了を必要とし、受講する研修は「相談支援員養成研修（初任者研修）」及び「居住支援事業従事者養成研修」とする。

ウ 設備

設備基準は特段の要件は定めていないが、支援の適切な実施に支障がないようにすることが必要である。

(3) 業務

ア 相談支援

法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにあり、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うことが必要である。この相談支援は、生活困窮者の発見・把握という包括的な支援の「入口」となるものであり、自立相談支援機関に持ち込まれるさまざまな相談に対応できるようにしておく必要がある。

※ 住居確保給付金（家賃相当額）の支給を受ける者に対する就労支援について

福祉事務所設置自治体は、住居確保給付金（家賃相当額）の受給者に対して、就労支援を行うものとする（則第 14 条第 1 項）。この就労支援は、プランに基づき実施されるものであり自立相談支援事業により実施される。

※ 住居確保給付金（転居費用相当額）の支給を受けようとする者に対する家計改善支援について

福祉事務所設置自治体の長は、住居確保給付金（転居費用相当額）の受給者に対して、家計改善支援事業又は自立相談支援事業における家計に関する相談支援を実施し、転居の必要性等を確認するものとされている（則第 10 条第 5 号ロ）。この支援は、プランに基づき実施されるものである。

イ 認定就労訓練事業の利用についてのあっせん

① 利用についてのあっせんの手順

認定就労訓練事業を利用する場合は、その利用を盛り込んだプランを策定し、自治体が支援決定を行った後に、利用のあっせんを行う。あっせん後も、支援の実施状況について継続的・定期的にモニタリングを行う。

② 職業紹介との関係

雇用型の認定就労訓練事業の利用についてあっせんを行う行為は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）上の「職業紹介」に該当すると考えられる。したがって、直営で自立相談支援事業を実施する場合は自治体が職業安定法第 29 条の規定に基づく届出を行う必要があり、委託により実施する場合は受託事業者が同法の規定に基づき許可を受けていること等により適法に職業紹介事業を行う者である必要がある。

ウ プランに基づく支援

則第 2 条により、以下の支援が規定されている。

- ① 生活困窮者に係る状況の把握（生活困窮者の家庭への訪問等によるものを含む。）
- ② プラン（自立支援計画）の作成
- ③ プランに基づき支援を行う者との連絡調整（支援調整会議の実施を含む。）
- ④ 支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、その結果を踏まえ、プランの見直しを行うこと（モニタリング）
- ⑤ その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるために必要な支援

エ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握のため、自治体の関係部署や関係団体等とのネットワークづくりを行う。また、生活困窮者の社会参加や就労の場の確保、見守り体制の構築のため、地域の社会資源の開発・活用を行う。

(4) 自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業との一体的な実施

効果的・効率的な支援のため、令和6年改正法により、自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することが原則化された。

具体的な一体的実施の方法については、主に以下の方法が考えられる。

① 相談時の連携

自立相談支援機関による相談時に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施する体制を確保する。

② 自立支援計画の策定時における連携

自立相談支援機関によるプラン策定時に、支援調整会議に就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討する体制を確保する。

また、上記以外にも、以下のような方法により一体的に実施することも考えられる。各自治体においては、地域の実情に応じた方法により、一体的に実施いただきたい。

- ・ 支援開始後に自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者である生活困窮者の状態や支援の実施状況を共有し、支援に活かす。
- ・ 支援開始後に自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員がそれぞれの事業による支援において必要に応じて同席する。
- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員が、支援対象者である生活困窮者が生活困窮者自立支援制度の他の事業や他制度の福祉サービス等の支援の利用が望ましいと認める場合に、自立相談支援事業の支援員につなぎ、自立相談支援事業において、関係機関との連絡調整を行う。
- ・ その他、地域の実情に応じた連携（国庫補助協議において、具体的に記載）

3事業のうち複数を同一事業者へ委託して実施する場合は、仕様書・契約書等の中で、各事業の連携を想定する場面や方法等について具体的に明記することが重要である。各事業をそれぞれ別々の事業者へ委託して実施する場合は、自治体が主導して連携体制を構築されたい。

(5) その他

ア 従前のホームレス巡回相談事業及びホームレス自立支援施設の相談支援部分は、自立相談支援事業として実施される。

イ 被保護者就労支援事業と自立相談支援事業による就労支援を、同じ事業者へ委託する等により、一体的に実施する場合も考えらる。この場合、一人の就労支援員が両事業とも兼務することも可能である。この場合においても適切な費用按分を行う。

4 住居確保給付金

(1) 住居確保給付金

住居確保給付金は、次の2つの給付金をいう。

- ・ 生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由（※）により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し、家賃相当分を支給する給付金（法第3条第3項第1項）

※ 厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会の減少である（則第3条）。

- ・ 生活困窮者のうち収入が著しく減少したとして厚生労働省令で定める事由（※）により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難になった者であって、家計を改善するために新たな住居を確保する必要があると認められる者に対し、転居費用相当分を支給する給付金（法第3条第3項第2号）

※ 厚生労働省令で定める事由は、個人及び当該個人と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、当該個人と同一の世帯に属していた者の死亡又は当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の離職若しくは休業等により著しく減少した場合（則第3条の2）

(2) 住居確保給付金の支給

ア 住居確保給付金の支給

福祉事務所設置自治体は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち法第3条第3項各号に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（則第10条）に限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給する（法第6条）。

イ 住居確保給付金の支給に関する事務

本給付金の支給に関する事務については、①支給事務（申請書の審査、支給決定等）と、②窓口業務（支給に関する相談、申請書の受付、受給期間中の相談、就労支援等）に分けられ、①を自治体自らが行う事務（委託不可）、②を自立相談支援事業として実施する事務とする。

ウ 住居確保給付金の支給要件、支給額、支給期間（則第10条～第12条関係）

第7 住居確保給付金の支給を参照のこと。

5 就労準備支援事業

(1) 事業の概要

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（（3）のア）に対し、厚生労働省令で定める期間（（3）のイ）にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう（法第3条第4項）。

本事業においては、一般就労に従事するための準備として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった経済的自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供する。

(2) 実施体制

ア 人員

就労準備支援事業において支援に従事する者（以下「就労準備支援担当者」という。）は、生活困窮者自立支援制度人材養成研修の「就労準備支援事業支援員初任者研修」の修了を必要とする（ただし、当分の間はこの限りではないが、就労準備支援事業等の支援に従事する中で当該研修を受講し修了することが望ましい。）。

就労準備支援担当者は、1名以上置くこととする（常勤・専従である必要はない）。また、常勤の責任者を置く必要がある（常駐・専従である必要はない）。

イ 設備

設備基準は特段の要件は定めていないが、支援の適切な実施に支障がないようにすることが必要である。

(3) 事業の対象者等

ア 対象者の要件

1年を基本とした計画的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、長期離職者や対人関係の不安等により、複合的な課題を抱え、決まった時間に起床・就寝できない、生活習慣の形成・改善が必要である、他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要であるなど、すぐに就職活動を行うことが難しく、就労に向けた準備が必要であって、次の①又は②に該当する者を対象とする（則第4条）。

① 次のいずれにも該当する者

i) 収入要件

申請日の属する月における申請者（事業の利用を申請した者。以下、同じ。）及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合算額が、「基準額」と「住宅扶助基準に基づく額」との合算額以下であること。

ii) 資産要件

申請日における申請者及び申請者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、「基準額」×6以下であること。

② ①に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者

- i) ①の i 又は ii に規定する額のうち把握することが困難なものであること。
- ii) ①に該当しない者であって、①の i 又は ii に該当するものとなるおそれがあること。
- iii) 福祉事務所設置自治体が本事業による支援が必要であると認める者であること。

上記に加えて、令和6年改正法では、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業については、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保する等のため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める「特定被保護者」も事業を利用できることとなった。

イ 利用期間

1年を超えない期間とする。ただし、利用者の心身の状況、生活の状況、その他の状況を勘案し、福祉事務所設置自治体が必要と認める場合にあっては、1年を超える利用期間とすることも可能である（則第5条）。

（4）事業実施上の留意事項

ア 就労準備支援プログラムの策定

事業の利用開始に当たっては、プランとは別に、プランを踏まえた就労準備支援プログラムを本人とともに作成する必要がある。

なお、就労準備支援事業は、日常生活自立・社会生活自立から、経済的自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供することが必要となるが、地域の実情に応じて柔軟な事業の実施を可能とする観点から、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立それぞれの目的に応じた多様な支援メニューを全て用意するのではなく、就労体験という形での実施により一括して実施する等の方法も考えられる。

イ 地域の実情に応じた柔軟な事業の実施

平成30年改正法において、就労準備支援事業の実施が努力義務とされたことを踏まえ、その適切な実施を推進する観点から、指針において、地域の実情に応じた柔軟な事業の実施を推進することとしており、具体的には、以下の①から③までの手法により事業の効果的・効率的な実施の推進を図られたい。

① 障害福祉サービスと連携した事業の実施

就労準備支援事業の実施に当たっては、地域資源の偏在や支援手法が不足しているなどの場合があることから、既存の地域資源を活用する方策として、障害福祉サービスとの連携による実施が考えられる。

障害者支援に係る専門的なノウハウは、生活困窮者に対する支援に当たっても有効であるため、就労移行支援事業や就労継続支援（A型・B型）事業等の障害福祉サービス事業

との連携による実施は効果的である。障害福祉サービスと連携した場合、既存の福祉サービスを利用するだけでなく、将来的な就労を見越した積極的な支援が必要となるため、自立相談支援機関と連携して、具体的な支援内容や目標等について本人とも相談すること。この場合において、必要に応じて、適切な費用按分を行うことも考えられる。

② 被保護者就労準備支援事業との一体的な実施

就労準備支援事業の実施に当たっては、被保護者就労準備支援事業を併せて実施し、同じ事業者へ委託する等により一体的な運営を行うことが考えられる。

これにより、例えば、就労準備支援事業の利用者が、事業利用中に生活保護を受給するに至った場合であっても、継続的な支援を行うことができるほか、安定的な利用者の確保や、事業に従事する者（スタッフ）・設備（施設）を共用することが可能となるなど、効率的・円滑な運用が可能となる。

③ 複数の福祉事務所設置自治体による広域的な実施

第2の1（4）において示しているが、複数の福祉事務所設置自治体による広域的な実施も考えられる。例えば、都道府県が主導し、管内の自治体同士で広域に事業を実施する体制を構築するほか、都道府県が管内の自治体と共同実施体制を構築するなどして、個々の自治体が個別に事業を委託する手法と比べて、効率的な事業の実施も可能となる。

ウ 自立相談支援事業・家計改善支援事業との一体的な実施

効果的・効率的な支援のため、令和6年改正法により、自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することが原則化された。具体的な実施の方法等については、第3の3（4）自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業との一体的な実施を参照すること。

エ 事業の利用促進

福祉事務所設置自治体においては、就労準備支援事業の実施体制を整備するとともに、事業の対象者となる潜在的な生活困窮者の支援ニーズを把握し、事業の利用につなげる取組も進める必要がある。

また、個々の生活困窮者の課題に合わせた支援が実施できるよう、多様な地域資源の開拓とそれら地域資源との連携を進め、支援内容の充実を図っていくことも重要である。

このため、以下の方法等により、生活困窮者の就労準備支援事業の利用促進を図る。

- ・ 事業の対象者について65歳未満としていた年齢要件の撤廃を踏まえ、就労意欲のある高齢者に対する積極的な利用の働きかけ
- ・ 資産・収入要件の明確化（※）

（※）例えば、「世帯全体でみると収入があっても、本人には収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすいケース」や「家族の収入額等が確認できないことなどにより世帯全体の収入を把握できないケース」を事業利用の対象とすることを明確化するなど

オ 就労体験先への交通費の負担軽減に資する支援

就労準備支援事業のプログラムの1つである就労体験の利用促進を図るために、以下の者を対象として就労体験の利用にかかる交通費の負担軽減に資する支援を行う。

- ・ 就労準備支援プログラムの作成・見直しを経て、就労体験の利用が必要と支援調整会議で判断された者
- ・ 就労体験を利用することにより、一般就労に繋がる可能性が高い者（※）

※ 「一般就労に繋がる可能性が高い者」とは、就労体験を実施することにより、本人の自己理解や職業理解が促進される可能性があるとしてアセスメントされる者、就労体験をすることによって、社会経験を積み、自立（社会生活自立）への意欲が高まる可能性があるとしてアセスメントされる者が考えられる。

（ア）支援条件

就労体験の利用にかかる負担軽減に資する支援を利用するためには、以下のいずれの条件も満たす必要がある。

- ・ 事業実施主体による移動手段の提供（車両の借り上げ等）が困難であること
- ・ 公共交通機関の利用を要さない近距離の就労体験先を支援調整会議で検討したうえで、公共交通機関を利用する就労体験先を利用することが一般就労につながる可能性が高いと支援調整会議に諮られていること
- ・ 就労準備プログラムの作成・見直しを経て、就労準備プログラムとして就労体験の利用が必要と支援調整会議で判断された決定を踏まえ、自立支援計画（プラン）に利用する就労体験先、就労体験の目的、交通費の負担軽減が必要な理由等が明記されていること

（イ）支援の範囲

交通費の負担軽減支援の範囲は以下のとおりとする。

- ・ 公共交通機関を利用して就労体験先へ行くための交通費の実費（ただし、1日あたり2,000円を上限とする。）
- ・ 就労体験先1箇所あたり10営業日まで
- ・ 就労体験先は1人あたり年間3箇所まで

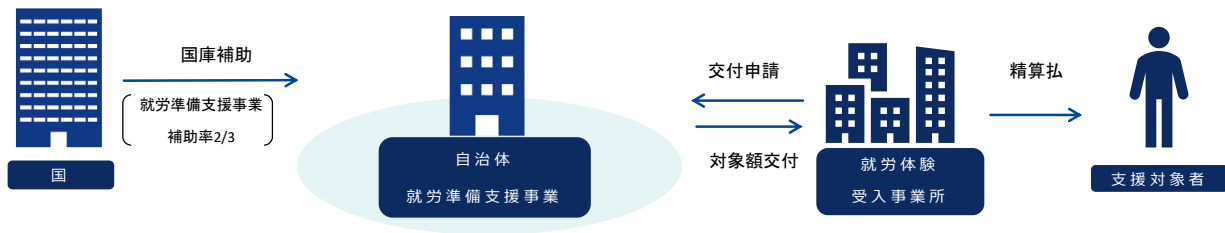
（ウ）支払スキーム

① 就労準備支援事業を直営で実施している場合

以下のi)、ii)の支払方法が想定される。

i) 自治体→就労体験受入事業所→支援対象者

支援対象者に対し就労体験受入事業所から必要な交通費を支払う（精算払）。必要な交通費については、自治体から就労訓練体験受入事業所に支払う。



ii) 自治体→支援対象者

支援対象者に対して自治体から必要な交通費を支払う（精算払）。

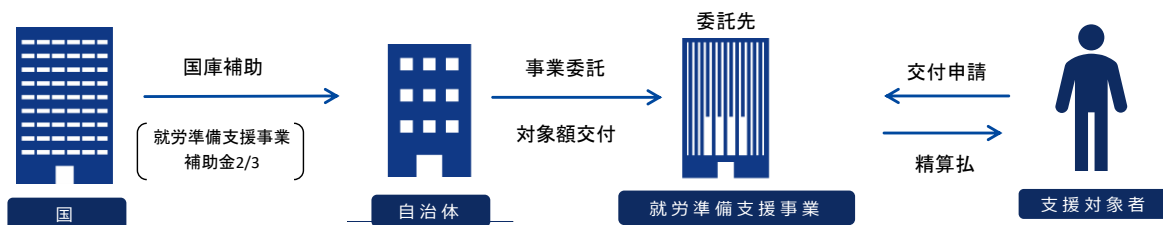


② 就労準備支援事業を委託で実施している場合

以下の i)、ii) といった支払方法が想定される。

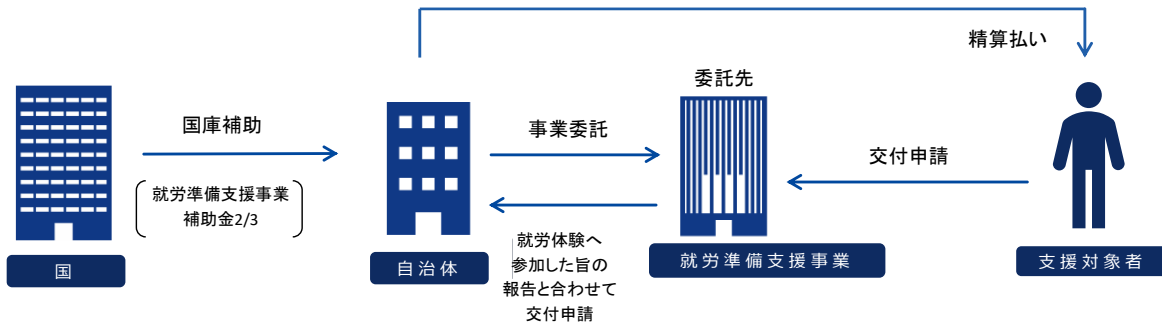
i) 自治体→就労準備支援事業の委託先→支援対象者

支援対象者に対して委託先から必要な交通費を支払う（精算払）。
必要な交通費については、自治体から委託先に支払う。



ii) 自治体→支援対象者

支援対象者に対して自治体から必要な交通費を支払う（精算払）。



(エ) 留意事項

就労体験先への交通費の負担軽減支援に当たっては、就労準備支援事業を円滑に実施する観点から、報償費又は委託料で計上することとし、扶助費では補助対象とならないことに留意すること。

6 居住支援事業

令和6年改正法では、地域居住支援事業の重要性が増していることも踏まえ、「一時生活支援事業」を「居住支援事業」に改称し、同事業のうち、地域の実情に応じて必要な事業を実施することを努力義務化した。各自治体においては、地域の実情を把握した上で、シェルター事業及び地域生活支援事業のいずれか又は両方を実施されたい。

(1) シェルター事業

ア 事業の概要

一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（ウの（ア））に限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間（ウの（イ））にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう（法第3条第6項第1号）。

厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供である（則第8条）。

実施形態については、①借上方式、②施設方式が考えられる。①借上方式は、旅館やホテル、アパート等を借り上げて実施するものであり、②施設方式は、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設（以下「自立支援センター等」という。）等の専用施設を設置して、シェルター事業と自立相談支援事業を一体的に実施するもの等である。

イ 実施体制

(ア) 人員

施設方式により実施する場合は、施設長及び夜間の警備に必要な職員の配置が必要であるが、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。借上方式により実施する場合は、施設長と夜間の警備に必要な職員の配置は要しない。

また、保健師等による巡回相談や、保健所等の関係機関と連携した医療等の確保支援に必要な医療職等の人員を配置することも可能としている。

(イ) 施設

シェルター事業を実施する施設については、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものとする必要があり、施設方式で実施する場合には、以下の要件を満たすものとする。

① 施設の構造

施設は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める基準等を満たしたものであること。

② 施設の設備

施設には、次の設備を設けなければならない。

- ア) 事務室
- イ) 宿泊室
- ウ) 浴室又はシャワー室
- エ) 便所・洗面所

なお、同一施設において、自立相談支援事業を合わせて実施する場合には、上記のほか相談室等を設けるものとする。

また、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成 30 年 3 月 20 日社援保発 0320 第 1 号、老高発 0320 第 1 号、消防予第 86 号、国住指第 4678 号）の発出を受け、「生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業における防火安全対策について」（平成 30 年 3 月 22 日事務連絡）を福祉事務所設置自治体あてに発出し、シェルター事業を実施する自治体とその委託先事業者が連携し、シェルター事業における防火安全対策のさらなる徹底に向けた、利用者に対する助言・注意喚起を行うよう周知徹底していることから、シェルター事業における防火安全対策について、更なる徹底を図られたい。

ウ 事業の対象者等

（ア）対象者の要件

一定の住居を持たない生活困窮者であって、次の①又は②に該当する者（則第 6 条）。

① 次のいずれにも該当する者

i) 収入要件

申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合算額が、「基準額」と「住宅扶助基準に基づく額」との合算額以下であること

ii) 資産要件

申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が、「基準額」× 6（100 万円を上限とする。）以下であること

② 福祉事務所設置自治体が必要と認める者

緊急性等を勘案し、福祉事務所設置自治体が必要と認める者

（イ）利用期間

原則として、3 月を超えない期間とする。ただし、個々人の状況により 6 月を超えない期間まで延長が可能である（則第 7 条）。

エ 利用受付から支援決定までの流れ

シェルター事業は、緊急的な支援が求められるケースも多く想定されるが、この場合、第 4 の支援調整会議を経ないで、事業を利用することも可能とし、その手続の流れは以下のとおりである（第 6 の 5 の緊急的な支援が必要な場合も参照）。

- (ア)「居住支援事業利用申込書」(様式2)に申請者の氏名、生活の状況等の記入を求める。ただし、急迫性が認められる場合には、利用者の口頭による意思の確認による利用も差し支えない。
- (イ)その後、本人の状況について緊急性を脱したと認められた段階で、あらためて利用者のアセスメントを行い、プランの作成について同意の意思を確認した後、資産収入申告書を提出させる。
- (ウ)支援調整会議を開催し、プランの適切性の判断等を行い、再度支援決定を行う。
- なお、事業の利用開始後から支援調整会議までの短期間において、利用者が宿泊場所等から退居した場合には、支援調整会議に適宜、事後的に報告することが求められる。

(2) 地域居住支援事業

ア 事業の概要

シェルター等から退所し、民間アパート等での独居を選択する人の中には、地域における生活に移行しようとする際に、日常生活を営む上での困難を抱えたり、居住が不安定となってしまうことが少なくない。

また、シェルター事業の利用者でなくても、生活困窮者を含む低所得者の居住については、低家賃の住宅が少ないことや、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安から単身高齢者等に対する大家の拒否感が大きいといった現状がある。特に、地域に親族や頼れる人がいない者が住まいを確保し、地域で暮らし続けていくためには、ハード面の支援のみならず、見守りを始めとするソフト面の支援が重要である。

このため、地域居住支援事業においては、シェルター事業の退所者や、現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって地域社会から孤立した状態にある者、不安定な居住状態にある者に対し、厚生労働省令で定める期間(ウの(イ))にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において、日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する(法第3条第6項第2号)。

厚生労働省令で定める便宜は、自立相談支援事業に該当するものを除く、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援である(則第8条の3)。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。)によるハード面での対応とも連携を図りながら、ソフト面の支援として、地域居住支援事業を推進していくことにより、地域における生活困窮者の継続的・安定的な居住の確保を図ることとしている。

なお、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる民間団体に、その全部又は一部を委託することが可能である。

イ 実施体制

○ 人員

事業の対象者が必要とする物件のあっせんや、地域における居住支援・生活支援に係

るサービスの内容等の専門的知識を有した支援員を配置する（常勤・専従である必要はない）。

ウ 事業の対象者等

（ア）対象者の要件

事業の対象者は以下のいずれかに該当する者とする。

- ・ シェルター事業の退所者であって、現に一定の住居を有するもの
- ・ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの（地域社会から孤立した状態にある者）（※）

※ 例えば、終夜営業の飲食店や知人宅など屋根のある場所と路上を行き来する不安定な居住状態にある者（不安定居住者）が考えられる。また、対象者を把握する方法としては、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士及び地域住民等からの情報提供等が考えられる。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立生活援助、介護保険法に基づく地域支援事業の「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」等の類似の事業の対象となっている者は対象としない。

また、令和6年改正法では、就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業については、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保する等のため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める「特定被保護者」も事業を利用できることとなった。

（イ）利用期間

1年を超えない期間を原則とする。ただし、心身の状況、地域社会からの孤立の状況、生活の状況その他の地域居住支援事業を利用しようとする者の状況を勘案して福祉事務所設置自治体が必要と認める場合にあっては、当該状況を勘案して福祉事務所設置自治体が定める期間とすることができる。（則第8条の2）。

エ 業務

（ア）個別支援

① 入居に当たっての支援

地域における居住支援・生活支援に係るサービスの内容等をあらかじめ把握した上で、不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者のあっせんを依頼し、家主等との入居契約等の手続きに係る支援を行うことにより、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等への円滑な入居を後押しする。

また、病院の医療ソーシャルワーカー（MSW）等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等と連携し、自立相談支援事業等における継続的な支援を実施する。

② 居住を安定して継続するための支援

支援員の戸別訪問による見守りや生活支援を行う。また、具体的な相談内容に応じて、福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

更に、利用期間が原則1年を超えない範囲とされていることも踏まえ、利用期間終了後も円滑な日常生活が営めるよう、自立相談支援機関との連携により、関係機関による見守りや生活支援など日常生活を営むのに必要な支援体制の構築を図る。

③ 互助の関係づくり

地域で自立した日常生活を継続していけるような互助の関係づくりとして、自立支援センター等の退所者、地域社会から孤立した状態にある者や不安定居住者に対し、サロンやリビング等といった支援を必要とする者同士が集まることができる地域社会との交流の場を作る。

その場において、日常生活を営むのに必要な情報提供を行いつつ、支援を必要とする者同士が相互に支え合う関係や、地域住民とのつながりの構築支援を行う。

なお、当初、②の支援員の戸別訪問による見守りや生活支援を利用していたが、支援員の戸別訪問による手厚い支援まで必要としなくなった場合には、この互助の関係づくりに移行していくことが考えられる。

(イ) 地域づくり関連業務（地域への働きかけ）

ホームレス（ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含む。）や生活困窮者（以下「生活困窮者等」という。）が、その地域で暮らし続けていくためには、地域の中で支え合いながら生活することができる「場」をつくり、その中で生活困窮者等本人が持つ様々な可能性を十分に発揮できるよう、地域への働きかけを行うことも重要である。

そのため、地域の社会資源や支援の担い手（居住支援法人、NPOや地域住民等）を把握するとともに、それらの社会資源にいつでもアプローチできるようにしておくことや、適切にチームにより支援が行えるよう、日頃から地域の中でこれら関係機関・関係者とネットワークを構築し、生活困窮者等への支援方策に関する協議、調整等を行えるようにしておくことが求められる。なお、活用可能な社会資源が不足していると考えられる場合は自治体や関係機関と連携し、開拓に努める必要がある。

こうした取組を促進するためには、地域において、中核となる関係者が集まる協議の場を設定することが有益である。その際、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会をはじめとして、高齢者施策における地域ケア会議や障害者施策における地域自立支援協議会など、既存の協議会等の活用を検討することも考えられる。

加えて、支援員や自治体職員だけでなく、多様な担い手が相談・支援活動に参加できるよう働きかけ、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりにつなげるのが大切である。

(3) 事業実施上の留意事項

ア 地域の実情に応じた柔軟な事業の実施

令和6年改正法により、シェルター事業と地域居住支援事業のうち必要と認められるものを実施することが努力義務とされたことを踏まえ、その適切な実施を推進する観点から、指針において、地域の実情に応じた柔軟な事業の実施を推進することとしており、具体的には、以下の①から③までの手法により事業の効果的・効率的な実施の推進を図られたいこと。

① 居住支援法人と連携した事業の実施

地域居住支援事業の実施に当たっては、既存の地域資源を活用する方策として、事業を居住支援法人に委託して実施することが考えられる。当該法人が有する居住支援に係る専門的なノウハウは、生活困窮者に対する支援に当たっても有効であるため、当該法人との連携による実施は効果的である。なお、この場合の居住支援法人の経費については、当該居住支援法人の業務と地域居住支援事業を区分する必要がある。

② 被保護者地域居住支援事業との一体的な実施

地域居住支援事業の実施に当たっては、被保護者地域居住支援事業を併せて実施し、同じ事業者へ委託する等により、一体的な運営を行うことが考えられる。

これにより、例えば、地域居住支援事業の利用者が、事業利用中に生活保護を受給するに至った場合であっても、継続的な支援を行うことができるほか、安定的な利用者の確保や、事業に従事する者（スタッフ）を共用することが可能となるなど、効率的・円滑な運用が可能となる。

③ 複数の福祉事務所設置自治体による広域的な実施

第2の1（4）において示しているが、複数の福祉事務所設置自治体による広域的な実施も考えられる。例えば、都道府県が主導し、管内の自治体同士で広域に事業を実施する体制を構築するほか、都道府県が管内の自治体と共同実施体制を構築するなどして、個々の自治体が個別に事業を実施する場合と比べて、効率的な事業の実施も可能となる。

7 家計改善支援事業

（1）事業の概要

生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう（法第3条第5項）。

家計支援計画（家計再生プラン）に基づき、家計表やキャッシュフロー表等の活用や出納管理の支援により家計収支の均衡を図るほか、滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）、貸付けのあっせんなどを総合的に実施する。

(2) 実施体制

ア 人員

家計改善支援事業において相談支援に従事する者（家計改善支援員）は、家計改善支援事業従事者養成研修の修了を必要とする（ただし、当分の間はこの限りではないが、家計改善支援事業等の支援に従事する中で当該研修を受講し修了することが望ましい。）。

イ 設備

設備基準は特段の要件は定めていないが、支援の適切な実施に支障がないようにすることが必要である。

(3) 事業の対象者等

ア 対象者の要件

特段の要件は定めていないが、多重（過剰）債務を抱え、返済が困難になっている者、収入の多寡に関わらず家計の問題があり、借金に頼らざるを得ない又は支払いに滞りがある者などが想定される。

加えて、令和6年改正法では、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業については、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保する等のため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める「特定被保護者」も事業を利用できることとなった。

イ 利用期間

特段の期間は定めていない。

ただし、本人の状況に応じた支援が実施できるよう、3～6か月を目途に支援方針等の見直しを図られたい。

(4) 事業実施上の留意事項

ア 家計再生プランの策定

事業の利用開始に当たっては、プランとは別に、プランを踏まえた家計再生プランを個人毎に作成する必要がある。

イ 地域の実情に応じた柔軟な事業の実施

法において、家計改善支援事業の実施が努力義務とされていることを踏まえ、その適切な実施を推進する観点から、指針において、地域の実情に応じた柔軟な事業の実施を推進することとしており、具体的には、以下の①から③までの手法により事業の効果的・効率的な実施の推進を図られたいこと。

① 消費生活相談における家計に関する相談と連携した事業の実施

家計改善支援事業の実施に当たっては、地域資源の偏在や支援手法が不足しているなど、個別に実情が異なる状況があることから、既存の地域資源を活用する方策として、消

費生活相談における家計に関する相談との連携が考えられる。

消費生活相談における家計に関する相談の手法は、多重債務等家計面での課題を抱える生活困窮者に対する支援に当たっても有効であるため、当該相談との連携による実施は効果的である。この場合において、適切な費用按分を行う必要がある。

② 生活保護受給者への切れ目のない支援

家計改善支援事業の実施に当たっては、被保護者家計相談支援事業を併せて実施し、同じ事業者へ委託する等により、一体的な運営を行うことが考えられる。

これにより、例えば、家計改善支援事業の利用者が、事業利用中に生活保護を受給するに至った場合であっても、継続的な支援を行うことができるほか、安定的な利用者の確保や、事業に従事する者（スタッフ）・設備（施設）を共用することが可能となるなど、効率的・円滑な運用に資する。

③ 複数の福祉事務所設置自治体による広域的な実施

第2の1（4）において示しているが、複数の福祉事務所設置自治体による広域的な実施も考えられる。例えば、都道府県が主導し、管内の自治体同士で広域に事業を実施する体制を構築するほか、都道府県が管内の自治体と共同実施体制を構築するなどして、個々の自治体が個別に事業を委託する手法と比べて、効率的な事業の実施も可能となる。また、その際、特定曜日のみの実施や巡回による実施等の工夫を図ることも考えられる。

④ 権利擁護支援策との連携

家計改善支援事業を利用する生活困窮者の中には、本人の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じている場合や、本人保護等の権利侵害の回復支援の視点から金銭管理等の支援が必要と考えられる場合がある。こうした場合、家計改善支援事業による支援だけでは自立を図ることが困難であり、権利擁護支援策における意思決定支援が重要な役割を果たすこととなる。このため、生活困窮者自立支援制度担当部局・実施者と権利擁護支援策の担当部局・実施者が連携し、関係者間で日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うことが極めて重要である。

ウ 自立相談支援事業・就労準備支援事業との一体的な実施

効果的・効率的な支援のため、令和6年改正法により、自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することが原則化された。具体的な実施の方法等については、第3の3（4）自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業との一体的な実施を参照すること。

8 都道府県による市町村支援事業

（1）事業の概要

都道府県が、市及び福祉事務所設置町村（以下「市等」という。）に対し、事業に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修実施、事業又は給付金の支給を効果的・効率

的に行うための体制整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言等を行う事業をいう。(法第 10 条第 1 項)。

具体的には、

- ① 法に基づく事業に従事する者等に対する人材養成研修や、関係機関等を対象とした生活困窮者自立支援制度に関するシンポジウム・勉強会の実施
- ② 単独で任意事業を実施するのが困難な市等に対し、都道府県の主導により、管内の複数の市等で広域的に事業を実施する場合又は都道府県と市等とで共同して事業を実施する場合の調整
- ③ 支援が困難な事例等に対し、市等の域を越えて経験豊富な相談員へ支援手法の相談を行ったり、ケース検討を行う場の構築

といった内容が考えられる。その他、必要な支援については、地域の実情に応じて検討されたい。

(2) 実施体制

都道府県において、実施する事業内容に応じ、必要な人員を配置する。

(3) 事業の対象者等

都道府県が実施主体となり、管内の市等を対象として実施する。

9 福祉事務所未設置町村による相談の実施

(1) 事業の概要

福祉事務所未設置町村が、都道府県と連携しつつ、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助等の業務を行う事業をいう(法第 11 条第 1 項)。

(2) 実施体制

ア 人員

地域の実情に応じた柔軟な事業実施を可能とするため、具体的な人員基準は設けませんが、生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の相談支援を適切に行うことができる人材を配置することが必要である。

イ 設備

設備基準は特段の要件は定めていないが、支援の適切な実施に支障がないようにすることが必要である。

(3) その他

当該事業を実施した町村についても、法に基づく事業の実施主体は都道府県である。

本事業を実施する場合は、相談者が必要に応じて都道府県が実施する法に基づく事業の

利用に適切につながるよう、町村と都道府県でよく連携すること。

また、法に基づく他の事業と同様に、事業の事務の全部又は一部を委託することが可能である。

※ 子どもの学習・生活支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業については、事業実施要綱等を参照。

第4 支援調整会議

1 支援調整会議の意義

支援調整会議は、以下を主な目的として、基本的に自立相談支援機関が開催する。具体的な開催方法については、それぞれ地域の実情（相談者数や地域の社会資源の状況等）に応じて定めるものとする。また、自治体は、関係者の招集が円滑に行われるよう、招集のための事務に協力すること。

（１）プラン案の適切性の協議

自立相談支援機関が作成したプラン案について、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、合議体形式で検討し、判断する。

（２）支援提供者による支援内容等の共有

法に基づく事業等の実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供する上での留意事項を共有し、各機関の役割を明確化する。

（３）プラン終結時等の評価

プラン期間の終期等において、支援の経過と成果を評価し、プランに基づく支援を終結するかどうかを検討する。

（４）社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個別ケースの検討を行う中で、個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討する。なお、別の会議体を設けて社会資源に関する検討を行うことは差し支えないが、その場合、個別ケースの検討により把握された地域課題を吸い上げる仕組みを構築することが必要である。

2 自治体等の参画

支援調整会議にはプラン案の内容が適切なものであるか合議体形式により判断する役割等があることから、支援決定を行う自治体職員は原則として支援調整会議に参画する。

なお、プラン案に、法に基づく事業等が含まれていない場合には、自治体による支援決定は不要ではあるものの、自治体は、本制度の実施主体として基本的には支援調整会議に参画されたい。

第5 支援会議

1 支援会議とは

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、本人同意がなくとも、一定の要件を満たす場合には、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とするものであり、地域において関係機関等がそれぞれ把握している生活困窮者が疑われるような個々のケースの共有や地域における支援体制の検討等を行うものである。

令和6年改正法では、福祉事務所設置自治体に対して、支援会議の設置を努力義務とするとともに（法第9条第1項）、支援会議の開催等の地域の実情に応じた方法により生活困窮者の状況の把握を行うことを努力義務としている（法第8条第1項）。

2 支援会議の設置主体等

支援会議は法第9条第1項の規定により、福祉事務所設置自治体が組織する。支援会議を組織する福祉事務所設置自治体は、支援会議の設置に先立って、支援会議の設置の目的や所掌事項等の基本的事項について、設置要綱として、文書化、制度化しておくことが適当である。また、支援会議の運営や開催に当たっては、その事務の一部を民間団体に委託する場合であっても、関係機関等との調整や個人情報等の管理、中核的な業務は、福祉事務所設置自治体が主導的に対応すること。

3 支援会議で取り扱う事例

主に以下のような事案が考えられる。

- （1）本人の生命・身体・財産の保護のために情報共有が必要であるものの、支援を求めることができないことに相当の理由があつて本人の同意を得ることが困難であるために支援調整会議では情報の共有ができず、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- （2）同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案
- （3）支援につながった後も含め、より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報や知見を共有しておく必要があると考えられる事案

4 支援会議の構成員

支援会議の構成員については、自治体職員、自立相談支援事業の相談支援員等、サービス提供事業者、地域において生活困窮者に関する業務を行っている福祉、就労、教育、住宅その他の関係機関の職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、地域住民、法律の専門家（弁護士、司法書士等）、医療従事者、行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる機関（ガス・電気等のインフラ事業者、個別訪問を行う民間のサービス提供事業者、金融機関等）などが想定される。これに限らず、各自治体において、地域の実情に応じた生活困窮者支援に関わる関係者、関係機関等を選任する

ことが重要である。

※ 効率的・効果的な運営の観点から、案件や開催時期によって支援会議の構成員を変えることも可能である。特に、構成員のうち法律の専門家（弁護士、司法書士等）や行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる機関については、毎回の出席を求めるのではなく、取り扱う事例に応じて必要な機関に出席を求めることが考えられる。

5 守秘義務

支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。これに違反した場合には、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処されることになる。これらの内容は、構成員に対して、書面によりあらかじめ説明しておくことが、効果的・効率的な会議運営を行うほか、委嘱後のトラブルを未然に防止する上でも適当である。また、必要に応じて、会議の開催時にその構成員に対し守秘義務の内容等について改めて周知するなどして、その周知徹底を図っていくことも重要である。

6 その他

支援会議の設置・運営に当たっては、支援会議ガイドラインを参照すること。

第6 支援決定

本章においては、自立相談支援事業、子どもの学習・生活支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を除く、法に基づく事業等の支援決定について記載する。住居確保給付金については、自治体による支給決定があり、第7を参照のこと。

1 支援決定

支援決定は、就労準備支援事業、居住支援事業及び家計改善支援事業の利用及び認定就労訓練事業のあっせんについて、その必要性や利用要件を満たしているかを確認し、これらの対象とすることについて決定するものである。

福祉事務所設置自治体は、対象者が利用要件を満たしているかを確認するとともに、プランの内容の適切性を確認する。

2 支援決定の実施主体

支援決定は、法に基づく事業等の実施主体である福祉事務所設置自治体が、その区域内に居住地を有する者について行う（居住地原則）。一方、居住地がないか、又は明らかではない者については、現在地の福祉事務所設置自治体の実施主体となる。

ただし、居住地があっても、その者が急迫した状況にあるときは、現在地の福祉事務所設置自治体が支援を行うこととして差し支えない。

※ 住居確保給付金の支給決定の実施主体については、申請者が住居喪失者であり新規に賃貸住宅を賃借するときは、以下のとおりとする。

- ・ 家賃相当額を支給する場合については、当該賃貸住宅の所在地の福祉事務所設置自治体が行う。
- ・ 転居費用相当額を支給する場合については、原則、住居を喪失した直前に居住していた福祉事務所設置自治体が行う。ただし、直前の居住地が明らかでない、又は明らかであるが遠方であるなどの事情により直前の居住地の自治体に申請することが現実的でない場合は、相談を受けた現在地の福祉事務所設置自治体が行う。なお、相談を受けた自治体とは別の自治体に転居することになった場合においても同様の取扱いとする。

3 相談受付から支援決定までの流れ

（1）プラン案の作成

自立相談支援機関は、相談に対応した生活困窮者やアウトリーチにおいて把握した生活困窮者のうち利用申込があった者について、本人が抱える課題を包括的に把握し、課題の抽出、背景・要因の分析の上で解決の方向性をアセスメントし、その結果を踏まえ、本人と相談支援員等の協働によりプラン案を作成する。プラン案には、本人の生活に対する意向、生活全般の解決すべき課題、提供される支援の目標及びその達成時期、支援の種類及びその内容並びに支援を提供する上での留意事項を記載する（則第1条）。

（２）プランの確定、法定事業の利用申請（申込）

自立相談支援機関は、支援調整会議を開催し、プラン案に記載された支援内容が課題解決と支援目標の実現に向けて適切なものであるか等について協議する。

プラン案が了承された場合は、自立相談支援機関はプランの内容を本人に説明した上で、本人は、自立相談支援機関に「プラン兼事業等利用申込書」（様式１）と事業の利用要件の確認に必要な書類（図表 6-1 参照。以下「添付書類」という。）を提出する。

これらの書類を自立相談支援機関は福祉事務所設置自治体に回付し、福祉事務所設置自治体が法に基づく事業等の利用を決定する。

なお、申請（申込）日は、自立相談支援機関に対して、プラン兼事業等利用申込書を提出した日とする。

ア 利用申請（申込）書と支援決定

就労準備支援事業もしくは家計改善支援事業の利用又は認定就労訓練事業のあっせんの申請（申込）は、プラン兼事業等利用申込書により行う。一方、居住支援事業については、緊急的な利用を想定し、利用申請（申込）は居住支援事業利用申込書（様式２）により行うこととする。なお、居住支援事業利用申込書の提出についてはメールによる提出でも差し支えない。

なお、プラン案に、法に基づく事業等の利用が含まれていない場合は、福祉事務所設置自治体による支援決定は行われないため、支援決定に係る手続は不要である（この場合、福祉事務所設置自治体は、プラン内容についての確認を行う。）。

イ 利用申請（申込）に係る添付資料

就労準備支援事業、居住支援事業のうちシェルター事業については、則において事業利用に係る要件（以下「利用要件」という。）が定められており、当該事業の利用を申請する者が利用要件を満たすことについて申告させるとともに、添付書類の提出が必要である。

ウ 利用申請（申込）書の福祉事務所設置自治体への回付

自立相談支援機関は、利用申請（申込）の提出を受けたときは、速やかに福祉事務所設置自治体に対して、アセスメント結果とともにプラン兼事業等利用申込書と添付書類を回付する。

図表 6-1 法に基づく事業等の利用に係るプランと利用申請について

			プランへの記載	事業等の利用 申請（申込）書	申請（申込）に係る 添付書類等
自立相談支援事業			記載する	プラン兼事業等 利用申込書	—
住居確保給付金			記載する （緊急的な支援の 場合は事後も可）	住居確保給付金 支給申請書	・ 住居確保給付金申請時確認書 ・ 本人（世帯）確認書類 ・ 離職等関係書類 ・ 収入関係書類 ・ 金融資産関係書類
支援決定に係る法に基づく事業等	就労準備支援事業		記載する	プラン兼事業等 利用申込書	・ 資産・収入申告書 ・ 本人（世帯）確認書類 ・ 収入関係書類 ・ 金融資産関係書類
	居住 支援事業	シェルター 事業	記載する （緊急的な支援の 場合は事後も可）	居住支援事業 利用申込書	・ 資産・収入申告書 ・ 本人（世帯）確認書類 ・ 収入関係書類 ・ 金融資産関係書類
		地域居住支 援事業			・ 本人（世帯）確認書類
	家計改善支援事業		記載する	プラン兼事業等 利用申込書	—
	認定就労訓練事業		記載する	プラン兼事業等 利用申込書	—
	子どもの学習・生活支援事業		必要があれば 記載する	—	—
上記以外の支援			記載する	—	—

（３）支援決定

福祉事務所設置自治体は、プラン兼事業等利用申込書等の到達をもって、速やかに審査を行い、その結果を本人に通知する。

なお、自立相談支援機関と福祉事務所設置自治体間において、書類が確実に到達するよう、採番するなど受渡の管理を行うことが必要である。

ア 形式審査

提出された書類に不備がないか確認し、必要に応じて期限を定めた上で補正を求める。

イ 内容審査

提出された書類内容に基づき、次の①～③について確認する。

なお、福祉事務所設置自治体は、就労準備支援事業及び居住支援事業のうちシェルター事業の実施に関して必要があると認めるときは、申請者等の資産又は収入の状況につき関

係者に対して必要な資料の提供等を求めることができる（法第 22 条第 1 項）。

① 本人確認及び本人と同一世帯員の把握

利用要件が定められているものについては、本人確認、本人と同一世帯員の把握を行う。

② プランの適切性の確認

支援調整会議で了承されたプランの内容等に基づき支援の必要性を判断する。

③ 利用要件の確認

住居確保給付金、就労準備支援事業、居住支援事業のうちシェルター事業については、申請者が利用要件に該当しているかを確認する。

図表 6-2 法に基づく事業等と利用（支給）要件

事業等	就労準備支援事業 (則 4 条関係)	居住支援事業 (シェルター事業) (則 6 条関係)	住居確保給付金 (則 10 条関係)
①基本要件	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者であること ※ 上記の要件に該当する者に準ずる者として、則第 4 条第 2 号に該当する者も対象とする。	一定の住居を持たない生活困窮者であること ※ 生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、福祉事務所設置自治体が当該事業による支援が必要と認める者も対象とする。	・生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、住宅喪失者又はそのおそれがある者であること（家賃相当額） ・生活困窮者のうち同一の世帯に属する者の死亡、離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又はそのおそれがある者であること（転居費用相当額）
②離職期間要件	—	—	・離職等の日から起算して 2 年を経過していないこと（家賃相当額） ・世帯収入額が著しく減少した月から 2 年を経過していないこと（転居費用相当額）
③生計維持要件	—	—	・イ）離職等の日（則第 3 条第 1 号）又はロ）申請日の属する月（（則第 3 条第 2 号））においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと（家賃相当額） ・申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（転居費用相当額）
④収入要件	申請月の世帯収入の額 ≤ 基準額 + 住宅扶助基準に基づく額	申請月の世帯収入の額 ≤ 基準額 + 住宅扶助基準に基づく額	・申請月の世帯収入の額 ≤ 基準額 + 家賃額（住宅扶助基準に基づく額が上限）（家賃相当額） ・申請月の世帯収入の額 ≤ 基準額 + 家賃額（又は居住の維持又は確保に要する費用の額）（住宅扶助基準に基づく額が上限）（転居費用相当額）
⑤資産要件	申請日の世帯の金融資産の合計額 ≤ 基準額 × 6	申請日の世帯の金融資産の合計額 ≤ 基準額 × 6（100 万円上限）	申請日の世帯の金融資産の合計額 ≤ 基準額 × 6（100 万円上限）
⑥求職活動等要件	—	—	原則ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない

			い労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動等を行うこと。(家賃相当額)
⑦家計改善に関する要件	—	—	家計改善支援事業又は自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。(転居費用相当額)

ウ 支援決定

審査により、利用要件等を確認し、事業の利用を可とした場合には、「支援提供通知書」(様式4)又は「居住支援事業に係る支援提供通知書」(様式5)により、原則、自立相談支援機関を経由して、その旨を本人に通知する。

事業の利用を不可とした場合は、福祉事務所設置自治体は、その旨をその理由とともに、原則、自立相談支援機関を経由して速やかに本人に通知する。あわせて、必要に応じてプランの内容について、自立相談支援機関を通じて本人と調整を行うものとする。

図表 6-3 自治体の役割と支援決定との関係

		自治体の役割	決定通知書
自立相談支援事業		支援内容の確認 (自立相談支援機関が自ら実施する支援)	—
住居確保給付金		支給決定	住居確保給付金 支給決定通知書
支援決定に係る法に基づく事業等	就労準備支援事業	支援決定	支援提供通知書
	居住支援事業	支援決定	居住支援事業 に係る支援提供通知書
	家計改善支援事業	支援決定	支援提供通知書
	認定就労訓練事業	支援決定	支援提供通知書
子どもの学習・生活支援事業		必要があれば、支援内容の確認	—
上記以外の支援		支援内容の確認	—

（４）支援の実施

法に基づく事業等を実施する機関は、支援決定を受けた本人と支援に係る調整を行い、具体的な支援を開始する。

支援等の実施にあたり、各機関はプラン内容を踏まえた個別の支援計画を策定する（図表 6-4 及び各事業の手引き参照）。

図表 6-4 各事業等における個別支援計画の名称

事業等		個別の支援計画の名称
自立相談支援事業		自立相談支援機関が実施する就労支援等の支援内容をプランに記載
住居確保給付金		（自立相談支援機関が実施する就労支援等の支援内容をプランに記載）
支援決定に係る法に基づく事業等	就労準備支援事業	就労準備支援プログラム
	居住支援事業	（居住支援事業において実施する支援内容をプランに記載）
	家計改善支援事業	家計再生プラン
	認定就労訓練事業	就労支援プログラム

（５）モニタリング

自立相談支援機関は、法に基づく事業等の利用開始後も継続的に、本人の状況や支援の実施状況を確認する（モニタリング）。この結果、プランの見直し（事業の種類や支援方法の変更等）が必要な場合には、プランの再策定（以下「再プラン」という。）やプランの修正を行う。

なお、再プランは、法に基づく事業等の変更（追加）が必要な場合に行い、プラン策定と同様の手続が必要である。一方、プランの修正は、法に基づく事業等の変更等を行うのではなく、同一事業における支援内容の軽微な変更や支援の頻度の変更が必要な場合に行い、プラン策定と同様の手続は要しない。

本人の状況及び支援の実施状況については、本人及び支援実施機関の協力を得て、把握しておく必要がある。

（６）プラン評価

プランの期間（支援実施の期間）の終期に到達した場合又は本人の状況等に大きな変化があり、モニタリングにより再プランの策定が必要であると自立相談支援機関が判断した場合に、①目標の達成状況、②見られた変化、③現在の状況と残された課題、④本人の満

足度や今後についての希望等を確認し、支援調整会議において、支援を終結するか、再プランにより支援を継続するかを検討し、判断する。

(7) 再プラン

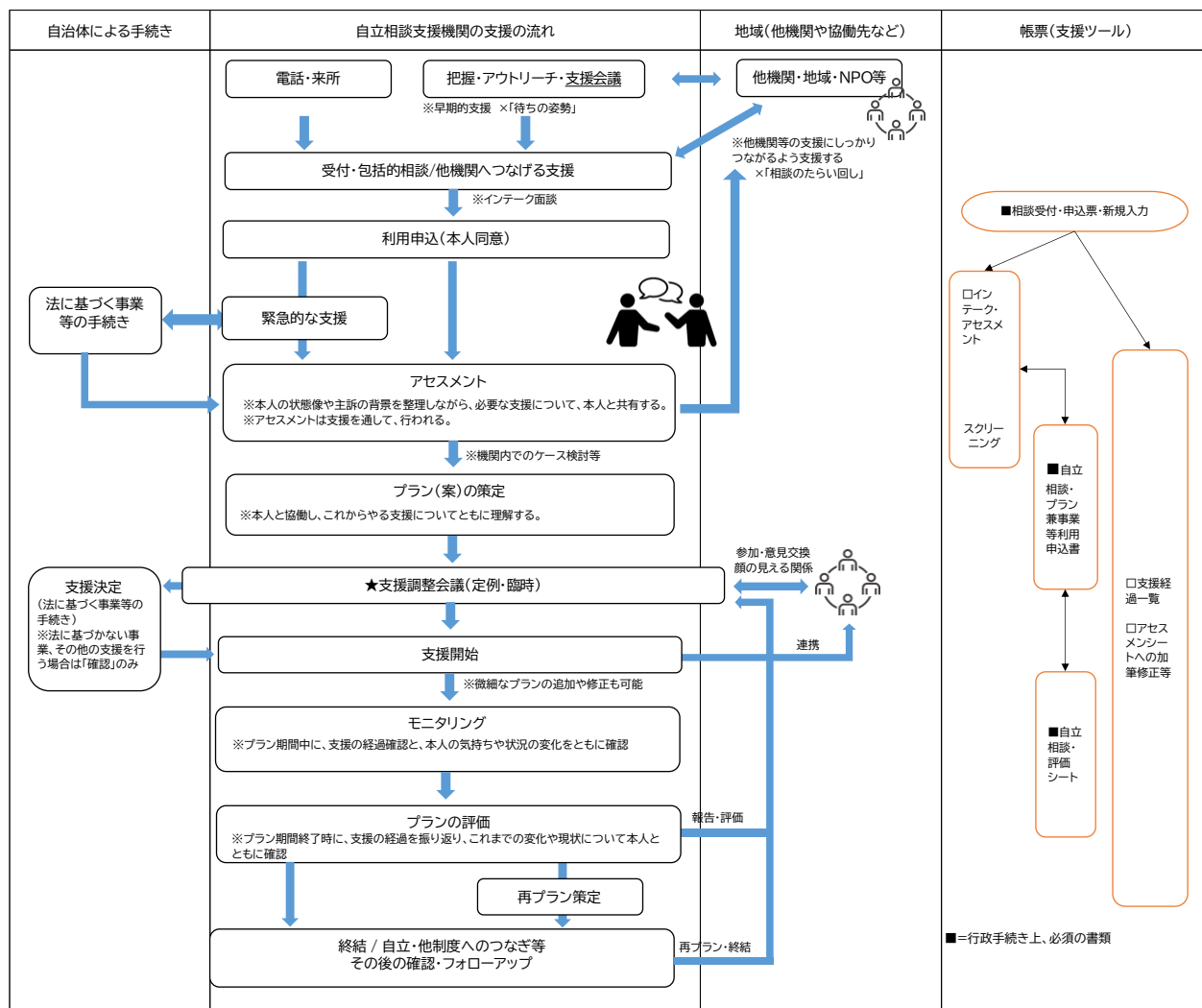
再プランは、プラン評価を経て、改めてアセスメントを実施し、プランを策定するものである。プランに法に基づく事業等が含まれている場合は、改めて支援決定を行う必要がある。この場合、「支援提供通知書」（様式4）、「居住支援事業に係る支援提供通知書」（様式5）をそれぞれ支援変更通知書に読み替えて提出させる。

(8) 終結

①目標としていた自立の達成の目処がたった場合、②生活困窮状態の脱却までには至っていないが、大きな課題が解決するなどした場合、③支援が中断した場合に、プランに基づく支援を終結するものとする。

終結の判断は、プラン評価において行い、その結果を踏まえ、自治体において終結の決定（確認）を行うものとする（終結に関して本人への連絡は要しないが、自治体の判断により本人に通知することは可能）。

図表 6-5 相談支援プロセス



4 利用要件等の確認

就労準備支援事業及び居住支援事業のうちシェルター事業の利用要件については、住居確保給付金と同様の方法により確認することとするが、概要は以下のとおりである。

(1) 基準額の計算

第7の2-1の(1)のエを参照のこと。

(2) 本人確認及び本人と同一世帯員の把握

本人確認については、第7の2-5の(3)のアにより、本人と同一世帯に属する者の確認は、住民票等により行うこととする。

(3) 算定される収入範囲

第7の2-1の(1)のエを参照のこと。

(4) 算定される資産の範囲

第7の2-1の(1)のオを参照のこと。

(5) 収入・資産の確認方法

本人及び同一の世帯に属する者について、「資産収入申告書」(様式3)の提出を求め、収入については、第7の2-5の(3)のウの書類により、資産については、第7の2-5の(3)のエの書類により確認を行うこととする。

なお、居住支援事業(シェルター事業)について、緊急性を要すると判断される場合については、即時的な利用の後に、速やかにこの確認を行うこともできる。

5 緊急的な支援が必要な場合

自立相談支援機関が相談申込を受け付けた生活困窮者の中には、緊急的な支援が必要な場合がある。自立相談支援機関は、本人の訴えや確認した状況等から、住居など生活に係る緊急的な支援が必要であるか否かを判断し、適切な支援につなぐことが必要である。

この場合、住居確保給付金の支給又は居住支援事業のうちシェルター事業の利用については、プラン案が策定されていない場合であっても、支給申請書又は利用申込書に基づき、福祉事務所設置自治体に支給申請又は利用申込を行うことができる。

当該自治体は、当該支給申請又は利用申込を受け付け、それぞれの支給又は利用の要件を満たしていることを確認した場合、支給決定又は支援決定を行うものとする。

緊急的な支援を行った場合は、事後的にプランに盛り込み、支援調整会議で報告(確認)を行うこととする。

なお、生活保護の適用が必要となるおそれが高いと判断される場合は、法第23条に基づき、生活保護制度に関する情報提供、助言等を行うこととし、必要に応じて、福祉事務所(生活保護担当課)につなぐことが必要である。

6 支援決定の効果

法は、住居確保給付金を除き、個人に対し何らかの給付等を行うという法的権利を規定したのではなく、福祉事務所設置自治体の事業の実施を規定するのみである。したがって、法に基づく事業等に係る支援決定は、処分性を有しない（行政不服申立ての対象とはならない）と考えられる。

7 法に基づく事業等の再利用等

（１）利用期間の設定

就労準備支援事業の利用期間は原則として１年以内である。（ただし、利用者の心身の状況、生活の状況、その他の状況を勘案し、福祉事務所設置自治体が必要と認める場合にあっては、１年を超える利用期間とすることができる。）

シェルター事業の利用期間は３か月以内である。（ただし、個々人の状況により６か月を超えない期間とすることができる。）

地域居住支援事業の利用期間は原則として１年以内である。（ただし、心身の状況、地域社会からの孤立の状況、生活の状況その他の地域居住支援事業を利用しようとする者の状況を勘案して福祉事務所設置自治体が必要と認める場合にあっては、当該状況を勘案して福祉事務所設置自治体が定める期間とすることができる。）

（２）利用期間が設定されている事業の再利用

就労準備支援事業については、就職に伴い事業の利用を終了した者が再度事業を利用することは原則としてできないが、一定期間就労した後に離職し、新たに就労に関する課題を抱えるに至った場合などであって、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、事業の再利用が可能である。

シェルター事業については、その利用の多くは、緊急的な支援として実施されるものであり、再利用について、一律に妨げるものとはしないが、制度利用の濫用といった事態が生じないようにする必要がある。

8 法に基づく事業の利用者が被保護者となった場合の取扱いについて

法に基づく事業等の利用者が生活保護を受給するに至った場合は、生活保護法に基づく事業により支援を行うこととなる。この場合、自立相談支援機関は、支援調整会議でのプラン評価を経て支援を終結し、当該利用者が継続的な支援を受けられるよう、福祉事務所（生活保護担当課）に引き継ぎを行うものとする。引き継ぎ後においても、自立相談支援機関の支援員が当該被保護者にフォローアップなどに関わることは差し支えない。

第7 住居確保給付金の支給

1 住居確保給付金の概要

住居確保給付金は、次の2つの支援を行うことを目的に支給する給付金である。

- ・ 離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うこと（家賃補助）。（法第3条第3項第1号）
- ・ 同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行うこと（転居費用補助）（法第3条第3項第2号）。

住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない（法第19条）。また、租税その他の公課は、住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない（法第20条）。

（1）用語の定義等

ア 「家賃補助」とは、住居確保給付金のうち、家賃相当分の支給をいう（法第3条第3項第1号）。

イ 「転居費用補助」とは、住居確保給付金のうち、転居費用相当分の支給をいう（法第3条第3項第2号）。

ウ 「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職をいう（則第10条第5号イ）。

エ 「住宅扶助基準に基づく額」とは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-4-(1)-ア、第7-4-(1)-オをいう。

ただし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7-56に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとする（※）。

※ 床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額については適用しない。

オ 「基準額」とは、市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の1/12の額をいう。

カ 「家賃額」とは、申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額をいう。ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

キ 「収入基準額」とは、基準額に家賃額を合算した額をいう。

ク 「国の雇用施策による給付」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。

ケ 「不動産仲介業者等」とは、不動産仲介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

コ 「公共職業安定所等」とは、公共職業安定所又は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者をいう。

サ 「経営相談先」とは、よろず支援拠点、商工会議所、商工会、福祉事務所設置自治体が認める公的な経営相談先をいう。

シ 「自立に向けた活動」とは、則第 3 条第 2 号に該当する申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該申請者の自立の促進に資すると福祉事務所設置自治体が認める者が、経営相談先の助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づき取り組む活動をいう。

（２）実施体制

住居確保給付金の支給の実施主体は、福祉事務所設置自治体である。関係事務のうち、支給審査及び支給決定等の支給事務は自治体の責任において行う。

一方、相談・受付業務、受給中の面接等の住居確保給付金の窓口業務については、自立相談支援機関において実施する。

住居確保給付金の受給を希望する者は、自立相談支援機関において相談や申請手续を行う。これを受け、自立相談支援機関において本人の状況や課題についてのアセスメントを行い、プランを作成する。自立相談支援機関が窓口になることにより、住居確保給付金の支給のみならず、包括的な支援を実施し、より効果的な自立の促進を図る仕組みとするものである。

受付窓口は自立相談支援機関、支給事務は自治体となるため、自立相談支援事業を委託している場合や受付窓口と自治体が離れている場合などは、情報伝達に抜け漏れのないよう留意する。特に、家賃補助の場合は、受給中の求職活動等の状況報告に基づき、自治体

において延長の判断等を行うこととなるため、自立相談支援機関から自治体への情報伝達は確実に行う必要がある。

家賃補助においては、申請者が、住居喪失者であり新規に賃貸住宅を賃借する場合は新たな居住地が所在する自立相談支援機関において、住居喪失のおそれのある者であり現に賃貸住宅を賃借している場合は現居住地に所在する自立相談支援機関において、窓口業務を行う。

転居費用補助においては、申請者が住居喪失者である場合は、原則、住居を喪失する直前の居住地が所在する自立相談支援機関において窓口業務を行う。ただし、直前の居住地が明らかではない、又は明らかであるが遠方であるなどの事情により、直前の居住地の自立相談支援機関に申請することが現実的でない場合は、現所在地に所在する自立相談支援機関が、転居先が別の自治体になったとしても、窓口業務を行う。一方、申請者が住居喪失のおそれのある者である場合は、現居住地に所在する自立相談支援機関において、窓口業務を行う。

2 家賃補助

2-1 支給要件

(1) 支給要件

家賃補助の支給対象となる者は、次表のア～クのいずれにも該当する生活困窮者である。

ア	イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること [ア基本要件]
イ	イ) 離職等の場合は、申請日において、離職等の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他福祉事務所設置自治体がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。 又は ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること [イ離職期間等要件]
ウ	イ) 離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること [ウ生計維持要件]
エ	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること [エ収入要件]
オ	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること [オ資産要件]
カ	公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記②ロ) に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所設置自治体が認める場合は、申請日の属する月から起算して三月間（支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所設置自治体が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。 [カ求職活動等要件]

キ	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと [キ類似給付の受給に関する調整規定]
ク	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと [クその他]

ア 基本要件（則第10条第1号イ及びロ関係）

① 離職等

離職等とは、離職のほか事業を行う個人の当該事業の廃止（廃業）をいう（則第3条第1号）。離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。

② やむを得ない休業等

やむを得ない休業等とは、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることをいう（則第3条第2号）。やむを得ない休業時の雇用形態、雇用期間は問わない。

③ 住居喪失

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこととする。

イ 離職期間要件（則第10条第1号イ関係）

① 疾病、負傷、育児その他福祉事務所設置自治体はやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合の取扱い

離職等の日から起算して2年の期間に、疾病、負傷、育児その他福祉事務所設置自治体はやむを得ないと認める事情により連続して30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。加算が認められる事情は以下のとおりである。

なお、当該事情により求職活動を行うことができなかった旨の申出があった場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）において確認を行う。

イ）妊娠

産前6週間以内に限らず、本人が、妊娠のために求職活動を行うことができなかった期間があった旨を申し出た場合。

ロ）出産

4か月以上（85日以上（1か月は28日として計算する。））の分娩とし、出産、死産、早産を問わない。

出産は本人の出産に限られる。出産のため職業に就くことができないと認められる期間は、通常は出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日以後出産の日の翌日から8週間を経過する日までの間である。

ハ) 育児

3歳未満の乳幼児の育児とする。また、申請者が社会通念上やむを得ないと認められる理由により親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族、すなわち、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。）にあたる3歳未満の乳幼児を預かり、育児を行う場合も認めることとして差し支えない。

二) 疾病又は負傷

ホ) イ) から二) までの理由に準ずる理由で福祉事務所設置自治体がやむを得ないと認めるもの（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

② 延長申請及び再延長申請における取扱い

延長及び再延長の申請時には、離職等の日から2年（①の場合については最長4年）以内であることについては問わない。

ウ 生計維持要件（則第10条第2号イ及びロ関係）

自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持している（維持していた）ことをいう。

離職等の場合で、離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。

エ 収入要件（則第10条第3号イ関係）

① 基準額

市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする。

基準額は、各福祉事務所設置自治体において、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。

イ) 各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯人数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

ロ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、イ) で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ハ) ロ) で求めた収入額に1/12を乗じることにより基準額を算出する（1,000円未満切り上げ）。

② 世帯

「同一の世帯に属する者」とは、同一の住居に居住し、生計を一にする者をいう。

ただし、原則 22 歳以下かつ学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は住居確保給付金に係る収入には含まない。

③ 収入

イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近 3 か月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。

ロ) 算定する収入の範囲等（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。

また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

b 定期的な給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りをいう。

なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については収入として算定しない。

c 借入金等や一時的な収入の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

ハ) 収入に変動がある場合の取扱い

a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近 3 か月間の収入額の平均に基づき推計する。

b 定期的な給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

オ 資産要件（則第 10 条第 4 号関係）（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいう。なお、生命保険、個人年金保険等は含まない。

なお、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

カ 求職活動等要件（則第 10 条第 5 号イ関係）

① 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者（自立に向けた活動を行う者を除く）

イ）求職の申込み

申請者は、公共職業安定所等への求職申込みを行うこととする。申請者が申請時に求職申込みを行っていない場合、自治体は公共職業安定所等への求職申込みを指示する。

ロ）求職活動

申請時、常用就職を目指した求職活動等を行うことを「住居確保給付金申請時確認書」（様式 1－1 A。以下「確認書」という。）によって確認するとともに、支給開始後は、求職活動の状況を確認することとする。

ハ）就労支援等

申請者に対して、自立相談支援機関は就労支援等を行うとともに、自治体は、就労支援を受けること等必要な事項を指示することができる（則第 14 条）。申請者が、正当な理由がなく、これに従わない場合は不支給とする（則第 15 条第 1 項）。

自立相談支援機関が行う就労支援等は、プランに基づき実施することとする。また、プランに位置づけず家賃補助の支給を行った（緊急に支援が必要であった）場合は、事後的にプランを作成し、就労支援等を行う。

② 自立に向けた活動を行う申請者

イ）経営相談先への相談申込み

以下の a から c までに沿って経営相談先への相談申込みを指示する。

a 自立相談支援機関において、申請者の収入減少の要因が離職等か休業等か確認する（離職等の場合は、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する）

b 休業等による収入減少の場合、被雇用者（シフト減など）か自営業者か確認する（被雇用者の場合は、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する）

c 申請者が自営業者で経営改善の意欲があり、相談内容が経営改善に関する場合、

i）経営相談先の役割（どのような相談先なのか）について確認の上、その内容を相談者に説明する（経営改善の意欲がなく、相談内容も経営改善に関するものではない場合は、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する）。

ii）申請者（又は自立相談支援機関）は、経営相談先において、「事前相談（※）」を受ける。

※ 申請者の相談内容が経営相談に該当するかを判断するために実施するもの
iii) 自立相談支援機関は、事前相談の内容を相談者から確認した上で、経営相談先への相談の申込みを指示する。

なお、経営相談の申込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合、申請者は当該助言等を自立相談支援機関へ報告し、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する。

ロ) 自立に向けた活動

申請時、自立に向けた活動を行うことを確認書によって確認するとともに、支給開始後は、経営相談先からの助言等を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づく取組が行われていること確認することとする。

ハ) 経営相談等

自治体は、経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動を行うよう指示することができる（則第 14 条第 2 項）。また、申請者が自立に向けた活動を行わない場合や、公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当であると経営相談先から助言等を受けた旨の報告が申請者からあった場合、原則、公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示することができる（則第 14 条第 2 項）。申請者が、正当な理由なく、当該指示に従わない場合は不支給とする（則第 15 条第 1 項）。

なお、自立に向けた活動を行うことについては、プランに位置づけることとする。プランに位置づけず家賃補助の支給を行った（緊急に支援が必要であった）場合は、事後的にプランを作成し、支援等を行う。

キ 類似給付の受給に関する調整規定（則第 18 条関係）

自治体等が法令又は条例等に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等とは、離職者が就職を容易にするための住居費に充てることを目的としている給付等を指す。なお、当該給付等の受給等が終了した後、なお支援が必要な場合は、家賃補助の支給を受けることができる。

（２）求職活動等要件

ア 公共職業安定所等での求職活動を行う支給決定者（自立に向けた活動を行う支給決定者を除く）

自治体は、支給決定者に対し、常用就職に向けた次の①～③の求職活動等を行うことを指示するものとする。

- ① 月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 月 2 回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける
- ③ 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

イ 自立に向けた活動を行う支給決定者

自治体は、支給決定者に対し、業務上の収入を得る機会の増加に向けた次の①～③の求職活動等を行うことを指示するものとする。

- ① 月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 原則月１回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
- ③ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月１回以上、当該計画に基づく取組を行う

ウ プランの策定

住居確保給付金の支給申請を受けて、自立相談支援機関により申請者のアセスメントが行われ、その結果に基づきプランが策定される。

アセスメントにおいては、申請者の離職等理由、離職等期間、資格の有無等を総合的に勘案し、申請者の状況に応じた適切な支援を選択する。自治体は、策定されたプランに基づき、誠実かつ熱心に求職活動等を行うことを指示する。

- ① プランに基づき、自らの求職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所等による生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合、自立相談支援機関の就労支援員による担当者制の就職に向けた支援を利用する場合は、あわせて、アの求職活動等を誠実かつ熱心に行う。
- ② 就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用する場合についても、これらの事業をプランに基づき利用しながら、原則として、アの求職活動等を行うこととするが、アセスメントにおいて、求職活動等を継続するよりも、これらの事業を一定期間集中的に利用することにより早期就職につながると判断される場合は、例外として一定期間アの求職活動等を留保することができることとする。なお、アの求職活動等要件を留保するかどうかについてはプランにおいて明確化することとし、プラン確定までは、アの求職活動等を誠実かつ熱心に行うこととする。
- ③ 公共職業安定所への求職申込みに代えて、自立に向けた活動を行う場合については、経営相談先を利用しながら、イの求職活動等を行う。アセスメントにおいて、求職活動等を行うよりも、自立に向けた活動を行うことにより早期自立につながると判断される場合は、その旨をプランにおいて明確化することとする。なお、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた旨の報告があった場合は、自治体は、速やかにアの求職活動等を行うことを指示し、自立相談支援機関は再び申請者のアセスメントを行い、プランを作成する。

※ 自治体において、申請内容が適正であると判断されると、住居喪失者については、支給決定前に「住居確保給付金支給対象者証明書」（様式３－１。以下「対象者証明書」という。）が交付される（２－５（７）エを参照）。その交付をもって、支給対象者は求職活動等要件を満たすことが求められる（２－５（７）エを参照）。

2-2 支給額

(1) 支給額

家賃補助は一月ごとに支給し、その月額、次のアイの場合に応じ、それぞれ定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合

生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）

イ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合

基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

（※）賃貸借契約書に記載された実際の家賃の額

なお、住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に入居することとする。

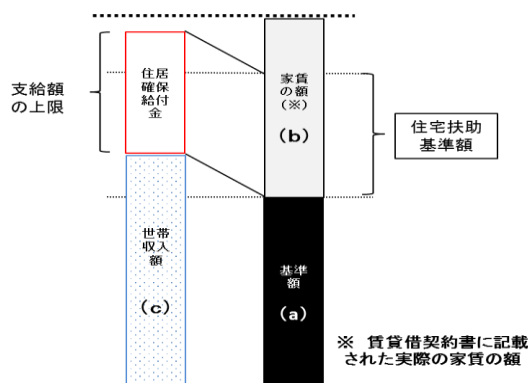
【イの場合の支給額イメージ】

支給額 = 基準額 + 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※） - 世帯収入額

(a)

(b)

(c)



(2) 支給額の調整

(1) のイにより算出した支給額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が 100 円未満であるときは、100 円を支給額とする。

2-3 支給期間等

(1) 支給期間

三月とする。

(2) 支給期間の延長等

一定の要件を満たす場合には、申請により、三月ごとに九月までの範囲内で支給期間を延長することができる。

（３）支給の中断

一定の要件を満たす場合には、申請により、支給を中断することができる。

（４）支給開始月

新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。

なお、転居費用補助を受給して転居した後に家賃補助も申請・受給する場合であつて、受給者が希望する場合は、家賃補助の支給期間の範囲内で、入居契約に際して必要になる初期費用から支給を開始することも差し支えない。この場合においては、初月分の家賃は日割り計算によらず支給期間を一月分と見なす。

現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

家賃補助は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできない。

２－４ 支給方法

自治体から、不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領とする（受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない。）。ただし、受給者が以下のア～ウの方法により賃料を支払うこととなっている場合であつて、福祉事務所設置自治体が特に必要と認める場合には、受給者の口座等へ支給することができる。

ア クレジットカードを使用する方法

イ 賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者が当該受給者に代わって当該債務の弁済をする方法

ウ 納付書により納付する方法

２－５ 支給決定までのプロセス等（図表 7-1、図表 7-2 を参照）

（１）面接相談等

ア 自立相談支援機関は、相談者が家賃補助の支給を要すると判断される場合又は支給要件に該当すると考えられる場合には、相談者に対し家賃補助の趣旨、概要等を説明するとともに、必要に応じて、雇用施策や社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業等の関係事業の概要を説明する。また、適宜、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、これについても申請を促す。

※ 住居確保給付金は、緊急に支給が必要な場合には、プランの作成や支援調整会議の開催を経ずに支給することを可能とする。ただし、この場合であっても、事後的にプランを作成し、支援調整会議に報告することが必要である。

イ 相談者が家賃補助の支給申請を希望する場合は、支給要件、手続の流れ等を説明する。

（２）支給申請の受付

家賃補助の支給を受けようとする者（以下、本節において「支給申請者」という。）は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」（則様式第１号（様式１－１）。以下、本章において「申請書」という。）に、必要事項を記載し（※）、厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、自治体の長に提出しなければならない（則第１３条）。なお、申請書の提出はメール等による提出でも差し支えない。自立相談支援機関は、本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類等が整っていない場合は、提出を依頼する。

※ 自立相談支援機関は、必要に応じて受給希望者に対し申請書への必要事項の記載等を助言する。

ア 誓約事項及び同意事項の確認

自立相談支援機関は、支給申請者に対し、確認書を丁寧に説明し、誓約事項及び同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、記名を得る。

※ 申請を受け付ける際には、支給申請者に対し、次の①又は②について確認書により誓約させる。

- ① 再支給の申請ではない（過去に家賃補助を受けたことがない）こと。
- ② 再支給の申請であるが、支給終了後に、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過している（常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に上記に該当したものに限る。）こと。

なお、再支給の申請である場合は、「２－１０ 再支給」を参照のこと。

イ その他支給申請者に伝達すべき事項

- ① 支給期間は三月であるが、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会の増加に至らなかった場合には、支給最終月の末日までに延長等の申請を行い、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において支給要件を満たしている場合、三月の延長が２回まで可能であること。再延長期間（七～九か月目分の受給期間）における求職活動等については、すべての申請者において２－１（２）アによる求職活動等を行うこと。
- ② 支給額は、２－２（１）の計算式に基づき算定すること。また、受給期間中に世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準額に基づく額）に達していない場合は、その時点で変更申請することにより支給額の増額が可能となること。
- ③ 家賃補助の支給額は家賃相当分（月額）であり、初期費用、共益費、管理費等は対象外であるため、自ら支払う必要があること。家賃額の一部支給の場合においても、実家賃との差額は自ら支払う必要があること。

- ④ 住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に入居すること。住居喪失のおそれのある者については、入居している賃貸住宅が住宅扶助基準に基づく額を超える家賃額であっても対象となるが、支給額は住宅扶助基準に基づく額が上限となり、自己負担が発生すること。
- ⑤ 申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。
- ⑥ 支給開始月において代理受領の方法をとらない場合であって、支給期間中に代理受領の方法に変更することができる場合は、速やかに変更支給申請を行うこと。

(3) 添付書類

則第13条に規定する厚生労働省社会・援護局長が定める支給申請者が申請書に添えて提出する書類は次のとおりである。

ア 本人確認書類の写し

次の本人確認書類のいずれかの写し

- ・ 運転免許証
- ・ 個人番号カード
- ・ 住民基本台帳カード
- ・ 一般旅券
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ・ 各種健康保険証
- ・ 住民票・住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍謄本・戸籍全部事項証明書
- ・ 在留カード 等

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

ただし、個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

イ 離職等関係書類

- ① 申請日を起点に2年（2-1（1）イ①のやむを得ない事情に該当する場合は最長4年以内）に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- ② 2-1（1）イ①のやむを得ない事情に該当する場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）の写し

ウ 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

エ 金融資産関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し

(4) 求職活動要件の確認（図表 7-3 参照）

家賃補助の支給については、求職活動等を要件としていることから、自立相談支援機関は支給申請者に対して 2-1 (1) カ①又は②について説明を行う。

ア 公共職業安定所等での求職活動を行う支給申請者

- ① 自立相談支援機関は、公共職業安定所等への求職申込みを行っていない支給申請者（自立に向けた活動を行う申請者を除く。）に対し、申込みを指示する。
- ② 当該申請者（自立に向けた活動を行う申請者を除く。）は、公共職業安定所等から付与された求職番号を確認書へ記載し、自立相談支援機関に提出する。
- ③ 雇用施策等（雇用保険）の利用状況については、支給申請者の申告によるものとするが、自立相談支援機関は、必要に応じ、求職申込み・雇用施策利用状況を確認する書類を、申請者の記名を得た上で、公共職業安定所等に対し交付し、公共職業安定所等から回答を得る。また、緊急の場合は、支給申請者が求職申込み・雇用施策利用状況を確認する書類を公共職業安定所等に持参し、公共職業安定所等の確認を得て自立相談支援機関に提出するよう指導する。

イ 自立に向けた活動を行う支給申請者

- ① 経営相談先への相談申込みを指示する（2-1 (1) カ②イ）を参照）。
- ② 支給申請者は、経営相談の申込みを行った経営相談先について、確認書へ記載し、自立相談支援機関に提出する。
- ③ 支給申請者の相談内容が経営相談ではない場合及び経営相談の申込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合、支給申請者は当該助言等を自立相談支援機関へ報告し、自治体は、公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示し、上記アによる確認を行う。

(5) 申請書の写しの交付

自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印等し、その写しを交付する。その際、住居喪失者に対しては「入居予定住宅に関する状況通知書」（様式 2-1。以下「予定住宅通知書」という。）、住居喪失のおそれのある者に対しては「入居住宅に関する状況通知書」（様式 2-3。以下「住宅状況通知書」という。）を交付する。

（６）住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整

ア 支給申請者が住居喪失者の場合

- ① 自立相談支援機関は、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産仲介業者や、地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、住居確保のための支援を行う。
- ② 支給申請者は、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、家賃補助の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。
- ③ 不動産仲介業者等は、支給申請者の入居希望の住宅が確定した後に、支給申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。
- ④ 支給申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を自立相談支援機関に提出する。【（様式１－１Ａ裏面）②追加確認書類３（１）】

イ 支給申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

- ① 自立相談支援機関は、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産仲介業者や、地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、必要に応じて住居確保のための支援を行う。
- ② 支給申請者は、入居住宅の不動産仲介業者等に対し、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した住宅状況通知書の交付を受ける。
- ③ 支給申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた住宅状況通知書を自立相談支援機関に提出する。【（様式１－１Ａ裏面）追加確認書類②３（２）】
- ④ 支給申請者のうち、代理受領によらず、２－４ア～ウの方法により賃料を支払う場合は、２－４ア～ウの方法で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写しや納付書の写しなど）を自立相談支援機関に提出する。【（様式１－１Ａ裏面）追加確認書類３（３）】

（７）審査

ア 自立相談支援機関は、（３）、（４）及び（６）の申請書類が一式そろった時点で受付印を押印し、自治体に送付する。

イ 自治体は、提出された申請書、添付書類①～④及び（様式１－１Ａ裏面）追加確認書類等に基づき、支給申請の審査を行う。

ウ 自治体は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、支給申請者の資産及び収入の状況について、法第 22 条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは支給申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。法第 22 条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての支給申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

エ 審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対しては

- ① 当該支給申請者が住居喪失者である場合、自治体は対象者証明書を自立相談支援機関経由で交付する。その際、自立相談支援機関は、対象者証明書の交付をもって求職活動等を開始することを伝達し、「住居確保報告書」（様式５）を交付する。
- ② 当該支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、自治体は「住居確保給付金支給決定通知書」（様式７－１。以下「決定通知書」という。）を自立相談支援機関経由で交付する（（９）支給決定等を参照）。

オ なお、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、自治体は、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書」（様式４）を自立相談支援機関経由で交付する。

自立相談支援機関は、不動産仲介業者等に不支給の旨連絡を入れる。

（８）住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結

ア 住居喪失者は、予定住宅通知書を交付した不動産仲介業者等に対し、対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。

イ この際、総合支援資金のうち住宅入居費の借入申込みを行っている者は、その申請書の写しも提示する必要がある、その場合、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となる。

ウ 住居喪失者は、住宅入居日から７日以内に、「住居確保報告書」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して自立相談支援機関に提出する。提出を受けた自立相談支援機関は住居確保報告書等を自治体に回付する。

（９）支給決定等

ア 支給決定に当たっては、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成３年法律第 90 号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、賃貸借契約書の写しの提出を必須とする。

イ 支給申請者が住居喪失者である場合、住居確保報告書の内容を審査後、支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機関経由で交付する。

支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、審査の結果、申請内容が適切であると判断された支給申請者に対しては、直ちに支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機関経由で交付する（（７）エ②）。

ウ 決定通知書を交付する際に、自立相談支援機関は、受給者に対し下記のとおり伝達する。

- ① 改めて確認書の誓約事項 1 の内容を実行すること。

② 決定通知書の写しを不動産仲介業者等に提出すること。

エ あわせて、「常用就職届」（様式 6）、公共職業安定所等における職業相談を確認する書類及び受給中の求職活動等の状況を確認する書類を交付する。

オ 自立相談支援機関は、家賃補助の支給決定について、当該不動産仲介業者等、公共職業安定所等、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金のいずれか又はその両方の貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。

カ 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。また、2－4 ア～ウの方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した家賃補助が賃料の支払いに充てられていることを確認する。（利用明細の写など）。

（１０）常用就職及び就労収入の報告

ア 常用就職の報告

支給決定後、常用就職した場合には、受給者は常用就職届を自立相談支援機関に対し提出する。

イ 就労収入の報告

上記アによる報告を行った常用就職している受給者にあつては当該常用就職による収入額を確認できる書類を、則第 3 条第 2 号に基づく受給者にあつては給与その他業務上の収入額を確認することができる書類を、毎月、自立相談支援機関に提出する。

2－6 支給額等の変更

（１）支給額等の変更

原則として、家賃補助の支給決定後の支給額の変更は行わない。

ただし、下記ア～ウの場合に限り、受給者から変更申請があった場合は、支給額の変更を行う。また、ア～ウに記載する方法により賃料を支払っている場合であつて、エに当たる場合は、支給方法の変更を行う。

ア 家賃補助の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

イ 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合

ウ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

エ 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合。

(2) 手続等

ア 支給額の変更は住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととする。

イ 受給額や振込先の変更等をしようとする受給者は、「住居確保給付金変更支給申請書」(様式 1-3)を自立相談支援機関に提出する。

ウ 自治体において変更決定し、「住居確保給付金変更支給決定通知書」(様式 7-4)を自立相談支援機関経由で受給者に交付した上で、支給額等を変更する。

2-7 支給の中断及び再開

(1) 支給の中断、再開

ア 受給者が家賃補助を受給中に、疾病又は負傷により、2-1(2)ア及びイに定める求職活動を行うことができなかった場合、本人からの申請により、支給を中断する。

イ 中断期間中、原則として毎月 1 回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。

ウ 心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、支給を再開する。(ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長九月)

(2) 手続等

ア 疾病又は負傷により求職活動を行うことができなかった受給者が、支給の中断を希望する場合は、自立相談支援機関に「住居確保給付金支給中断届」(様式 9-1)及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書(医師の交付する診断書等)を提出する。

イ 自治体は、当該受給者に「住居確保給付金支給中断通知書」(様式 9-2)を自立相談支援機関経由で交付する。

ウ 家賃補助の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届」(様式 9-3)を自立相談支援機関に提出する。

エ 自治体は、当該受給者に「住居確保給付金支給再開通知書」(様式 9-4)を自立相談支援機関経由で交付する。

2－8 支給の中止

(1) 支給の中止

下記のいずれかの要件に該当した場合、自治体は家賃補助の支給を中止する。

自立相談支援機関は、次のアからコの事実が判明した場合、できる限り証拠をもって、早急に自治体に報告をする。

ア 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体の指示に従わない場合、原則として（※）当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。

※ 家賃補助の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、速やかに支給を中止する。

イ 受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請前後の常用就職も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として（※）収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止する。

また、受給者が常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は支給を中止できる（この場合の取扱いは一に準ずる）。

※ 家賃補助の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、速やかに支給を中止する。収入に変動がある場合等1か月の収入では判断をしかねる場合は、受給者の自立のため2か月目の収入を確認してから判断を行っても差し支えない。

ウ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く）については、原則として（※）退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

※ 家賃補助の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。

エ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった受給者については、直ちに支給を中止する。

オ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。

カ 支給決定後、受給者又は受給者と同じの世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。

キ 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。

ク 支給決定後、受給者が２－７（１）アの理由のため家賃補助を中断した場合において、中断を決定した日から２年を経過した場合は、支給を中止する。

ケ 中断期間中において、受給者が毎月１回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止する。

コ 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、中止する。

（２）手続等

自治体は、（１）ア～コにより支給を中止した場合には、受給者に対して「住居確保給付金支給中止通知書」（様式８）を自立相談支援機関経由で交付する。

２－９ 支給期間の延長等

（１）支給期間の延長等

家賃補助の支給期間は三月であるが、支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合（常用就職したものの、収入基準額を超えない場合も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き家賃補助の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、三月の支給期間を２回まで延長及び再延長をすることができる。

なお、引き続き支給が必要と認められる場合とは、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において、２－１（１）（②イを除く。）を満たしている場合とする。ただし、その支給額は延長等の申請時の収入に基づいて２－２（１）によって算出される金額とする。

また、再延長期間における求職活動等については、すべての申請者において２－１（２）アによる求職活動を行うこととする。

（２）手続等

受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終の月の末日（９により中止される場合を除く。）までに「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」（様式１－２）を自立相談支援機関に提出する。

自治体は、当該受給者が受給期間中に求職活動等を誠実かつ熱心に行っていたか、２－１（１）（②イを除く。）に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、上記（１）による延長等の要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該受給者に「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）」（様式７－３）を自立相談支援機関経由で交付する。

2-10 再支給

受給者が家賃補助の受給期間中又は受給期間の終了後に、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、2-1（1）に規定する支給要件に該当する者については、2-2の支給額、2-3の支給期間等により、再支給することができるものとする。

再支給に係る支給申請を受け付ける際には、申請者に対し、上記の内容に該当している旨を、確認書により誓約させる。

また、「受給期間の終了後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の受給終了後をいい、「新たに解雇」とは、過去に複数回離職している場合は、「直前の離職」をいう。

2-11 不適正受給への対応

（1）不適正受給者への対応

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、自治体は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる（法第18条第1項）。

犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行うこと。

（2）不適正受給防止のための取組

ア 自立相談支援機関は、支給申請を受け付ける際、本人確認書類の写しは必ず提出させることとする。

イ 自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止する。

ウ 住居喪失者に対しては、原則として住宅入居後に住民票の写しの提出を求める。

エ 自立相談支援機関は、必要に応じ、申請者及び受給者の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請や又貸しなどの不適正受給を防止する。

オ 2-4ア～ウの方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した家賃補助が賃料の支払いに充てられていることを確認する。（利用明細の写など）。

カ 自治体は、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不適正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに都道府県を経由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と自治体において共有する。

2-12 関係機関との連携等

- (1) 自立相談支援機関は、申請者及び受給者等の状況等について、自治体、公共職業安定所、社会福祉協議会、居住支援協議会等、その他関係機関に情報共有するなどの連携を緊密に行うものとする。
- (2) 自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、不動産仲介業者等、公共職業安定所等、市町村社会福祉協議会等（申請者が総合支援資金等の貸付を受けている場合）の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。
- (3) 自立相談支援機関及び自治体は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行う。

ア 暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する予定住宅通知書又は住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

イ 不動産仲介業者等が暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い

住居確保給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等が関わる給付の振込を中止する。

(4) その他

公共職業安定所等から自立相談支援機関に誘導される受給希望者が多数であることから、日常的に両機関で情報共有を図り、相互の施策の理解を深めるとともに、円滑に支給事務が行われるよう努める。就労支援についても、受給者の状況を把握、共有し、より効果的な支援を連携して行うこととする。

また、地域において、住宅セーフティネット法に基づく「居住支援協議会」や「居住支援法人」との連携により、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進が図られ、より効果的な支援が可能となることが考えられる。

2-13 行政不服申立

(1) 行政不服申立の対象となる処分及び不服申立先

住居確保給付金に関する決定は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）上の行政庁の処分に該当し、当該処分に不服がある場合は、同法第 2 条に基づき、当該処分を行った福祉事務所設置自治体の長に対して審査請求を行うことができる。

また、住居確保給付金に関する処分に関する不作為については、同法第 3 条の規定に基づき、福祉事務所設置自治体の長に対して不作為についての審査請求を行うことができる。

(2) 審査請求期間

処分についての審査請求期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内とされている。また、当該期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができない。

(3) 処分庁による教示

福祉事務所設置自治体の長は、住居確保給付金に関する決定を行う場合には、決定の相手方（申請者）に対し、当該決定につき審査請求ができる旨並びに審査請求をすべき審査庁（福祉事務所設置自治体の長）及び審査請求ができる期間を書面で教示（通常は決定通知に記載）しなければならない。

併せて、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を教示しなければならない。

家賃補助 事務処理要領 様式一覧

様式 1－1 「住居確保給付金支給申請書」（則様式第 1 号）

様式 1－1 A 「住居確保給付金申請時確認書」

様式 1－2 「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」

様式 1－3 「住居確保給付金変更支給申請書」

様式 2－1 「入居予定住宅に関する状況通知書」

様式 2－3 「入居住宅に関する状況通知書」

様式 3－1 「住居確保給付金対象者証明書」

様式 4 「住居確保給付金不支給通知書」

様式 5 「住居確保報告書」

様式 6 「常用就職届」

様式 7－1 「住居確保給付金支給決定通知書」

様式 7－3 「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）」

様式 7－4 「住居確保給付金変更支給決定通知書」

様式 8 「住居確保給付金支給中止通知書」

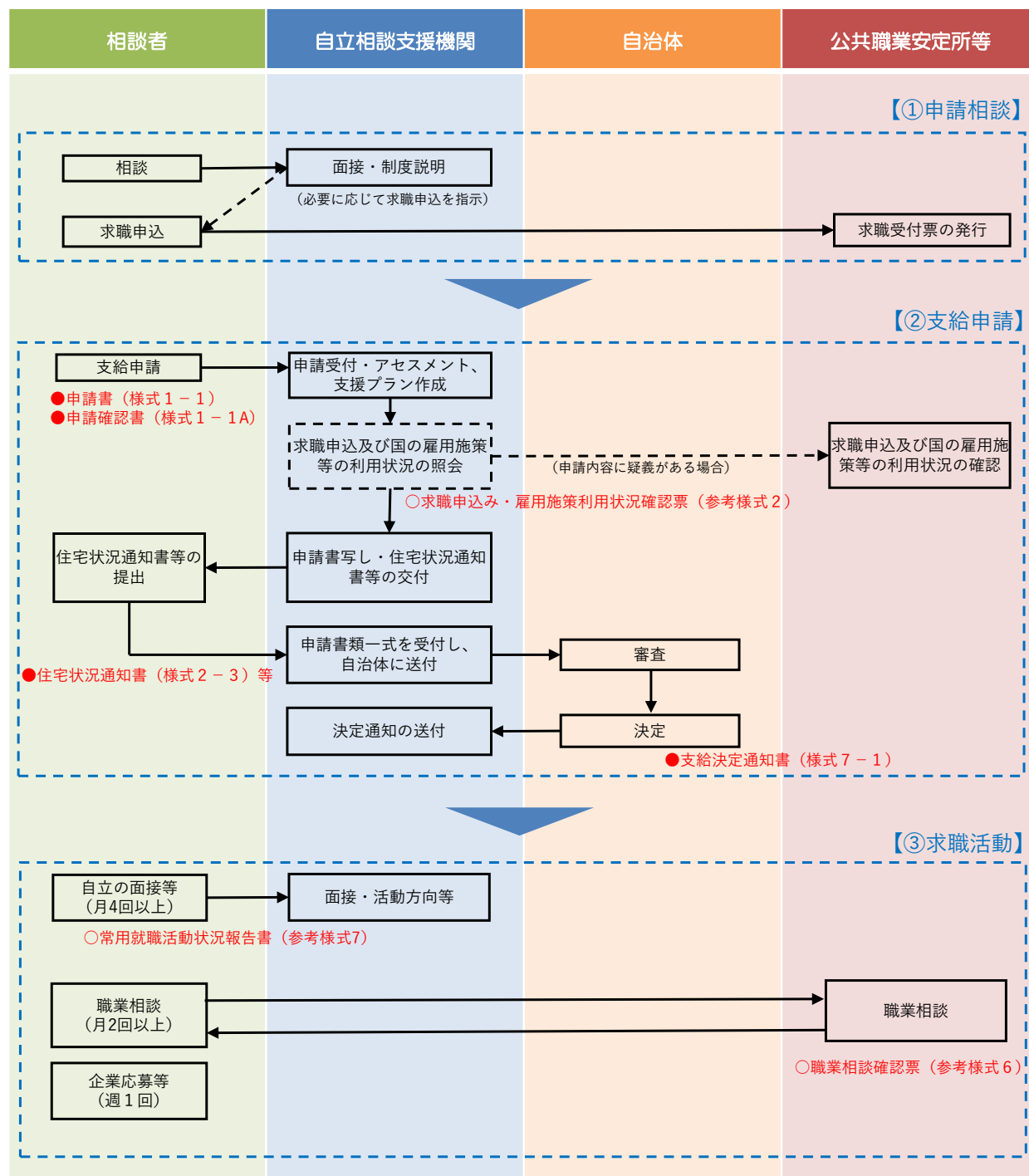
様式 9－1 「住居確保給付金支給中断届」

様式 9－2 「住居確保給付金支給中断通知書」

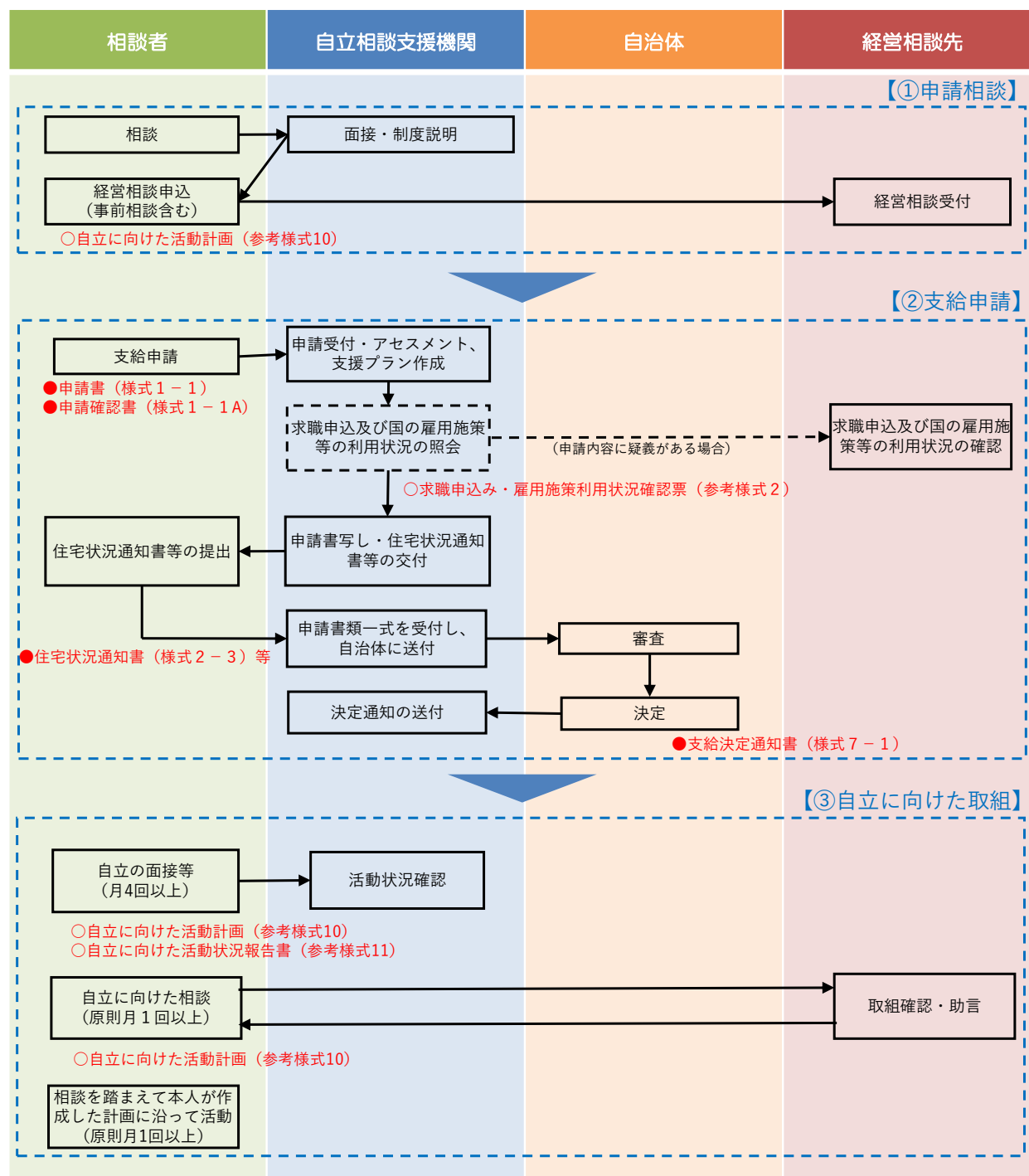
様式 9－3 「住居確保給付金支給再開届」

様式 9－4 「住居確保給付金支給再開通知書」

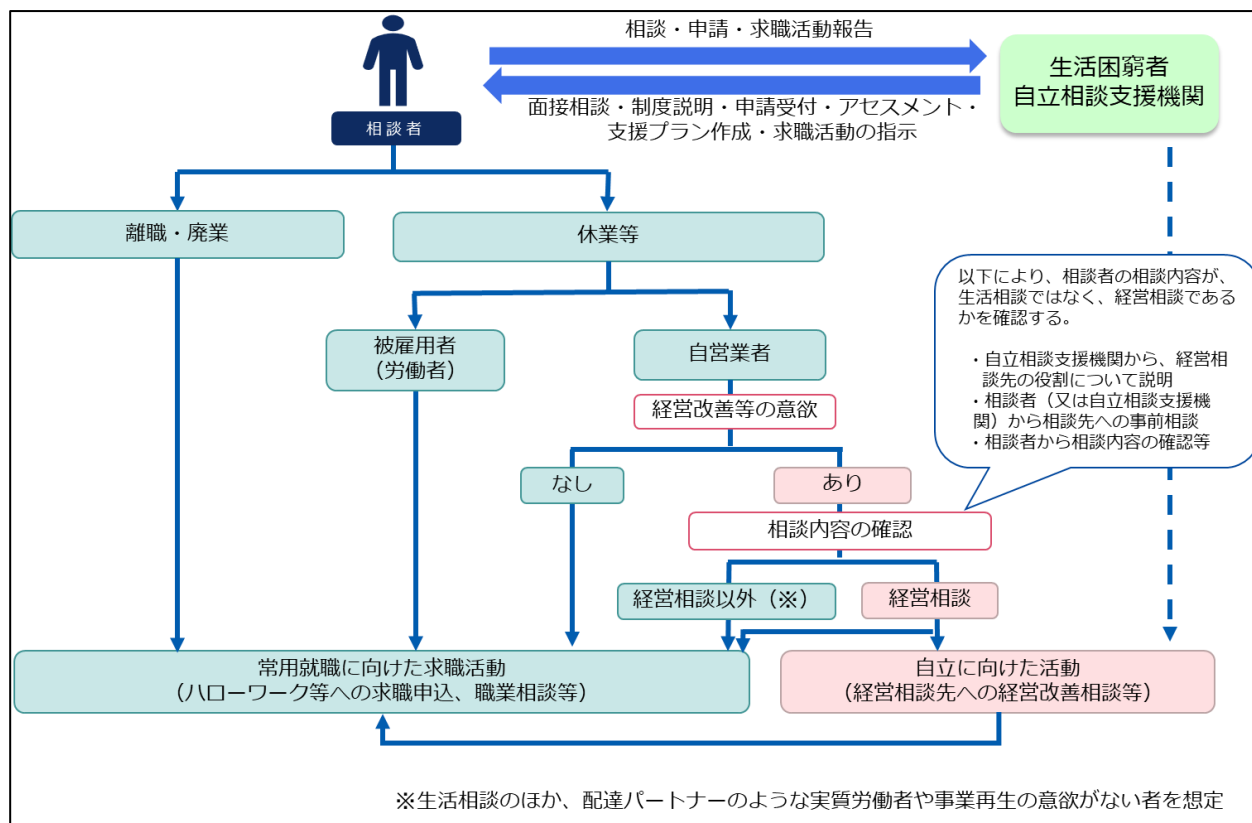
図表 7-1 家賃補助の支給の流れ（公共職業安定所等での求職活動を行う場合）



図表 7-2 家賃補助の支給の流れ（自立に向けた活動を行う場合）



図表 7-3 求職活動要件の確認



3 転居費用補助

3-1 支給要件

(1) 支給要件

転居費用補助の支給対象となる者は、次表のア～クのいずれにも該当する生活困窮者である。

ア	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること〔ア基本要件〕
イ	申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること〔イ収入減少期間要件〕
ウ	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること〔ウ生計維持要件〕
エ	申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること〔エ収入要件〕
オ	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること〔オ資産要件〕
カ	生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ）又はロ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。 イ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。 ロ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。 〔カ家計改善に関する要件〕
キ	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと〔キ類似給付の受給に関する調整規定〕

ア 基本要件（則第3条の2及び則第10条1号ハ関係）

① 離職、休業等

離職、休業等とは、離職や休業のほか、事業を行う個人又は当該個人と同一の世帯に属する者の当該事業の廃止（廃業）をいう。

離職や休業時の雇用形態、雇用期間、離職理由及び廃業時の廃業理由は問わない。

② 収入の著しい減少（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

「世帯収入額が著しく減少した」については、世帯収入額の多寡や減少額、世帯の人数等の個別の事情を勘案した上で、各自治体において該当性を判断することとする。

③ 住居喪失

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、居住可能な住宅を所有していないこととする。

ウ 生計維持要件（則第10条第2号ロ関係）

自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していることをいう。

収入減少時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。

エ 収入要件（則第10条第3号ロ関係）

① 基準額

市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする。

基準額は、各福祉事務所設置自治体において、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。

イ）各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯人数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

ロ）次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、イ）で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ハ）ロ）で求めた収入額に1/12を乗じることにより基準額を算出する（1,000円未満切り上げ）。

② 居住の維持又は確保に要する費用の額が生じていない場合の取扱い

申請者が住居喪失者やシェルター事業の利用者など、「居住の維持又は確保に要する費用の額」が生じていない場合は、その者の収入基準額が相当程度低くなり収入要件を満たす。

さないおそれがあることを鑑み、こうした場合は、当該申請者の事情を勘案して柔軟に取り扱うこととして差し支えない。

※力に関する要件においても同じ。

③ 世帯

「同一の世帯に属する者」とは、同一の住居に居住し、生計を一にする者をいう。

ただし、原則 22 歳以下かつ学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は住居確保給付金に係る収入には含まない。

④ 収入

イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近 3 か月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。

ロ) 算定する収入の範囲等（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

b 定期的な給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りをいう。

なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については収入として算定しない。

c 借入金等や一時的な収入の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

ハ) 収入に変動がある場合の取扱い

ア 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近 3 か月間の収入額の平均に基づき推計する。

イ 定期的な給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

オ 資産要件（則第 10 条第 4 号関係）（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいう。なお、生命保険、個人年金 保険等は含まない。

なお、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

カ 家計改善に関する要件（則第 10 条第 5 号ロ関係）（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照）

① 転居の必要性等

家計改善支援事業を実施する機関（以下「家計改善支援事業実施者」という。）又は自立相談支援事業における家計に関する相談支援（※）を実施し、転居の必要性やその費用の捻出が困難であることについて、申請者の個別の事情を勘案した上で、各自治体において該当性を判断する。

※ 家計相談には専門的な知識・経験等が求められる場合があることから、原則として家計改善支援事業を利用すること。家計改善支援事業を実施していない場合は、家計改善支援事業を実施するまでの間、自立相談支援事業における家計に関する相談支援により家計改善支援事業と同様の支援が実施される場合に、転居費用の支給を可能とする。

② プランの策定

自立相談支援機関は、相談者のアセスメントを行い、その結果に基づき、プランを策定する（※）。プランには、家計改善支援の内容も必ず記載する。なお、転居費用補助については申込予定とし、支給申請まで進んだ段階で改めて支給を前提としてプランを見直す。

※ 住居確保給付金は、緊急に支給が必要な場合には、プランの作成や支援調整会議の開催を経ずに、家計改善支援を受け、支給することを可能とする。ただし、この場合であっても、事後的にプランを作成し、支援調整会議に報告することが必要である。

キ 類似給付の受給に関する調整規定（則第 18 条関係）（詳細は「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」を参照

自治体等が法令又は条例等に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等とは、離職者等が転居を容易にするための転居費用に充てることを目的としている給付等を指す。

3－2 対象経費・支給額

（１）対象経費

転居費用の支給対象・対象外の実費は以下の表のとおり。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・ 鍵交換費用	・ 敷金（※） ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

※ 敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため、対象外としている。

（２）支給額

申請者が実際に転居に要する経費のうち、（１）の支給対象となる経費を支給する。

（３）支給額の上限

（２）の支給額は、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に 3 を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額を上限とする。（則第 11 条第 1 項第 2 号）

3－3 支給方法

支給方法は、経費に応じて、次の（１）又は（２）のとおりとする。

（１）転居先の住宅に係る初期費用

自治体から不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領とする（受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない。）。ただし、受給者が以下のア又はイの方法により転居先の住宅に係る初期費用を支払うこととなっている場合であって、福祉事務所設置自治体が特に必要と認める場合には、受給者の口座等へ支給することができる。

ア クレジットカードを使用する方法

イ 納付書により納付する方法

(2) (1) 以外の経費

支給方法に制限はないため、個々の状況に応じて、自治体から業者等の口座へ振り込む代理受領か、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給する。

3-4 支給決定までのプロセス等（図表 7-4 を参照）

(1) 面接相談等

ア 自立相談支援機関は、相談者が転居費用補助の支給を要すると判断される場合又は支給要件に該当すると考えられる場合には、相談者に対し転居費用補助の趣旨、概要等を説明するとともに、必要に応じて、雇用施策や社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業等の関係事業の概要を説明する。

また、適宜、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、これについても申請を促す。

イ 自立相談支援機関は、相談者が転居費用補助の支給申請を希望する場合は、支給要件、手続の流れ等を説明する。

(2) 家計改善支援

ア 自立相談支援機関は、転居費用補助の支給を受けようとする者（以下、本節において「支給申請者」という。）を、本人の同意を得た上で、家計改善支援事業実施者につなぎ、家計改善支援事業実施者において、支給申請者に対し生活困窮者家計改善支援事業による支援（あるいは自立相談支援事業における家計に関する相談支援（※））を実施し、次の①及び②の支給要件が支給申請者に認められるかを確認する。

※ 家計改善支援事業を実施していない場合で、家計改善支援事業を実施するまでの間、自立相談支援事業において家計改善支援事業と同様の支援を実施している場合

① 家計の改善のために次のア）又はイ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であること。

ア） 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。

イ） 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

② ①の転居のための費用の捻出が困難であること。

イ 転居が必要と認められた支給申請者に対し、家計改善支援事業実施者（又は自立相談支援機関）は、「住居確保給付金要転居証明書」（様式 10）に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。

ウ 転居が必要と認められた支給申請者に対し、家計改善支援事業実施者（又は自立相談支援機関）は、支給申請者の家計の状況を踏まえ、転居後の住居の家賃額として適切な額を示す。

（３）支給申請の受付

支給申請者は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」（則様式第 1 号の 2（様式 1－1）。以下、本章において「申請書」という。）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、自治体の長に提出しなければならない（則第 13 条）。なお、申請書の提出はメール等による提出でも差し支えない。自立相談支援機関は、本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類等が整っていない場合は、提出を依頼する。

※ 自立相談支援機関は、必要に応じて受給希望者に対し申請書への必要事項の記載等を助言する。

ア 誓約事項及び同意事項の確認

自立相談支援機関は、支給申請者に対し、「住居確保給付金申請時確認書」（様式 1－2 A。以下「確認書」という。）を丁寧に説明し、誓約事項及び同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、記名を得る（※）。

※ 申請を受け付ける際には、支給申請者に対し、次の①又は②について確認書により誓約させる。

- ① 再支給の申請ではない（過去に転居費用補助を受けたことがない）こと。
- ② 再支給の申請であるが、支給終了後に、支給申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は支給申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して 1 年を経過していること。

なお、再支給の申請である場合は、「3－5 再支給」を参照のこと。

イ その他支給申請者に伝達すべき事項

転居費用補助は、初期費用のうち敷金や契約時に払う家賃（前家賃）等は対象外であるため、支給決定後、これら支給対象外の経費は支給申請者自ら不動産仲介業者等へ支払う必要があること。また、転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、差額については自己負担が発生すること。及び、転居に要する経費の実際の支出額が当該支給額を下回った場合、支給申請者から差額の返還を求めること

(4) 添付書類

則第 13 条に規定する厚生労働省社会・援護局長が定める支給申請者が申請書に添えて提出する書類は次のとおりである。

ア 本人確認書類の写し

次の本人確認書類のいずれかの写し

- ・ 運転免許証
- ・ 個人番号カード
- ・ 住民基本台帳カード
- ・ 一般旅券
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ・ 各種健康保険証
- ・ 住民票・住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍謄本・戸籍全部事項証明書
- ・ 在留カード 等

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は支給申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

ただし、個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

イ 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

ウ 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

エ 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

オ 金融資産関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し

カ 住居確保給付金要転居証明書

キ（持家の場合のみ）居住維持費用関係書類

支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

（５）申請書の写しの交付

自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印等し、その写しを交付する。その際、「入居予定住宅に関する状況通知書」（様式２－２。以下「予定住宅通知書」という。）を交付し、転居先の住居の確保や不動産仲介業者との調整手順について、説明する（（６）転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整を参照）。

（６）転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

ア 支給申請者は、（２）にて家計改善支援事業実施者等から示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保する（※）。

その際、自立相談支援機関は、必要に応じて、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リストや、理解を得られた不動産仲介業者、地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、転居先の住居確保のための支援を行う。なお、（２）の家計改善支援前に住居を探しても差し支えないが、その場合でもあっても、申請は家計改善支援により転居の必要性等を確認した後になる。

（※）自立相談支援機関は、支給申請者に対し、以下 i）から iii）を説明・指示する。

i）自治体への申請書の送付は、添付書類及び追加確認書類が一式そろった時点になること。

ii）初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、上記 i）や自治体における審査や支給に要する期間を考慮して、不動産仲介業者等と調整するよう指示する。

※「自治体における審査や支給に要する期間」は、あらかじめ自治体で設定の上、自立相談支援機関に共有しておくこと。

iii）確保しようとする住居が、家計改善支援事業実施者等から示された家賃額を超える場合は自立相談支援機関に連絡すること。

※この場合は、家計改善支援事業実施者等において、あらためて家計全体の支出の削減が見込まれることを確認すること。

イ 不動産仲介業者等は、支給申請者の入居希望の住居が確定した後、支給申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項（入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等）を記載して、支給申請者に交付する。

ウ 支給申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を自立相談支援機関に提出する。【（様式 1－2 A 裏面）②追加確認書類 1】

また、初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を自立相談支援機関に提出する。【（様式 1－2 A 裏面）②追加確認書類 2】

（７）審査

ア 自立相談支援機関は、申請書、（４）の添付書類及び（６）の申請書類が一式そろった時点で受付印を押印し、自治体に送付する。

イ 自治体は、提出された申請書、添付書類及び（様式 1－2 A 裏面）追加確認書類等に基づき、支給申請の審査を行う。

ウ 自治体は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、支給申請者の資産及び収入の状況について、法第 22 条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは支給申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。法第 22 条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての支給申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

エ 自治体は、転居先の住居の家賃が、支給申請者の家計の状況等を踏まえて適切か確認するとともに、家計の改善が見込めない家賃額であると判断する場合は、必要に応じて、支給申請者に対し別の物件の確保を促す。

オ 審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対しては、自治体は「住居確保給付金支給決定通知書」（様式 7－2。以下「決定通知書」という。）及び「住居確保報告書」（様式 5）を自立相談支援機関経由で交付する（（８）支給決定等を参照）とともに、必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」（様式 3－2。以下「対象者証明書」という。）を交付する。

カ なお、審査の結果、転居費用補助の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、自治体は、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書」（様式 4）を自立相談支援機関経由で交付する。

自立相談支援機関は、不動産仲介業者等に不支給の旨連絡を入れる。

（８）支給決定等

ア 審査の結果、申請内容が適切であると判断された支給申請者に対しては、直ちに支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機関経由で交付する。

イ 決定通知書を交付する際に、自立相談支援機関は、受給者に対し、以下 i）及び ii）を伝達する。

- i) 転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の自己負担であること
- ii) 転居に要する費用の実際の支出額が当該支給額を下回った場合、受給者から差額の返還を求めること

ウ 受給者は、住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して自立相談支援機関に提出する。この際、初期費用の他に転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付する。

エ 自立相談支援機関は、住居確保報告書等を自治体に回付する。この際、領収書等を確認し、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、受給者に対し差額を追加で支給しても差し支えない。支給額等を変更しようとする受給者は「住居確保給付金変更支給申請書」（様式1-4）（以下「変更支給申請書」という。）を自立相談支援機関に提出する。

オ 変更支給申請書が提出された場合は、自治体において変更決定し、「住居確保給付金変更支給決定通知書（様式7-5）」を自立相談支援機関経由で受給者に交付した上で、支給額等を変更する。なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求める。

カ 自立相談支援機関は、転居費用補助の支給決定について、当該不動産仲介業者等、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金のいずれか又はその両方の貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。

キ 他自治体への転居の場合、自立相談支援機関は、受給者本人の同意を得た上で、転居先の自治体に対し受給者の情報を引き継ぐ。引き継ぐ際は、「生活困窮者自立支援統計システム」の「相談支援機関業務支援ツール」の帳票類を一括して移管することが可能である。

なお、他自治体への転居後に家賃補助を受ける場合は、転居先の福祉事務所設置自治体へ申請することになる。また、転居前の自治体で家賃補助を受給中に他自治体へ転居する場合であって、転居後においても受給者が家賃補助の支給要件を満たす場合は、残りの支給期間の範囲内で、転居先の自治体から家賃補助を支給可能である。

ク 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。

3-5 再支給

受給者が転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、3-1（1）に規定する支給要件に該当する者については、3-2の支給額により、再支給することができるものとする。

再支給に係る支給申請を受け付ける際には、申請者に対し、上記の内容に該当している旨を、確認書により誓約させる。

また、「受給後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の受給後をいう。

3-6 不適正受給への対応

（1）不適正受給者への対応

転居費用補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、自治体は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる（法第18条第1項）。

犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこと。

（2）不適正受給防止のための取組

ア 自立相談支援機関は、支給申請を受け付ける際、本人確認書類の写しは必ず提出させることとする。

イ 自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止する。

ウ 自立相談支援機関は、転居後に住民票の写しを求める。また、必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問し、転居の事実や居住の実態を確認することで、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請などの不適正受給を防止する。

エ 自治体は、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不適正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに都道府県を經由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と自治体において共有する。

オ 転居費用補助を受給者の口座等へ支給している場合は、必要に応じて、受給者へ支給した転居費用補助が家財の運搬費用や初期費用等の支払いに充てられていることを確認する。（利用明細の写などにより）

3－7 関係機関との連携等

転居費用補助の関係機関との連携等については2－12を参照のこと。

3－8 行政不服申立

転居費用補助の行政不服申立については2－13を参照のこと。

転居費用補助 事務処理要領 様式一覧

様式 1－1 「住居確保給付金支給申請書」（則様式第 1 号の 2）

様式 1－2 A 「住居確保給付金申請時確認書」

様式 1－4 「住居確保給付金変更支給申請書」

様式 2－2 「入居予定住宅に関する状況通知書」

様式 3－2 「住居確保給付金対象者証明書」

様式 4 「住居確保給付金不支給通知書」

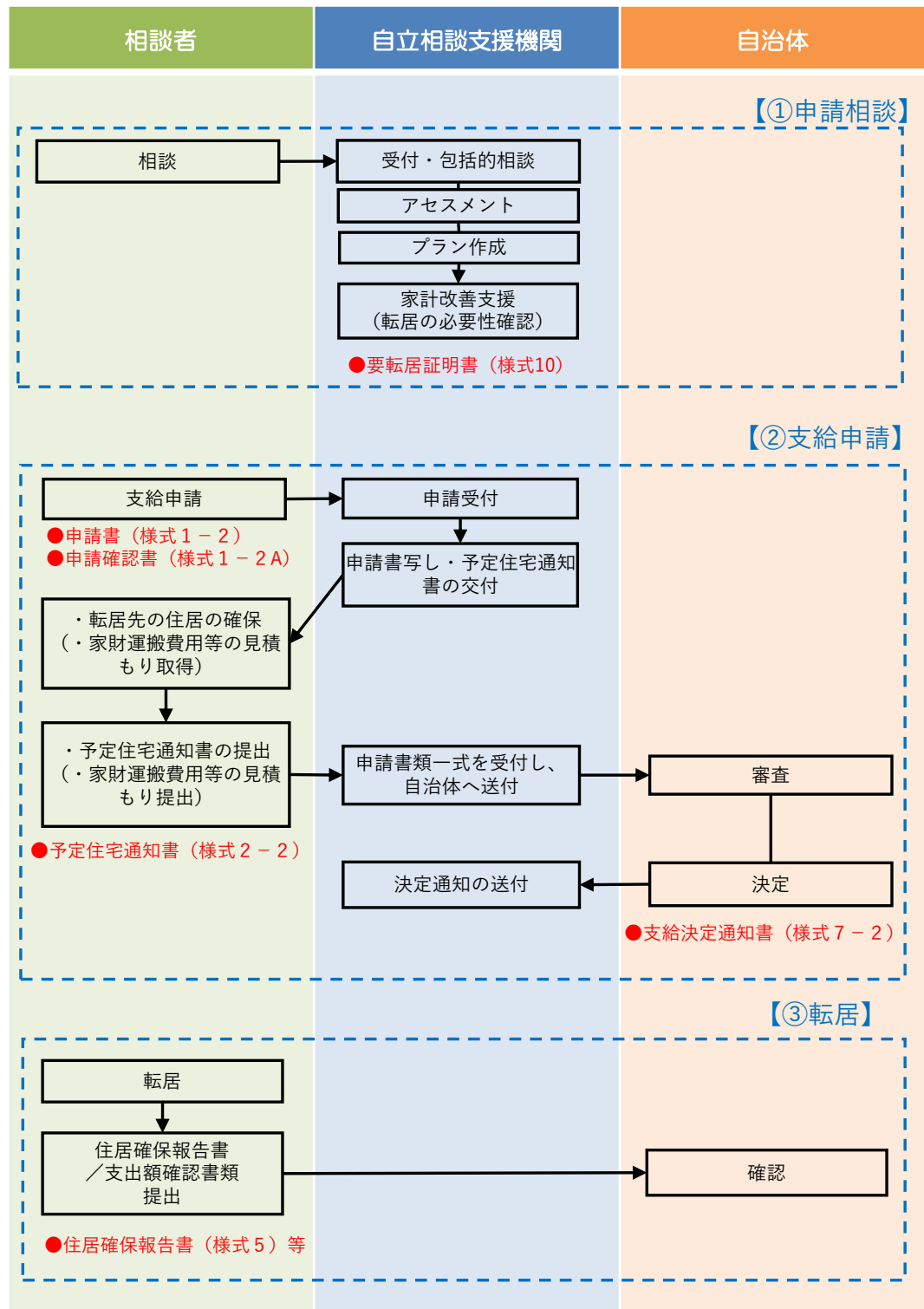
様式 5 「住居確保報告書」

様式 7－2 「住居確保給付金支給決定通知書」

様式 7－5 「住居確保給付金変更支給決定通知書」

様式 10 「住居確保給付金要転居証明書」

図表 7-4 転居費用補助の支給の流れ



第8 就労訓練事業の認定等

1 就労訓練事業の意義・概要

就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、ひいては地域社会の基盤強化にも寄与するものである。生活困窮者が抱える課題は様々で、それぞれが目指す自立のあり方も異なるが、このことを踏まえれば、就労が可能な者については、可能な限り就労による自立を目指すことが重要である。

このような認識の下、生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業など法に基づく事業等を行う者のほか、ハローワークなど地域の様々な主体が適切な役割分担の下、チームとして、生活困窮者の個々人の状況や課題にあわせた支援ができる体制を構築することとした。

その中で、就労訓練事業は、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、NPO法人、株式会社等が自主事業として実施する事業であり、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。

就労訓練事業における就労の形態には、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する「非雇用型」と、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う「雇用型」がある。非雇用型、雇用型のどちらで就労訓練事業の利用を開始するかについては、自立相談支援機関が受入先の事業者や利用者の意向等を踏まえつつ判断し、福祉事務所設置自治体が最終的に決定する。

いずれの場合であっても、事業の利用者が、その意欲や能力等に応じて、適切な待遇を受けながら、本人が希望する暮らし方や働き方を実現できるよう支援をすることが重要である。

地域において、就労訓練事業の意義が共有されるとともに、行政との連携の中で、その担い手が確保され、当該地域に住む誰もがそれぞれの状況に応じて働くことができる環境を整備することが求められる。同時に、就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することも本事業の目標である。

2 認定制度の趣旨・概要

(1) 認定制度の趣旨

法において、就労訓練事業を行う者は、当該就労訓練事業が、生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準（以下「認定基準」という。）に適合していることにつき、都道府県知事等の認定を受けることができるものとされている。

この認定制度は、就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を確認するものであり、関係法令の遵守とあいまって、労働力の搾取（いわゆる「貧困ビジ

ネス」が生じることなく、就労訓練事業が適切に実施されることを確保するために設けられたものである。

一方、自立相談支援機関は、生活困窮者に対し、認定を受けた就労訓練事業の利用についてあっせんを行い、あっせん後も、支援の実施状況について継続的・定期的にモニタリングを行う。

このように、都道府県知事等による認定制度と自立相談支援機関による継続的・定期的なモニタリングの両面から、利用者に対する適切な支援の実施を確保することが重要である。

（２）認定を行う主体

就労訓練事業を行う者の申請に基づき、当該就労訓練事業の経営地を管轄する都道府県知事（指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。）が行う（法第 16 条第 1 項及び第 25 条）。

（３）認定の対象

事業所ごとに行う。ただし、一つの法人が同一都道府県（指定都市及び中核市においては、同一指定都市又は同一中核市）内に経営地のある同一法人内の複数の事業所の認定を受けようとする場合においては、当該複数の事業所についての申請関係書類をまとめて管轄都道府県知事等に提出することは可能である。

また、申請関係書類については、事業所の経営地のある一般市や町村を経由して提出することも可能とする。

（４）認定の取消

管轄都道府県知事等は、認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる（法第 16 条第 3 項）。

（５）報告徴収

管轄都道府県知事等は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる（法第 21 条第 2 項）。

なお、当該報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30 万円以下の罰金に処するとされ（法第 29 条第 2 号）、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人に関して当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑が科せられる（法第 30 条）。

（６）社会福祉事業との関係

認定就労訓練事業は、社会福祉法第 2 条第 3 項に基づく第 2 種社会福祉事業である（ただし、常時保護を受ける者が 10 人に満たない認定就労訓練事業は第 2 種社会福祉事業には

含まれない。)

したがって、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を行う場合は、同法第69条の規定に基づき、事業開始の日から1月以内に、管轄都道府県知事等に同法第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

3 認定基準の内容

則第21条に定める認定基準の内容は以下のとおりである。なお、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」(平成30年10月1日社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知別添)は、当該認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めたものであり、あわせて参照すべきである。

(1) 就労訓練事業者に関する要件

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

※「その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律」とは、例えば、以下の法律が挙げられる。

- 児童福祉法
- 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 生活保護法
- 社会福祉法
- 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 介護保険法
- 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 最低賃金法(昭和34年法律第137号)

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）
- イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- エ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- キ 破産者で復権を得ない者
- ク 役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者がある者
- ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

（２）就労等の支援に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

（３）安全衛生に関する要件

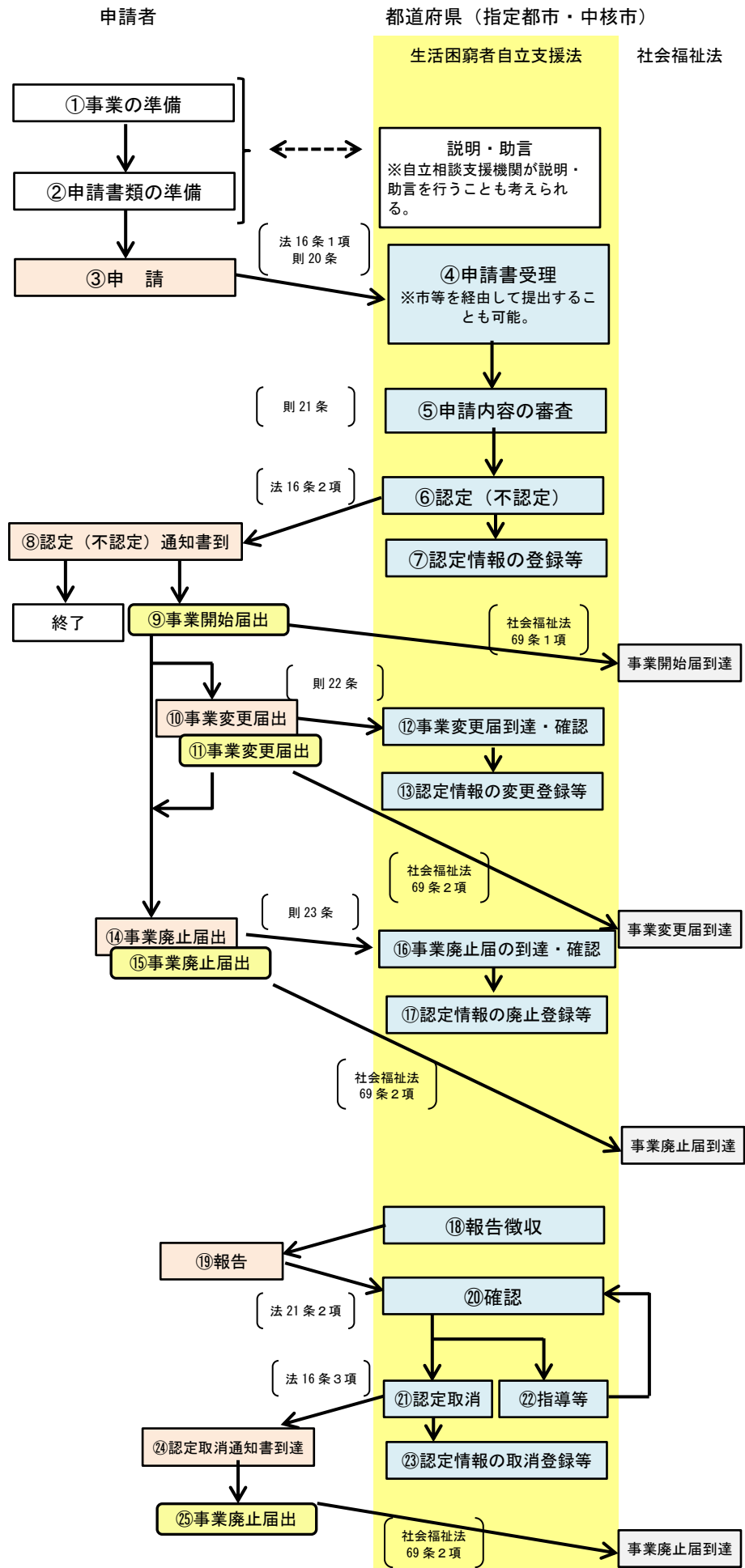
雇用型、非雇用型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第 9 条

に規定する労働者に該当する場合には、安全衛生その他の作業条件について、同法及び労働安全衛生法の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合にあっても、同法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

雇用型、非雇用型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第9条に規定する労働者に該当する場合には、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償について労働者災害補償保険法等の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合は、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

4 認定事務の流れ



5 認定事務の詳細

(1) 申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」(則様式第2号。以下、本章において「申請書」という。)に、②に掲げる書類を添えて、管轄都道府県知事等に提出しなければならない(則第20条)。

① 申請書の記載事項(則第22条)

- (ア) 就労訓練事業を行う者(申請者)の名称
- (イ) 就労訓練事業を行う者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第39条の規定により国税庁長官が指定した法人番号)
- (ウ) 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- (エ) 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- (オ) 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- (カ) 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- (キ) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- (ク) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- (ケ) 就労訓練事業の定員の数
- (コ) 就労訓練事業の内容
- (サ) 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

② 申請書に添付する書類【則第20条の厚生労働省社会・援護局長が定める書類】

- (ア) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類(参考様式参照)、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
 - (イ) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
 - (ウ) 「誓約書」(様式1)
 - (エ) その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類(登記事項証明書等)
- ※ 社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、(ウ)のみの添付で可とする。

(2) 受理

管轄都道府県知事等は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

(3) 審査

認定基準の項目ごとに、それぞれ以下のとおり審査を行う。

① 法人格を有すること【則第21条第1号イ関係】

- ・ 国税庁法人番号公表サイト等により、法人格を確認し、申請書の記載内容と齟齬がないことを確認すること。

② 事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有すること【則第 21 条第 1 号ロ関係】

- ・ 提出された書類や申請者の説明の内容をもとに、申請に係る事業の実態を具体的に把握した上で、当該事業が健全に遂行されるだけの施設、人員及び財政的基礎を有するかどうかを総合的に判断すること。
 - ※ なお、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基礎を有すると判断して差し支えない。
- ・ 例えば、利用者の定員に対して事業所の従業員の数が著しく少ない、事業所に十分な広さがない、財政状況が芳しくないなど、事業の適切な運営に関して疑義が生じる場合は、申請者に対して十分な説明を求めた上で、当該事業が健全に遂行される見込みがないと判断されるときは認定を行わないこと。
 - ※ 従業員の数が少なくてもボランティアの協力が得られる場合や事業所に十分なスペースがなくても地域の協力事業所を活用できる場合などは、事業を健全に遂行できる可能性があることに留意すること。

③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること【則第 21 条第 1 号ハ関係】

誓約書により確認すること。

④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること【則第 21 条第 1 号ニ関係】

事業の透明性を確保する観点から、情報の公開に関する必要な措置を講ずることを誓約書により確認すること（具体的には就労支援体制、就労訓練事業における作業の内容、実際の利用状況等に関する情報についてホームページ、広報誌等により公開すること等が考えられる。）

⑤ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと【則第 21 条第 1 号ホ関係】

誓約書、役員名簿により確認すること。

⑥ 就労支援等に関する責任者を配置すること等【則第 21 条第 2 号関係】

申請書により責任者の氏名を把握するとともに、責任者の配置を含めた利用者に対する適切な支援の実施について誓約書により確認すること。

⑦ 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること【則第 21 条第 3 号関係】

誓約書により確認すること。

⑧ 非雇用型の利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること

【則第 21 条第 4 号関係】

誓約書により確認すること。

(4) 認定

管轄都道府県知事等は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う（法第 16 条第 2 項）。この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」（様式 2）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書」（様式 3）を送付することにより、その旨を通知する。

(参考 付番について)

①付番の考え方

全国共通の付番ルールを設定することで、事務の効率化を図る。

②付番ルール

事業所に 10 桁のコードとする。

1～2 桁目 都道府県コード（全国地方公共団体コードの 1～2 桁を利用）

3～5 桁目 実施主体コード（全国地方公共団体コードの 3～5 桁を利用）

6～9 桁目 事業所番号（実施主体が付番）

10 桁目 チェックデジット（モジュラス 10 ウェイト 3 方式）

東京都千代田区の事業所の場合

1	3	0	0	0	0	0	0	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

大阪府堺市の事業所の場合

2	7	1	4	0	0	0	0	1	7
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(5) 認定情報の登録等

① 認定情報の登録

管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業台帳に、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理する。また、後述のとおり、認定就労訓練事業者から事業変更や事業廃止の届出があった場合は、適切に認定就労訓練事業台帳を更新する。

② 登録情報の共有

管轄都道府県知事等は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう、認定就労訓練事業台帳に登録した情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、複数の管轄都道府県知事等で協議を行い、それぞれが認定した就労訓練事業に関する情報を共有することも可能である。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

6 事業開始後の手続

(1) 事業の開始

認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができる。なお、生活困窮者、生活保護受給者を含め 10 名以上の定員を設け、第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合（以下単に「第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合」という。）は、事業者は、当該事業の開始の日から 1 月以内に、管轄都道府県知事等に事業開始届を提出しなければならない（社会福祉法第 69 条第 1 項）。なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付することとする。

(2) 事業の変更

① 事業変更の届出

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、5 の（1）の①に掲げる事項（（オ）から（キ）までに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、5 の（1）の（オ）から（キ）までに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」（事前届出事項については様式 5、事後届出事項については様式 4）により、管轄都道府県知事等に届け出なければならない（則第 22 条）。

また、第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、変更の日から 1 月以内に、社会福祉法第 69 条第 2 項に基づく届出が必要であるため、自治体は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

② 認定情報の変更登録等

ア 認定情報の変更登録

管轄都道府県知事は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「変更登録」という）を行う。

イ 変更登録に係る情報の提供

管轄都道府県知事等は、当該変更登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の管轄都道府県知事等で共有している場合は、当該変更登録に係る情報を提供する。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

(3) 事業の廃止

① 事業廃止の届出

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、「認定生活困窮者就

労訓練事業廃止届」(様式6)により、その旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならない(則第23条)。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、廃止の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要であるため、自治体は、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

② 認定情報の廃止登録等

ア 認定情報の廃止登録

管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業廃止届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新(以下「廃止登録」という。)を行う。

イ 廃止登録に係る情報の提供

管轄都道府県知事等は、当該廃止登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の管轄都道府県知事等で共有している場合は、当該廃止登録に係る情報を提供する。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

図表 8-1 認定等に係る記載・届出事項一覧

	認定申請書 記載事項 (則様式第2号)	事業変更の際の 届出
就労訓練事業を行う者の名称	○	事後
就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地及び連絡先		
就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁	○	—
就労訓練事業を行う者の代表者の氏名	○	事後
就労訓練事業が行われる事業所の名称	○	事前
就労訓練事業が行われる事業所の所在地及び連絡先		
就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名		
就労訓練事業の定員の数	○	事後
就労訓練事業の内容	○	事後
就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名	○	事後

7 報告徴収に関する留意事項

自立相談支援機関のモニタリングや認定就労訓練事業の利用者からの相談等を端緒とし

て、認定就労訓練事業の運営に関して疑義が生じることがあると考えられるが、その場合には、まずは認定就労訓練事業者に対して任意の聞き取りを行うなど、可能な限り、簡素な方法で迅速に問題の解決を図るよう心がけ、認定就労訓練事業者（認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者を含む。）が正当な理由もなくこれに応じない場合などに、法第 21 条第 2 項に基づく報告徴収を行うことが考えられる。

報告徴収は、「報告徴収書」（様式 7）により行うこととし、認定就労訓練事業者に対しても文書により報告を求めることとする。

一方、これによりがたい場合は、口頭による陳述の方法をとることも可能であり、その場合は、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。

なお、報告徴収を行う際は、認定就労訓練事業者に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 29 条第 2 項に基づき、罰則の適用がある旨を説明する。

8 認定取消に関する留意事項

管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業が認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、法第 16 条第 3 項に基づき当該認定を取り消すことができる。

就労訓練事業の認定は、就労訓練事業が一定の基準を該当する旨を確認する行為に過ぎず、許可のように当該者の権利利益を変動させるものではないことから、就労訓練事業の認定は行政不服審査法上の処分には該当せず、その取消等について不服申立はできないものと解されるが、認定取消の判断に当たっては、事業者や利用者、自立相談支援機関に説明を求め、事実確認を適切に行い、その上で認定の取消を行う場合は、事業者に対して、その理由を丁寧に説明することが必要である。

認定の取消を行った場合は、「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書」（様式 8）により、その旨を事業者に通知するとともに、認定就労訓練事業台帳の更新、管内自治体等への情報提供を行う。

図表 8-2 生活困窮者自立支援法関係様式一覧

	関係様式
生活困窮者就労訓練事業認定申請書	則様式第 2 号
誓約書	様式 1
生活困窮者就労訓練事業（相当）認定通知書	様式 2
生活困窮者就労訓練事業不（相当）認定通知書	様式 3
認定生活困窮者就労訓練事業変更届〔事後届出〕	様式 4
認定生活困窮者就労訓練事業変更届〔事前届出〕	様式 5
認定生活困窮者就労訓練事業廃止届	様式 6
報告徴収書	様式 7
生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書	様式 8
事業の運営体制に関する書類	参考様式

9 認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大

認定就労訓練事業において実施される、いわゆる「中間的就労」については、多様な働き方を必要とする生活困窮者に対する支援策の 1 つとして期待が寄せられている。しかしながら、その認定件数が伸び悩んでおり、事業所が生活困窮者の生活圏内にあることも継続的な訓練を行う際には重要であることから、全国的な認定件数の増加に向けて取り組む必要がある。

そのための方策の 1 つとして、法第 16 条第 4 項において、国及び地方公共団体は認定就労訓練事業を行う者の受注機会の増大を図ることが努力義務とされている。これにより、認定就労訓練事業を行う者の安定的経営に資することとなり、就労訓練事業の認定を受けるインセンティブとなり得るものである。

各自治体におかれては、その努力義務の規定を契機として、各地域における認定就労訓練事業において製作された物品等（役務を含む。）の把握を行うとともに、庁内における調達ニーズとのマッチングを図るなどして、認定就労訓練事業を行う者の優先発注の増大に努められたい。

第9 他機関、他制度との連携等

1 総論

生活困窮者の自立に向けては、支援が必要な者を早期に把握し、その者が抱える複合的な課題に応じた包括的な支援を行うことが重要である。これらを自治体の生活困窮者自立支援制度担当部署や自立相談支援機関のみで行うことは困難であることから、庁内外の関係者との連携体制を構築することが必要不可欠である。なお、このような連携体制は、個別の支援を進める中で強化されるものであるが、まずは関係者間で互いの制度に関する理解を深め、それぞれの専門性や役割分担を確認することから始めていくことが必要である。

2 福祉事務所

本制度による支援を受ける者の中にも生活保護の受給が必要と判断される者もいることが想定され、これらの者を確実に生活保護につなぐことが重要である。一方、福祉事務所に相談したが保護の要件を満たさなかった者や生活保護が廃止された者が必要に応じて本制度を利用することも考えられる。このため、法第23条の規定において、生活困窮者の窓口において、要保護者となるおそれが高いと判断した場合、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずるものとされており、一方、生活保護法第81条の3の規定において、保護の実施機関において、生活保護受給者の保護が廃止される際、生活困窮者に該当する場合には、生活困窮者自立支援制度についての情報提供、助言等の措置を講ずる努力義務が設けられている。

加えて、令和6年改正法では、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保する等のため、法第3条第4項において、福祉事務所が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとされた。各自治体においては、生活保護の実施機関である福祉事務所と一層の連携強化を図ることで、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連続的かつ一体的な支援の実施に努めていくことが重要である。

3 ハローワーク

就労は、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立に資するものであり、本人の状態に応じて、一般就労につなげるための支援を行うことが重要である。ハローワークでは一般窓口相談のほか、就労に向けた準備が一定程度整った者に対して担当者制による職業紹介等を行う特別相談窓口（生活保護受給者等就労自立促進事業）が設置されており、ハローワークとの密接な連携体制を構築し、その状態に応じて生活困窮者が適切な支援を受けることができるよう、調整を行う。なお、生活保護受給者等就労自立促進事業については、「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要綱」を参照のこと。

4 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、貸付と必要な相談支援を行うことにより、低所得世帯等の自立促進を図る制度であり、市区町村社会福祉協議

会に相談窓口が設置されている。

生活福祉資金貸付制度は、法に規定されていないものの、プランの支援内容の一つであり、自立相談支援機関や家計改善支援事業実施者と連携して貸付を行うことにより、生活困窮者の効果的・効率的な支援が可能となるものである。

また、生活福祉資金貸付制度のうち、総合支援資金や緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付に当たっては、原則として自立相談支援機関の利用が要件とされているため、自立相談支援機関は市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。

令和2年3月から令和4年9月まで実施された緊急小口資金等の特例貸付に関しては、貸付を受けてもなお生活に困窮している者や、償還免除者について、社会福祉協議会から情報提供があった場合には、自立相談支援機関は、当該借受人に対して電話・訪問等のアウトリーチ等のフォローアップ支援を行うこととされている。また、特例貸付を借り受けている相談者が償還困難な場合には、自立相談支援機関は、必要に応じて償還猶予のための意見書を社会福祉協議会に対して提出すること。加えて、自立相談支援機関は、償還猶予中の相談者に必要な支援を行い、その状況について、当該相談者の債権を有する都道府県社会福祉協議会に意見書を提出する等、個々の状況に応じて生活再建に向けた支援を行っていくこととする。

5 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション事業は、15歳から49歳までの、就労意欲を一定程度持ちつつも一人で求職活動を行うことができないニート等若年無業者を対象に、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験など、職業的自立を支援する事業である。

一方、生活困窮者自立支援制度の対象者は、年齢による上限は設けず、経済的に困窮している者を対象として、生活面を含めた支援を行うものである。このため、ニート等のうち現在、経済的に困窮していない世帯に属する若者については、本制度の支援対象に含まれず、必要に応じて適切に地域若者サポートステーションにつなぐ。

いずれにせよ本制度と地域若者サポートステーション事業が、適切な役割分担の下、それぞれの専門性を十分に発揮しながら、支援を行っていくことが重要である。その中で、若者がそれぞれの状況に応じて適切な支援を受けて、真に自立することができるよう、両者の対象者像や連携のあり方等を協議しておくことが重要である。

第10 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者支援においては、生活困窮者を早期に把握する地域のネットワークづくりや、自立した生活を継続するための社会資源の整備を行うことが重要である。

そのためまずは、他分野も含めた地域資源を把握し活用すること、そして社会資源が不足する場合には新たに開発することが必要である。

本制度においては、支援調整会議において、プランの策定と評価を継続的に実施する中で、地域課題を抽出し、社会資源の活用や開発を行うこととしている。また、支援会議においても、生活困窮者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の検討を行うこととしている。

生活困窮者が排除されることのない社会をつくることや、生活困窮者が支えられる側から支える側に回ること、さらには支える・支えられるという一方的な関係から相互に支え合うという地域共生社会をつくること、生活困窮者支援の仕組みが地域に根付き地域の多様な課題の解決にも資するものとなること等は、いずれも本制度の重要な目標である。そして、このような本制度の目標である生活困窮者支援を通じた地域づくりを行うためには、自治体が主体的な役割を果たしつつ、官民協働によりこれを実現していくことが重要である。

1 他機関との連携を通じた地域づくり

関係機関との連携し、それぞれの役割を明確にして、一人ひとりの生活困窮者の支援に当たることが必要である。これにより、既存の制度や事業から漏れている生活困窮者の早期把握を達成するとともに、たらい回しの相談をなくし、相談から支援へのつながりが円滑に行えるようになる。

2 既存の社会資源の把握と活用

生活困窮者の支援に活用できる社会資源は、様々なものが地域に存在していると考えられるが、これらを生活困窮者支援のために効果的に活用することができるようネットワークとしてつなぎ直していくことが必要である。その上で、地域に不足する社会資源については、行政と民間団体とが協働して開発していくことが重要である。

そのため、まずは現在地域にある社会資源について把握しておくことが必要であり、また、就労の受け皿となることも念頭に、福祉関係機関のみならず、様々な分野を含めた社会資源との関係を構築しておくことが必要である。

アウトリーチや見守り活動を効果的に展開するためには、インフォーマルな支援との連携が重要であり、地域で活動する様々な人材を把握しておくことも重要である。

地域の社会資源を把握した上で、生活困窮者のニーズと社会資源のニーズをつなぎ直すことで、①就労先等の開拓、②認定就労訓練事業者の確保、③社会参加の場づくりが可能となる。

3 社会資源の開発

利用者のニーズに合った社会資源が不足する場合には、自立相談支援機関と関係機関が協

働で社会資源を開発することが求められる。自治体は、生活困窮者支援を通じた地域づくりの観点から、この社会資源の開発に関し主導的な役割を果たす必要がある。

本人が利用しうる社会資源がない場合、自立相談支援機関と支援調整会議や支援会議の参加者が協力して社会資源を開発するか、又は地域の課題として既存の協議会等において検討し対応することも考えられる。

4 住民への理解促進

生活困窮者支援に関する地域住民の理解が不十分な場合、効果的な支援が展開できないことも考えられる。このため、法第4条の規定において、国及び自治体に対し制度に関する広報等の努力義務が設けられているところである。各自治体においては、地域住民や関係機関に対し、生活困窮者支援に関する説明等を通じて積極的な情報発信を行い、本制度の理解を促進し、地域の支援体制のより一層の強化を図ることが重要である。

こうした取組によって、排除のない包摂的な地域社会を住民とともに創造していくことが重要である。

第11 その他

1 事業の評価及びその活用

(1) 事業計画及び評価の重要性

本制度の実施主体である自治体においては、本制度による事業の質を担保するため、計画的に事業を実施し、適切に評価を行う必要がある。なお、毎年度事業実施に必要な予算については、事業の実施状況により定まるものであり、可能な限り効果的・効率的な支援を行うことが重要である。

このため、例えば自立相談支援事業については、

- ① 自治体は国から示される事業効果を検証するための指標や目標の目安（相談受付件数、プラン作成件数、就労・増収者数等）を参考としつつ、自ら目標値を設定し、
 - ② これを達成するための計画を策定し、
 - ③ 計画に基づいて実施した支援の実施状況や達成状況を評価し、
 - ④ 事業運営について不断の見直しを行うこと
- が求められる。（PDCAサイクルの実施）

また、自立相談支援事業以外の各事業においても、同様の評価を行うことが必要である。

なお、支援の達成状況の評価は、経済的自立の達成状況のみならず多面的に行うことが必要であることに留意する。

(2) 地域福祉計画との関係

本制度は、地域づくりを制度の目標の一つとしており、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要であることから、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画及び都道府県福祉支援計画に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であると考えられる。

「市町村地域福祉計画及び都道府県福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日社援0327発第13号社会・援護局長通知）において、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項として、生活困窮者自立支援方策と地域福祉施策との連携に関する事項等を定めているので、参考にされたい。

なお、(1)に記載している事業計画と地域福祉計画の整理については、以下のように考えられる。

図表 11-1 事業計画と地域福祉計画の関係

計画の種類	主体	期間	盛り込む事項
事業計画	福祉事務所設置 自治体	毎年度	事業効果を検証するための目標値等 （相談受付件数、プラン作成件数、就労・増収者数等）
地域福祉計画	全自治体	概ね5年間（3 年目で見直し）	・生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策 との連携に関する事項 ・生活困窮者の把握等に関する事項 等

2 個人情報の取扱等

法に基づく事業等は、関係者の守秘義務のもと行われる。（法第5条第3項、法第7条第2

項、法第 11 条第 2 項)

生活困窮者の個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱われ、個人情報の利用、個人データの提供については、個人情報保護の観点から、基本的に本人の同意の下、行われる必要がある。

一方で、生活困窮者に適切な支援を円滑に提供するためには、支援の関係者間において、各機関が把握している生活困窮者本人に関する情報を共有する必要性は高い。そのため、自己に関する情報が、支援に必要な範囲内で、関係機関において利用されることについて、連絡票等をあらかじめ作成し、本人の同意を得ておくことが考えられる。

また、生命、身体、財産の危険があるときは、迅速に情報提供が行われるよう、ライフライン事業者等と協定の締結等をしていただきたい。

(参考)「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」
(平成 24 年 5 月 11 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)

※ 事業を委託する場合にあっても、各自治体における情報セキュリティ対策と同等の対策を課すことが重要である。①ソフトウェア（ウィルス対策、セキュリティホール対策、不要ソフトウェアの導入禁止等）、②機器（盗難の防止等）、③ルール（不必要なサイトの閲覧禁止、外部記憶媒体の管理、定期的な対策状況の確認等）といった対策が考えられる。

3 人材養成

(1) 研修の実施

国による人材養成研修は、当面、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、子どもの学習・生活支援事業に従事する支援員を対象に実施されるが、国研修のみならず、その参加者の規模や扱うテーマに応じて、福祉事務所設置自治体や自立相談支援機関が積極的に研修を企画・実施することや、広域行政としての都道府県が主体となって地域の中核となる人材を計画的に育成していくことが求められる。

都道府県研修を行う場合は、国研修の内容を地域の関係機関や自治体に伝達するとともに、①研修企画チームを作り企画立案をする、②参加型の形式を取り入れる、③制度の理念と基本姿勢を伝えること、④計 10.5 時間以上の開催時間（複数回に分けて実施することも可）を前提として、研修を企画することが必要である。

なお、都道府県や福祉事務所設置自治体、自立相談支援機関において、研修を開催する際には、国研修の修了者にも研修の企画段階から積極的に参画してもらうとともに、研修の講師を務めてもらうこと等を検討することが重要である。

(2) 人員の配置

生活困窮者自立制度による相談支援がしっかりと機能するためには、様々な課題に関する相談に対し、包括的に対応できる相談員の配置が重要である。自立相談支援事業の支援員の配置状況と新規相談受付件数との間に相関関係が見られているという実情もある。

法第 4 条第 5 項では、自治体の努力義務として、支援を適切に行うために必要な人員の配

置について規定している。適切な人員配置を行うことで、複合的な課題を抱える生活困窮者への支援の充実が図られるよう、人材の確保に取り組んでいただきたい。

4 調査（データ収集）等

（１）調査（データ収集）

法の施行状況を把握し、必要な制度見直しを行うため、国において図表 11-2 の調査（データ収集）を実施する。各自治体においては調査に協力をお願いする。

図表 11-2 法の施行状況に関する調査

調査等の名称	調査内容	実施時期	対象自治体
（１）支援実績に関する調査	新規相談受付件数、プラン作成件数、就労・増収者数（総数）、就労支援対象者数のうち就労・増収者数等	毎月 ※システムによる把握に移行	福祉事務所設置自治体
（２）事業実績等に関する調査	人員体制、事業の実施方法等の実施状況、各事業の実績に関する調査等	年 1 回	福祉事務所設置自治体
（３）事業実施意向調査	任意事業の実施意向	年 1 回	福祉事務所設置自治体
（４）住居確保給付金の支給に関する調査	支給決定者数・支給額、常用就職者数、支給中止件数等	年 2 回	福祉事務所設置自治体
（５）認定就労訓練事業の実態調査	就労訓練事業の認定数、認定事業者数等	年 1 回	都道府県、指定都市、中核市
（６）その他	支援効果の見える化に関する調査等	随時	関係自治体

（２）生活困窮者自立支援統計システム

本制度の業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、自立相談支援事業において、全国統一の帳票類の入力情報の統計処理等を行う「生活困窮者自立支援統計システム」を運用している。

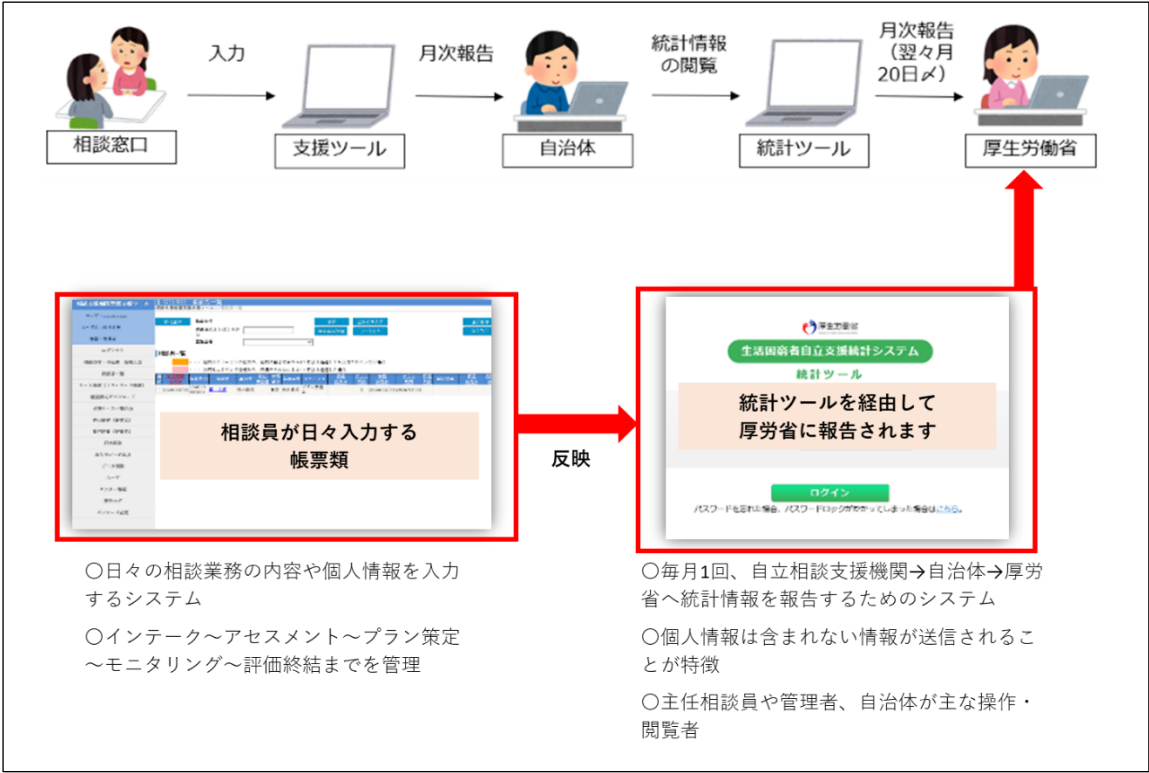
当該システムは、全国統一的な運用が行えるよう、国が一括して開発し、政府共通プラットフォーム上に構築されている。

図表 11-3 生活困窮者自立支援統計システムの構成

生活困窮者自立支援統計ツール （以下「統計ツール」という。）	自立相談支援事業の統計業務をシステム化したものの。月次報告機能等、自治体や国に報告する機能が搭載されている。
-----------------------------------	--

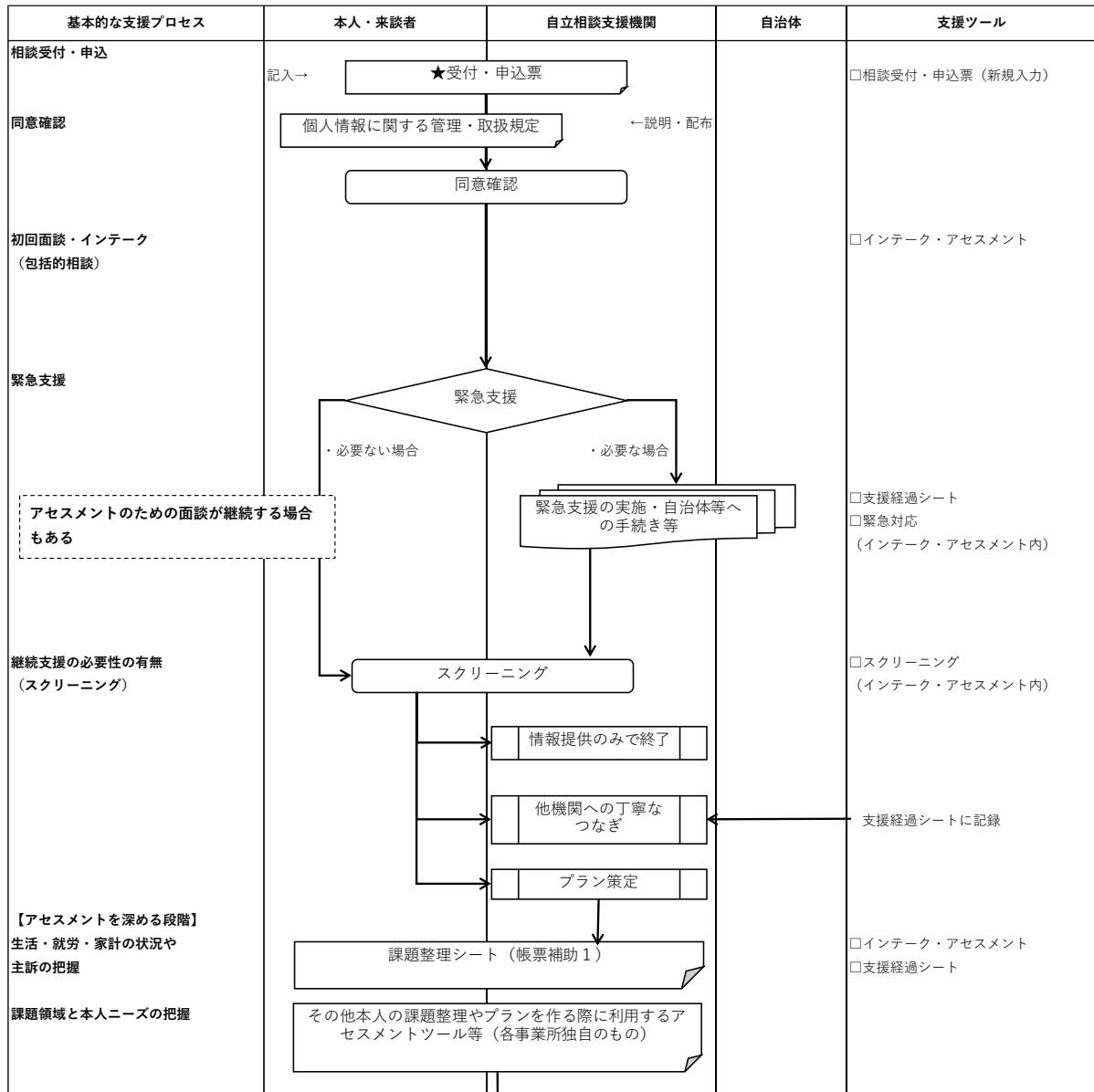
相談者支援機関業務支援ツール (以下「支援ツール」という。)	国が定める自立相談支援事業において使用する自立相談支援機関使用標準様式(帳票類)に、相談支援における手続きを行うための書類作成等を行う。
---	---

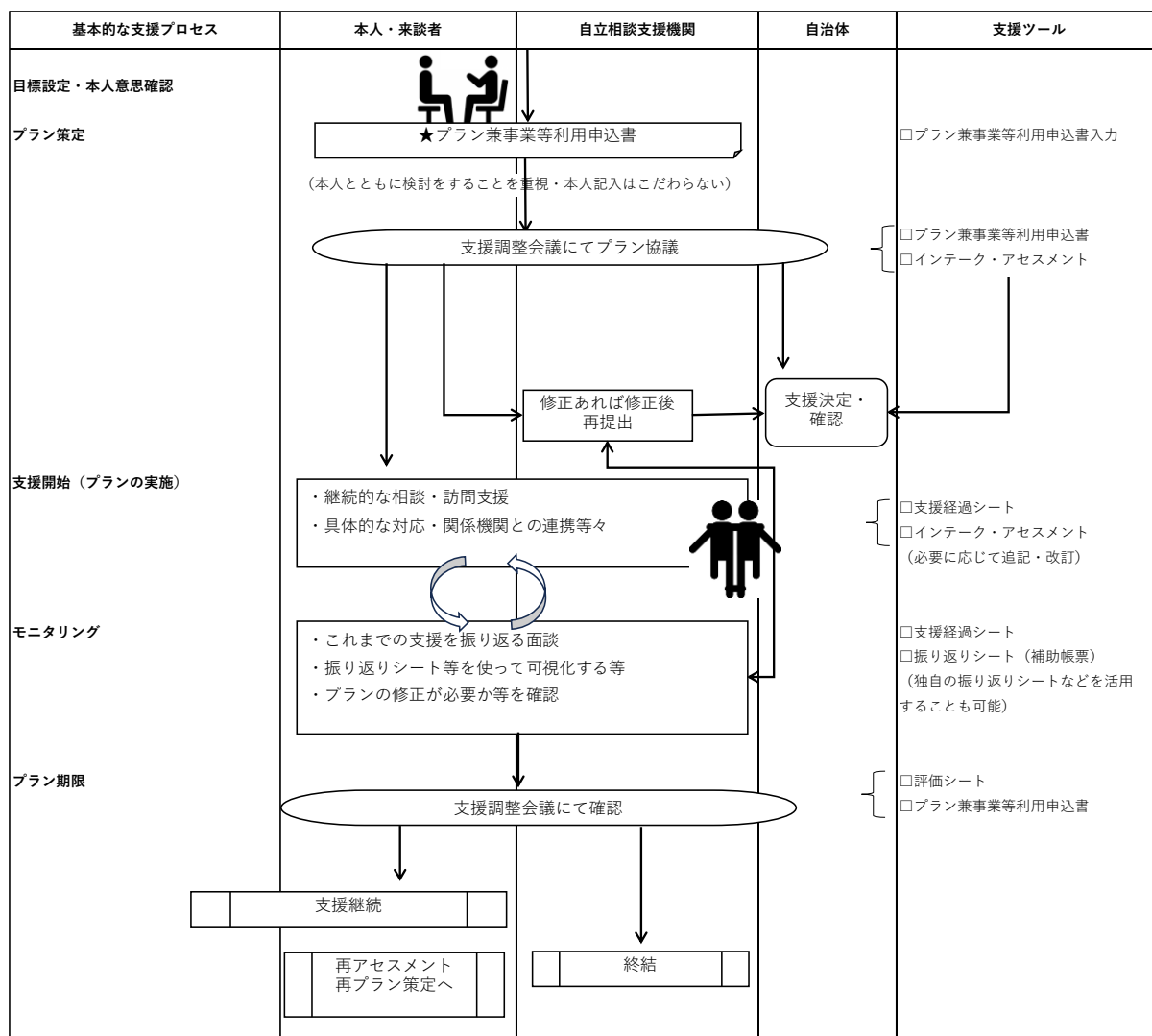
図表 11-4 システム構成イメージ



基本的な支援プロセスと支援ツールの入力プロセスは以下のとおり。

図表 11-5 支援ツールの入力プロセス





統計ツール（月次報告）

- 月次報告は当該月の報告は、翌々月 20 日締め切りとなっているため機関の管理者権限のある者及び自治体担当者は必ず期日までに統計ツールから報告を行うこと。
 (操作方法については、「生活困窮者自立支援統計システム 生活困窮者自立支援統計ツール操作説明書（自治体用）」を参照すること。なお、説明書は統計ツールの「ダウンロード」から閲覧・保存が可能。)
- 各自治体の月次報告は都道府県担当者も統計ツールから確認が可能となっているため、定期的に確認し、各自治体の状況を把握することが重要である。
 (操作方法については、「生活困窮者自立支援統計システム 生活困窮者自立支援統計ツール操作説明書（都道府県用）」を参照すること。なお、説明書は統計ツールの「ダウンロード」から閲覧・保存が可能。)
- 統計ツールの「統計情報照会」からダウンロードされる「統計報告書」「月次報告書」は自治体にて「月次報告」済みの報告内容が出力される。特に「統計報告書」は機関で対応

した細かいデータが蓄積されているため、現状分析や課題の発見等の基礎データとして活用されたい。

- 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業における支援実績加算等は、生活困窮者自立支援統計システムに入力された実績データを算出根拠としているため、各自治体担当者は自立相談支援機関において、入力・報告漏れがないよう確認すること。